

大阪商業大学学術情報リポジトリ

「近現代大阪における雑菓子業界についての研究」

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2017-06-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中島, 孝夫, NAKAJIMA, Takao メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/488

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



近現代大阪における雑菓子業界についての研究

大阪商業大学大学院
地域政策学研究所 地域経済政策専攻
中島 孝夫

はしがき

本論文で分析の対象とするのは、大阪において雑菓子の産業集積がある時期には確かに存在していたことを証明し、その歴史的な意義を見いだすことにある。明治初年から昭和の終わり頃までの約 1 世紀の間、大阪を南北に通じる松屋町筋を中心にあらゆる庶民の菓子を扱っていた菓子問屋が数キロに亘り軒を連ね菓子関連業者を吸引していた。なぜここに、どのような人たちが、何のために集まり、誰に、何を売っていたのか、そして、なぜ誰もいなくなったのか等々を明らかにしてみたい。

本博士論文において雑菓子とは後述の流通菓子も含め、菓子問屋が扱う菓子の総称であると考え。誕生過程においては無店舗で、製造品の販売を菓子問屋に依頼する製造業者の製品群をいう。これに対し、和洋生菓子とは概ね店舗を有し、消費者に直接販売する業者の商品を指す。

さらに、1970 年代には菓子の貿易・資本自由化の影響により雑菓子から次第に分離していったのがビスケット、チョコレート、キャンディ等であり、近代的な量産化の可能な商品群である。一方、この時期には流通革命のなかで大手スーパーなど大型小売店の全国展開が始まり、全国的に流通可能な商品群を流通菓子と称するようになった。

雑菓子とは何か、商品として流通するには 3 つの条件がある。甘さがあること。包装形態が素朴で腐敗、かびの発生が遅く日持ちがするもの。嵩があって安価なこと。すなわち、高度な技術、機械生産を必要としない手造り商品の煎餅、焼物、一口羊羹、豆菓子、かりんとう、飴菓子等々が代表的な商品である。先述の通り、雑菓子製造者は店舗を持たず、問屋に販売を全て依存した。小売店の側でも菓子問屋以外から仕入れることはできなかった。当時、雑菓子はまさしく庶民の文化として位置付けられていたのである。

なお、全国各地に駄菓子という菓子のジャンルが存在する。関東以北の駄菓子は現在でも素朴な郷土菓子としてそれなりの矜持を保持している存在である。しかしながら、関西以西においては、駄菓子はどちらかと言えば幼い子供向けの安価な菓子として雑菓子とは別扱いとなっていた。松屋町筋菓子問屋街には雑菓子屋と駄菓子屋とが混在しており、駄菓子問屋なるものがあつた。菓子小売店も別であり、公設市場には駄菓子店はなかった。

ここではまず、本論文の構成について述べておこう。

序章「松屋町筋菓子問屋街よりの出立」では、雑菓子業者の集中立地していた松屋町筋菓子問屋街の誕生の由来、成長、成熟、衰退という産業集積のライフサイクルを繰返した理由、菓子流通の変遷、全国菓子組合連合会などの組合活動についてなどを述べている。そして、松屋町筋菓子問屋街の存在の意義を論じ、なぜ消滅したのかを問う。

続く第1章は、「大正・昭和初期における雑菓子業界の発展過程と大阪菓子同業組合の創立」について論じる。雑菓子という耳慣れない言葉は、明治19年の菓子税法に登場するから、随分古い言葉である。これらの商品を扱った製造者、菓子問屋たちは大阪生まれではなく、地方出身者であって、いわゆるよそ者なのであった。素早く技術を習得し、零細なところから身を興し、刻苦して成功し、故郷に錦を飾ることを目標にしていた人たちであった。雑の字には万感の思いがこもっている。菓子生産品は問屋、仲卸によって公設・私設市場に持ち込まれる。消費者は大阪が工業都市だった頃の住民であった。人口移動でやってきた低所得者で雑菓子は庶民の生活の必需品だったのである。

第2章は、「統制経済と戦争直後期における大阪雑菓子業界の動き」と題した。そして、1929（昭和4）年の昭和恐慌で大阪経済はどん底の惨状を呈するなか、菓子業界が身をすくめて暮らしている様子を業界人の手記で知ることができる。そして昭和6年頃から“非常時”が恐ろしい迫力をもって押し寄せてくる。価格等統制令が発動され、販売価格が指定され60種の公定価格が決められた。戦時体制の強化により企業整備が進行する。菓子関連業者は涙ぐましい協力体制だったにもかかわらず、戦争拡大とともに製菓産業は不要不急の産業と目されてしまう。菓子業界の場合、統制経済は供給側、需要側双方に何らの効果ももたらさなかった。制度、政策のむなしい苦悩のあとを探ることができた。

松屋町筋産業集積の戦後復興は驚くほど早かったが、統制制度、配給制度からの脱却は時間を要した。この間のギャップに菓子業界は苦心を重ねた。しかしながら、素早い戦後復興は、戦前における菓子業者と松屋町筋菓子問屋街の持つ強力な吸引力がなければなし得ないことであった。

第3章は、「大阪府菓子工業組合の設立事情」である。ここでは戦後20年間における大阪府下での菓子同業組合の設立事情を論じている。利害の異なる菓子製造業者、菓子問屋、菓子仲卸、小売店を網羅した組合を設立するという作業であった。業種によって問題点、利害が複雑に入り込む業界である。行政の指導も受けながら同業組合から業種別協同組合の設立へ、そして、砂糖の配給も絡んで一挙に協同組合数が増加した。分裂した組合では満足な活動はできず、協同組合連合会も不活発な状態から工業組合への移行問題が浮上した。そして、紆余曲折の

末に大阪府菓子工業組合が設立される。この間の経緯は煩わしく、当事者にとって、ことは重大で議論を続けていた。

第4章「高度成長期における流通近代化への対応」では、大阪雑菓子業界の1960（昭和35）年から昭和45年までの約10年間の論じる。戦後の繁栄のピークの時期を迎えて、全国的に見ても特異な発展を遂げたとはいえ、松屋町筋菓子問屋街はこの期以降衰退への道を辿る。だが、すべての業者が衰退傾向にあったのではなく、格差拡大が進行し、企業数は減少しながらも低成長を持続していた。そして、昭和39年、40年は混乱の時期であった。人手不足、賃金高騰、物価上昇に加え、消費者嗜好の変化、食品業界の業界進出、流通構造の変化が大きく影響した。昭和45年頃に雑菓子業界ではいまだ貿易自由化対策が焦点となっていたが、その後は資本の自由化問題が話題となっていく。貿易自由化問題に対しては菓子の大企業をはじめ中堅メーカーはよく耐えて、むしろ自社の体質を堅固なものにつくりかえることにもなったが、資本の自由化には戦々恐々とした様子が伺える。流通近代化への対応については、菓子業界はボランタリーチェーンの結成などの流通対策によって激動の時代を乗り越えようとしていく。

第5章は、「本博士論文の意義と課題」として、松屋町筋菓子問屋街がおよそ100年の間に得た7つの経験としてまとめてみた。確かに松屋町筋菓子問屋街の再生という地理的な構想はもはや抱くことはできない。また、菓子の流通も可逆性を持たないであろう。では、もはや大阪菓子産業集積、とりもなおさず雑菓子そのものは庶民にとって不必要なものとなってしまったのだろうか。残された研究課題なのである。

この博士論文では以上のように松屋町筋に集積していた大阪雑菓子業界についてそれをわが国のおおよそ高度成長期の時期までに限定し、主として歴史的アプローチから詳かに論じてきた。本論文が、当業界の歩みを少しでも明らかにでき、今後の方向についての示唆を与えるものがあつたとしたら望外の喜びである。

2016年11月

中島 孝夫

初出一覧

序 章……………書き下し。

第 1 章……………『大阪商業大学商業史博物館紀要』第 16 号
(2015 年 10 月発行) に掲載分を転載。
但し、加筆修正を施している。

第 2 章……………『事業承継』(事業承継学会報) 第 4 号
(2015 年 4 月発行) に掲載分を転載。
但し、加筆修正を施している。

第 3 章……………書き下し。

第 4 章……………書き下し。

第 5 章……………書き下し。

目 次

はしがき	1
初出一覧	4
序 章 松屋町筋菓子問屋街よりの出立	
はじめに	7
第 1 節 松屋町筋菓子問屋の盛衰	8
第 2 節 なぜ松屋町筋菓子問屋街が成立したのか	9
第 3 節 松屋町筋菓子問屋街は如何なる繁栄を見せたか	10
第 4 節 松屋町筋菓子問屋街に存在意義があったか	12
第 5 節 なぜ松屋町筋菓子問屋街は消滅したか	13
おわりに	14
第 1 章 大正・昭和初期における雑菓子業界の発展過程と大阪菓子同業組合の創立	
はじめに	15
第 1 節 大阪菓子同業組合の創立まで	16
第 2 節 不況下の大阪雑菓子業界	21
第 3 節 都市集中と公設市場	24
おわりに	26
第 2 章 統制経済と戦争直後期における大阪雑菓子業界	
はじめに	30
第 1 節 菓子の戦時統制 —大阪府菓子統制組合の成立—	30
第 2 節 菓子統制経済下での製菓業界と大阪の消費者	33
第 3 節 松屋町筋雑菓子産業集積の復活	34
おわりに —菓子業界統制撤廃への道—	40

第3章 大阪府菓子工業組合の設立事情

はじめに	41
第1節 昭和28年から昭和32年頃における大阪菓子業界組合	42
第2節 中小企業団体組織法の成立と菓子業界	43
第3節 大阪府菓子工業組合の創立から頓挫まで	46
第4節 注目の「工業組合」認可問題	49
第5節 大阪府菓子工業組合の誕生	52
おわりに	53

第4章 高度成長期における流通近代化への対応

はじめに	54
第1節 雑菓子業界は高度成長を実現できたか	55
第2節 雑菓子業界での不当返品問題	57
第3節 貿易・資本自由化の影響	59
第4節 雑菓子流通の近代化	62
おわりに	67

第5章 本博士論文の意義と課題

第1節 本博士論文で明らかにしたこと	69
第2節 残された研究課題	75

あとがき	76
------	----

主要参考文献	78
--------	----

大阪雑菓子業界関連年表	79
-------------	----

序章 松屋町筋菓子問屋街からの出立

はじめに

大阪府菓子工業組合（以下、大菓工という）は、1967（昭和42）年に1,341社を構成員として設立が認可された。大菓工の構成員の多くは、戦後、闇市から公設市場へ、そして商店街の菓子小売店に菓子問屋を経由して納入するなど販売の全てを問屋に依存し、自社店舗も直接の売り先も持たない平均従業員数4～9名の零細菓子製造業者である。菓子業界では、規模別に見れば、大手製菓会社、中堅製菓会社に次いで第3層（底辺）に位置している。流通の激変により、菓子問屋が消滅し、販売先を失った大菓工の構成員は、これまでも他の販売先を模索してきたが、このままではますます衰退していくことが必至の状況である。

本章では、上記の問題関心につき、松屋町筋菓子問屋街の盛衰の事例研究を通じて、菓子業界と大菓工の足跡を多数の関係者に対するインタビューや一次資料の調査により明らかにする。次いで、業界構造や流通の変化等の観点から菓子業界の当時を整理する。

この松屋町の盛衰を、菓子流通の変遷、菓子問屋街関係者の全国菓子組合連合会（以下「全菓連」という）への加盟状況、産業クラスターの変化といった視点から検討することにより、菓子業界及び大菓工の抱える課題を明らかにすることができる。

大菓工の構成員にとって、松屋町筋菓子問屋街は揺籃の地であり、職人として育ち、技術を磨くことができたところである。しかし、菓子問屋の一部が、規格大量機械生産者の商品を扱い、大型全国菓子問屋となって量販店に対応した。ローカル少量手造り生産者である大菓工構成員は、それに歩調を合わせることができず、残された市内菓子問屋への依存を深め、市内菓子問屋が埋没したときには、もはやなすすべがなかった。

大菓工の最大の弱みは、販売を全面的に菓子問屋に依存していたために、顧客の顔を、間近に見ることができなかったことである。市内で売れなくなったので、地方問屋によって地方に移出することが多かった。売ればどこでもいいといった安易な販売方法であった。地域に注目することを怠っており地元での製造直販方策が取れない体質となっていたのかも知れない。販売戦略の失敗であった。大菓工は、流通構造の大変動を見越し、早期に顧客の顔が見える場所へと回帰すべきであった。

うえでは歴史的、時系列的に菓子業界と大菓工のもつ課題を明らかにしてきたが、次に業界構造や流通の変化等の観点から現在の菓子業界の姿を整理し、そこ

から課題を抽出したい。

まず、菓子業界の構造と流通構造の変化についておおまかに略述する。1950（昭和 25）年以後、高度経済成長期ではほとんどの菓子企業が成長した。1960 年代でのチェーン店の出現は菓子大手、中堅製菓業者にとっては急伸の好機であった。しかし、中小零細企業の販売先は以後空白のままである。先にも述べたように、菓子業界は 3 層に分かれており、第 1 層は大手製菓会社 6 社で、食品を扱う商社や全国総合菓子問屋が販売先である。全国各地に営業所を持っている。第 2 層は中堅企業約 150 社で、全国に営業所を持っているところが多く、全国総合菓子問屋と地方有力菓子問屋を得意先としている。第 3 層は中小零細企業で、売上高年商 30 億円以下の菓子製造業者であって主に地元菓子問屋を通じ販売している。業者数は 1,500 社を超えているが、地元商店街の不振、中堅以下の菓子問屋激減により販売先の空白化が生じたのである。

うえのような菓子業界の構造にあって、第 3 層のすなわち中小零細製造業者の衰退が止まらない。そして中小零細製菓業者の売り先空白化が続いている。しかし、余りにも急激な流通小売業の巨大化は、菓子流通の世界に変化をもたらし、最大手の全国問屋さえ、食品商社に組み込まれることになった。問題点であるが、第一に、菓子製造業の構造上の問題を解決するためには、中小零細製造業者の「3 層」意識を払拭する必要がある。事業規模による階層化を受容しているだけでは未来はない。イノベーション意欲が高いとはいえない事業者の中にも意識の高いリーダーが存在する。力強い意志と実践で、成果を出す方向へリーダーが率先すれば、後継者の人材が枯渇しているならばともかく、共鳴する若い世代も確実に存在する。それは新業態開発の道である。第二に、大菓工のような地域の中小零細企業者群の販売先が空白化している問題を解決するためには、今日における地域創生の波に呼応することが考えられる。グローバル化、規格大量生産、大量販売商品の限界が見えはじめ、ローカル手造り少量生産品の地域における存在意義が再認識される時代が見えてきたのである。

第 1 節 松屋町筋菓子問屋街の盛衰

大阪は水都である。松屋町筋のすぐ横に東横堀川¹がある。大阪の動脈的水路であり、多くの橋が掛かる。その西側に堺筋が通る。江戸後期に堺筋は砂糖のまちであった。内外産の砂糖が水路を利用して運び込まれた。隣接する松屋町に砂糖を煮固めた飴玉屋が発生して当然であった。明治 20 年代にはすでに集積と言える

¹ 東横堀川は縦に動脈的水路であった。菓子の仕事、暮らしに重要な交通機関であった。

ほどの菓子製造所が松屋町筋にあった。その頃はまだ問屋街の黎明期にあたり、飴玉の顧客に他の駄菓子の品揃えが必要になる社会環境²であった。しかしながら、道路幅が狭く場所の要る仕事、軽くて嵩があるものを商うことは困難であった。

大阪も大大阪³となって、人口も増加の一途を辿った。1932（昭和 7）年の道路拡張計画で松屋町筋は広くなり、サプライヤーとしての産業環境は整った。飴玉出身の菓子問屋や、新規菓子卸をするもの、仲卸業者数が増えてきた。

この第 1～2 節では、松屋町筋菓子問屋街の盛衰を見る。問屋街の繁栄は、ものを求めて業者が押し寄せたからである。なぜ押し寄せるに至ったのであろうか。第 3 節は、それがいかなる繁栄ぶりであったのかを述べる。全てのものにライフサイクルがあり、繁栄すると成熟し、衰退期に入る。人々は成長期の成功体験が抜けず、時代の変化など受け入れたくない、成熟期を過ぎているにもかかわらず、いずれまたあの繁栄が帰ってくると期待する。幻想であると自覚できないまま倒産していった問屋がいかに多かったことか、また、心中を余儀なくされた菓子製造業者もあった。第 4 節では松屋町筋菓子問屋の盛衰が、菓子製造業者、組合員にとってどのような存在意義があったのかを探る。店を持たない製造だけの菓子製造業者にとって、問屋の盛衰は業者の盛衰であった。第 5 節ではこの菓子問屋街がなぜ消滅したのか。そして、〈おわりに〉では、松屋町筋菓子問屋街は何を残したかを論じる。店を持たない製造だけの菓子業者は、消費者の顔が一切見えない。何を見ているか、問屋業者の顔しか見ない。寸断されたサプライチェーンであった。顧客のニーズを知ろうとしないこと、売れない時代にそれは致命的欠陥となったと言わざるを得ない。

第 2 節 なぜ松屋町筋菓子問屋街が成立したのか

松屋町筋菓子問屋街の発生は明治中期であった。この時期にはすでに菓子問屋の集積が見られるが、それを 3 期に分けると、第 1 期は 1900（明治 35）年から 1917（大正 6）年の 17 年間で、第 2 期は、1918（大正 7）年から 1940（昭和 15）年にいたる 22 年間。第 3 期は、1947（昭和 22）年から 1980（昭和 55）年までの 33 年間となる。

第 1 期の明治末期は、堺筋からの端数の砂糖を使用した飴玉製造業者が多く集まり、問屋との兼業から街の形成がスタートした。顧客は、市内に点在する菓子小売店で、商店街のような拠点を持たなかった。第 2 期は、大正 7 年、食品流通

² 社会的環境 商店街、公設市場が菓子小売業者を必要としていた。

³ 大大阪と呼ばれた理由は、大阪市内の重工業化のため、1925 年に人口が東京を越えたことによる。

に重要な役割を担うことになった大阪市立の公設市場が設立された。以降公設市場はその数を増し⁴、市場内には菓子小売商が 1～2 軒はあった。この公設市場内菓子小売商の商品仕入れを一手に担ったのが、松屋町筋問屋街であった。戦中は休業状態であり、さらに主な地方都市は爆撃に遭い各地の施設は灰燼に帰した。戦後は、闇市の時期を過ごし、菓子小売商は公設市場への入居を再開する。この隆盛を見て、私設市場も漸次開設され、そこでも菓子小売商は必ず存在した。第 3 期、松屋町筋商店街も 1948 年頃から再開され、その隆盛は増してゆく。さらに、各地の駅前や街の中心地に商店街が生まれた。アーケードなどを設置し、大いに客集めに励んだ結果、集客効果が上がり、商店街内にも公設、私設市場が設置されていた。近郊の菓子小売商も遠路を厭わず来店した。需要は爆発的に増大した。供給側の零細菓子業者は資金面での対策に追われ続けながらも、故郷からの新卒人材、金の卵を活用し、戦後はパート、アルバイトが活躍した。しかし、労働条件は劣悪で、社長一家殺人事件⁵を誘発した。

大阪府菓子工業組合⁶は、松屋町筋菓子問屋組合、小売商協同組合と、全国菓子組合連合会を設立、製・販・小売と業界を横に結ぶ画期的な連合会が誕生した⁷。しかし、この組織は瓦解する。まず小売商協同組合は、スーパー、コンビニの初期段階で同組織が壊れたことにより退潮。松屋町筋問屋街を中心とした組合組織そのものは、その周辺に移動したものの、または松屋町からの疎開組とで継続している。連合会退会の経緯は、経費増大の折から、連合会費負担が問題となったのと、それよりも会費に見合ったメリットが感じられないというものであった。組織の中核であった大阪府菓子工業組合は、両者の脱退を受け入れ、その後も 1 団体で大阪府菓子商工協同組合連合会を継続している。なぜか、大菓工は、雑菓子業者のみで構成されているわけではなく、有店舗の和洋菓子店が加盟しており、組織内であるが和菓子・洋菓子・雑菓子業者というような性格の異なる組合が存在し、組織内で連合会的意味合いを有している。

第 3 節 松屋町筋菓子問屋街は如何なる繁栄を見せたか

先述したように、松屋町筋には明治初期において菓子製造業者（雑菓子業者）の集積ができ始めていた。問屋集積に先んじていたが零細であった。店を持たな

⁴ 公設市場数の推移については、大阪市公設市場 70 年史編纂委員会編『大阪市公設市場 70 年史』1989 年、大阪市公設市場連合会発行、表 1-1、15 頁に記載。

⁵ 1958（昭和 28）年の小柳事件。これらを契機として日曜・休日等の労働条件改善に繋がった。

⁶ 大阪府菓子工業組合 1967（昭和 42）年設立。

⁷ 全菓連 1956（昭和 31）年設立。

い彼らはどのようにして商品を販売するのか。ここに仲買人が登場する。仲買人が菓子問屋との仲介をしてくれるのである。

仲買人とは、抽斗付きの箱車を曳いて各地の小売店をまわる商人のことである。最盛期には 230 名ほどいた⁸。大阪市内はもとより、五畿内⁹および遠く幡州、丹波、紀州、四国の徳島方面まで販売していた。この仲卸にも組合があつて 27 組に分かれ、それぞれの縄張りを守っていた。こうした零細商人である仲卸には常に縄張り争い等で紛争が絶えなかった。明治初期、松屋町筋はこれらの仲卸人を相手に菓子製造業者が集まり始めた。松屋町筋は一般菓子を扱う仲卸人が集まりやすい場所だったのである。

松屋町筋一帯に菓子製造業者が集まり始めた明治 15 年頃、仲卸業者が共益組という団体を組織した。この勢力が増大し、製造業者集団を震撼させる。製造業者も団結しなければと松運社と称する 25 名の組織を作った。得意先を吸収し¹⁰、販売の拡張に努力した。他の製造業者は 30 余社が結束して朝日組と号し、のちに東洋社と改称する。業者のほとんどはどちらかに属した。勢力の弱い業者は彼らだけで 30 名の組を作り大同組と名乗る。このように松屋町には 3 団体ができた。300m の短く狭い道路に東西に分かれての大競争が勃発した。製造業者が一致団結し、卸と協調して業界の隆盛を図らねば真の発展を見ることは難しいと、中山鶴吉、景井清三郎の両名（当時 30 歳）が 3 団体で有力者を招き力説、ここに盛立会が創立された。昭和 7 年の盛立会員は 129 名であった。当時のわらべ唄に「まっちゃんまっちゃん菓子屋、寺町は坊主」というのがある。狭い道路の両側から菓子を製造する砂糖や飴を煮詰める匂いが全体に充満しており、買い出しにきた仲卸業者の肩挽き車や、遠方から来た牛車で輻輳していた¹¹。

松屋町筋には、製造業者と問屋とが混在していた。いかに松屋町筋菓子問屋街が喧噪に溢れ、活況に満ちた街であったか、明治期にはすでに 70 軒、1912（大正元）年に 90 軒、1934（昭和 9）年 150 軒、戦後 30 年代に 75 軒あったとされる。

盛立会のその後については、製造業者と卸売業者の組織とが、隔意なく水魚の如く気脈を通じ、郊外にあった卸売の組も盛立会に合流し、お互いに自己の製造品種を守り、他を侵さず、会の統制に服し、共栄の実を挙げた。そして共益組は消滅した。

⁸ 廣瀬為吉『近世日本菓業史 上』菓子公論社、1955 年、367 頁。

⁹ 五畿内＝大和・山城・摂津・河内・和泉。

¹⁰ 問屋を製造組織が囲い込み吸収した、の意味であると考えられる（廣瀬、前掲書）。

¹¹ 三宅實『思い出の記—お菓子で育った 70 年—』製菓時報社、1978 年、81 頁。

第4節 松屋町筋菓子問屋街に存在意義があったか

松屋町筋菓子問屋街が扱った商品は庶民の菓子類であった。ここでは上菓子や、高級品は扱わなかった。大阪が大大阪と称し、人口が一時期とはいえ日本一になったのは¹²、地方からの労働者が集まったからである。船場、島の内に住んでいたそれ以前の大阪人は、仕事は大阪で続け、住まいは兵庫などへ逃れるように去っていった。製造者も地方出身で零細であり、仲卸人たちも裕福とは縁遠い人たちであった。誰もが豊かではなかった。問屋もまだ小規模であった。団結や協調なしでは生きて行けなかった。松屋町筋に集積したのも貧しいがゆえであった。早い時期に組合ができ、相互扶助の組織であった。製造業者が集まり出すと原料・材料を扱う業者も近くに来る。大阪の場合は両横堀川の船運がある。原材料は樽詰が多く、その樽は土佐掘で造られた。力を付けた業者が郷里から人材を呼び集め、同じ技術を習得して分家や別家が近くに開業する。畿内の仲買人が押し寄せる。品揃えが豊富な方が双方ともに便利である。一ヶ所で仕入れが完成し、人が集まると情報交換の貴重な場ともなる。

ある製造業者がヒット商品を開発するとそれを扱っていた問屋は「ライバル会社にはこれを持って行ってはならぬ、わが社だけに卸せ」という。次第に問屋間の格差が広がり、大問屋、中堅問屋、小問屋が形成されてくる。競争の結果、倒産に至る問屋が出始める。戦々恐々の日々を送ることになり、噂が噂を呼ぶ。問題は製造業者がどの問屋に出入りするか、苦心している間に、問屋しか見えなくなる、その先にある小売店や消費者は得意先とは思えなくなる。よい商品を作ることよりも問屋に利益をもたらせることが目的化していく。この陥穽にはまると零細を続けることになる。

ともあれ、問屋が力を付けてくると、その問屋に忠実であれば小製造業者は生きていくことができた。但し、問屋の行く先が健全であるときは安全であった。問屋の行く先とは、大問屋の場合は地方、近郊の中小問屋であり、小問屋、仲買人の場合は、商店街、公私設市場の菓子売り場であった。いつしか小製造業者と消費者との間隔が開き過ぎるのであった。消費者の顔が見えなくなっていった。製造業者のなかには、この距離を短くすることに挑戦する業者も現われた。大菓工の組合員はどちらかという問屋ルートにしがみつく、言わば安易な道を選んだ人たちであった。

¹² 1925年に市域が拡張され13区となり、大大阪と呼ばれる。人口211万4,804人となった。

第 5 節 なぜ松屋町筋菓子問屋街は消滅したか

松屋町筋菓子問屋街は消滅した。しかし菓子問屋のすべてが消滅したわけではけっしてない。巨大食品会社に吸収される運命が見えてきたのだが、菓子問屋の機能はそのなかで残るのであろう。

まず、松屋町筋菓子問屋の消滅の軌跡を見ておこう。過去 100 年間に何度も消滅の危機を迎えたと言えるのであり、その第 1 回目は上述の通り道路拡張期（昭和 6～7 年）であった。道路拡張のため移転を余儀なくされた。松屋町から御蔵町に強制的に移動させられた時期には、150 軒あったとされる菓子問屋が壊滅的な事態となった。散り散りになったのである。次の消滅期は太平洋戦争時の空襲であった。統制と闇市からの脱出は戦後 1949 年の統制解除を待たずにはじまった。瞬く間に松屋町筋の両側車線は自転車やリヤカーで埋まった。数年してオートバイが車線からはみ出るほどであった。そして軽自動車の不法駐車となった。北から南方向へ一方通行となり、不法駐車違反摘発が厳しく駐車ができない、要するに仕事にならないのであった。このようにキャッシュ&キャリアの仕事は無理だと思われた。問屋側の考えは、来て貰う方式からセールスが御用聞きに廻り、配達することへと変化していく。現金から掛売りとなり、妙味が薄れ出した。こうなると、菓子問屋が松屋町筋にある理由も薄れてくる、郊外に出て、広々した土地で仕事をするようになった。量販店側の要求は商品センターを自前で作れということだった。こうして、菓子問屋が松屋町に存在する理由が一挙になくなった。コンビニの隆盛を迎える前に商店街に点在していた菓子小売店が閉店を余儀なくされる。公私設市場は姿を消していく。量販店の菓子売り場管理は大手の菓子問屋が担当することになり、菓子小売店は退場する。松屋町筋菓子問屋も流通構造の変化にいくつかの販路改革を試みた。①問屋が菓子小売店を出店する試み。あるだけの商品を 1 度に並べてしまい、敢え無く失敗に終わる。菓子卸と菓子小売のノウハウが異なるからである。②菓子小売から問屋兼業の小売店ディスカウント店の開業¹³、数社は生き残り大きく成長するが、少数派であった。③百貨店での雑菓子販売はどうか、この試みは失敗であった。百貨店はその性質上、高級品を扱う和洋有名店を入店させ、問屋の商材を敬遠したのである。④レジャー施設 USJ、海遊館、スペイン村等は市場として安定しない。ディズニーランドは東京の問屋がほぼ独占する¹⁴。大阪では突出した問屋は出なかった。⑤P 店（パチンコ）と称して専門化する。数社特化し成功を収めている。⑥高級品専門問屋に移行する。ターゲットを上菓子、和生菓子店に定める。しかし、長年にわたり松屋町筋

¹³ 小売出身ディスカウント店には、マルシゲや吉寿屋などがある。

¹⁴ 一部名古屋勢が納入している。

での問屋依存の稼業では無理である。抱え込んだ製造業者の商材では、上菓子店攻略はできない。これらの分野に果敢に挑戦した中小問屋もあった。とはいえ押し並べて諦めムードが先行した。ただ、本博士論文では分析の対象時期が異なるために、これらの販路改革についてこれ以上言及しない。

おわりに 松屋町筋菓子問屋街は何を菓子業界に残したか

松屋町筋菓子問屋街の失敗は、戦時中における日本軍の失敗と類似点が数多く見受けられる¹⁵。ここでは2点のみ挙げてみる。第1点、日本軍は順調なときには強く全面展開しつつも、環境の転換期には一転して閉塞感に陥り、突破口を見出せなかった。今で言えば、イノベーションを起こすことができなかった。押し寄せる諸問題に解決の優先順位をつけて、協力して新しい活動をすべきであった。松屋町筋の問屋は、ライバル心旺盛で組織的に活動する姿勢はなかった。たとえばA問屋の横隣りに一坪の土地があり、所有者はB問屋である。A問屋はこの土地が欲しい、B問屋は意地でもその一坪をA問屋には売らないと頑張り通す。些細なことだが、随所にこのような事例があり、一緒に突破口を見つける気にならないのであった。

第2点は、「居心地の良さ」、日本皇軍の将校にとって、平時は「居心地の良いところ」であった。変化に遭遇すれば迅速に対処するためであったが、そうは上手く行かず失敗した。同じように、問屋の隆盛時は誠に「居心地がよい」仕事なのである。流通の大変化は経験がなく、小売店がなくなることなども「想定外の出来事」だった。

松屋町筋菓子問屋街の盛衰から、大阪府菓子工業組合の構成員は何を学ぶべきか。①問屋の「居心地のよさ」の裏側にあったもの、それは製造業者の対問屋への姿勢であった。「^{おも}阿る」ことと、全幅の信頼を寄せることとは相違する。歴史の転換期、スーパーの出現時に、協力して、その対策に当たれなかったのである。製販連携体制が必要であった。松屋町筋菓子問屋街の盛衰から学ぶべきは「失敗の本質」である。

¹⁵ 野中郁治郎『失敗の本質』ダイヤモンド社。1989年ならびに鈴木博毅『「超」入門失敗の本質』ダイヤモンド社、2012年を参照。

第1章 大正・昭和初期における雑菓子業界の発展過程と 大阪菓子同業組合の創立

はじめに

本章では、大阪の松屋町筋において明治前期に形成された菓子製造業と菓子問屋の集積について、大正、昭和初期での歴史的変遷過程とその形成要因についての検討を進めていく。

嗜好品である菓子の世界は、上菓子（和菓子・干菓子）が京都で盛んになるとともに全国にも和菓子の有名店が存在するようになった。しかし、一般庶民向けの菓子であり、雑菓子と呼ばれるものも、大阪をはじめとして全国的に知られるようになった。では、雑菓子とは何か、「雑」という聞こえの良くない字を冠するために業界人でもあまり使いたがらない名称ではあるが、それにしても日本の特に大阪の食品産業史の記録に残しておくべき文化的資産であることは間違いのない事実である。

元禄時代の国花万葉記に、「雑菓子は民家の食にして貴人の食するは稀なり、杉折りに詰め難く、晴れなる客人に出し難し」とあり、『近世日本食物史』には、「文化、文政以来江戸の神田竜間町並びに大和町、豊島町この辺に雑菓子問屋数百軒あり、いずれも雑菓子製造組合の標札を店頭に掲げ、大和障子の家あり、千本格子の店あり、或は箱に満盛したる菓子品類、金花糖、しかん糖、有平糖、らくがん、おこし、羊羹、飴、亀の甲煎餅等と称する雑菓子のみなり」とある。また、明治19年菓子税法による菓子製造帳では、蒸菓子、干菓子、雑菓子の3種類に類別されている。雑菓子という名称は以上のようにわが国では18世紀から使われていたことがわかっている。他に駄菓子という菓子の名称があり、関東以北では雑菓子と同等の扱いを受けている。ただ、関西では雑菓子より一段と低級菓子のような扱いが多かった。現在では、分類上駄菓子も雑菓子の中に含められ、流通販売されている。さらに、流通菓子とは文字通りスーパーマーケットやコンビニエンスストアが圧倒的な存在感をもつに至って以来の名称であり、明治、大正、昭和前半期の時代については雑菓子と言う名称を使用せざるを得ない。

菓子業界では、今も和洋生菓子は自家製造店頭販売が多く、菓子全体売上額の3割弱を占めている。雑菓子業者はおしなべて自家店舗を有しておらず、卸問屋に販売を依存している。つまり、雑菓子を論ずる場合、これら和洋生菓子業態は含まれていないのである。

1881（明治14）年、日本の国家財政は破局の寸前であった。財政の責任者松方正義は、財政再建を手がけるに際し、たばこ税、酒税の消費税を大幅に増徴し、

さらには菓子税・醤油税が新・再設された。1885（明治18）年5月8日に公布され、同年7月1日に菓子税が施行されるや、各地で菓子業者の団体行動が生じ、菓子税全廃の陳情運動が勃発した。そののち、1889（明治22）年の国会開設時に菓子税法が廃止され、1896（明治29）年に菓子税問題は終息した。その後、各地の菓子業者は組織の未熟さを悔いて、同業組合の設立を急ぐようになった。しかしながら日本の菓子界は当時、上菓子業者と雑菓子業者とに二分されていた。そのうえに、都市と地方、メーカー、大小卸問屋、さらには仲卸、小売商とに分野が異なり、互いに存在を主張はするが組合結成等に協力することには全く不慣れであった。

1896（明治29）年から菓子同業組合結成への動きが具体的に始まっていったが、その間、大阪菓子業界はどのように推移していたのであろうか。無統制で、無組合の状態だったのか、菓子業者はどのような動きを示していたのだろうか。本章では大阪菓子同業組合の設立事情について検討していきたい。この時期にあつて大阪菓子業界では、大阪菓子同業組合を中心に、多くの任意団体による大阪雑菓子業界が形成されており、菓子問屋が業態を確立させる以前に仲卸業者集団が存在していた。1887（明治20）年既に松屋町筋において活躍していた仲卸集団「盛立会（せいりつかい）」を取り上げる。菓子問屋の先駆的存在にこの「盛立会」がある。雑菓子業界は特異な流通機構であつて、当時メディアも交通機関も殆んど存在しないにもかかわらず、活発な商戦が繰り広げられていた。本稿では松屋町筋そして難波に菓子問屋の商業集積が存在した事実も明記しておきたい。

第1節 大阪菓子同業組合の創立まで

1 大阪菓子同業組合の前身である大阪菓子商組合について

菓子商組合は業者間では菓子仲間と呼び合っており、組合組織とは程遠く、多分に株仲間意識を保持していた¹。1871（明治4）年までこの組織形態で運営されていたが、1872（明治5）年の各藩知事の廃止とともに、菓子商仲間にも解散の命令があつた。このとき以降、関係者は同業組合の形成に向けて尽力する。この願いが入れられて1874（明治7）年3月組織結成の許可が下り、従来の仲間規約を改廃してここに菓子商組合が誕生した。

大阪菓子商組合総取締役は第1期から第8期まで、勢田久右衛門、高岡又佐衛

¹ 「大大阪菓子新聞」菓子公論社、昭和12年、第144号、20頁。

門、齋藤清七、中村実、杉谷秀之助、齋藤彌七、福島宗助、藤田善助の 7 氏が務めた²。1885（明治 18）年の菓子税問題に大阪が組織的に対応できたのは、この組合の存在が寄与するところが大きい。

ところが同業者の福利増進、社会的地位向上の面については不備が多く、菓子価格の競争は激化し、種々の悪弊さえ生じていた。とはいえ、この間、組合員数は 1,500 人程に増加していた³。この大阪菓子商組合設立とともに、準則組合として松屋町に雑菓子商組合が誕生し、餅饅頭商組合、砂糖漬掛物商組合等業種別組合が誕生していた。1937（昭和 12）年に「大大阪菓子新聞」が大阪菓子同業組合 30 周年記念号を発刊した。その企画のなかで、当時の組長クラスが呼ばれ座談会を開いている。第 4 期組長熊野又太郎はその間での事情を伝えている⁴。

藤田善助以下 64 名は発起人会を組織し、重要物産組合法に基き組合を設立申請する。下の申請書は、大阪菓子同業組合「創立 30 周年大座談会」の折りに出席者の書記長武田一鑑が準備していたものである⁵。

重要物産同業組合設置発起認可申請書

- 1、私儀従来菓子製造又は販売業のものに有之候儀近時我邦商工業の発展と共に業務の何たるを問わず諸般の改良を要すると同時に営業上の弊害を阻止し信用を維持し且販路の拡張を図るは営業上最も必要の次第と奉存じ候
- 2、乃ち之を遂行せんには同業者の歩調を一にし、尚協同一致するに非ずんば斯業の改良発達の如きは望むべからざる儀と奉存候之今般大阪市並びに堺市一円を組合地区とし明治 33 年法律第 35 号重要物産業同組合法に基き大阪地区に於ける菓子製造者並びに販売業者の同業組合設置致度候間発起御認可相成度別紙取調条項相添え申請候也。

明治 40 年 7 月 5 日

大阪菓子製造販売同業組合

菓子商総取締役 藤田 善助

雑菓子製造業総取締役 中山 鶴吉

砂糖漬製造業 潮江 儀助

雑菓子業取締役 小林林之助

以下 60 名

² 廣瀬為吉『近世菓業史 上』菓子公論社、1955 年、366 頁。

³ 大大阪菓子新聞『大阪菓子同業組合 30 周年記念号』菓子公論社、昭和 12 年、記載の組合員数から筆者推定。

⁴ 本章末の資料 1 を参照されたい。

⁵ 「大大阪菓子新聞」菓子公論社、昭和 12 年、第 144 号、31 頁。

上記の申請書で分かるように、大阪菓子製造販売同業組合には菓子製造者と販売者の双方が参加している。大阪の雑菓子業界では、当時ほとんどの菓子問屋は菓子製造も行っていたことを反映している。(大阪菓子製造販売同業組合は大阪菓子同業組合設立前に付けた仮の組合名である。

2 大阪における菓子問屋の発生

明治中期まで掛物菓子と菓子問屋は未分離の状態であった。掛物菓子とは金米糖、蓬莱豆、万歳豆、生姜糖類のことをいい、一般に菓子は数売りであったのに、これら掛物菓子は目方売りである。天秤に掛けて目方で売る。この目方売の菓子を総て掛物というようになっていた。普通の数売菓子はほとんどがその地方の小売店で販売されるか、あるいは仲卸によって近距離のところで販売されたが、製造業者自身がこれ等の菓子を地方へ売りに行くようになり、さらに他の製品も扱うようになっていった。そして菓子問屋のなかには地方へ売りに行く問屋の業態が生まれた。同時に自家製品を持たない全品仕入の地方移出問屋が誕生する⁶。大多数は焼菓子か飴菓子製造から問屋に転向したものである。さらに、明治中期には森永特約店になることがステータスとなり、大阪では中川、三宅、三木、濱田に加えて、本来は焼物製造業者であった奥野も森永の特約店となり問屋業界に進出していった。

3 仲卸集団「盛立会」誕生の経緯

大阪で松屋町は菓子問屋の代名詞となっていた時期があった。先述のように、松屋町筋に菓子問屋の集積が始まったのは明治初期である。それ以前は問屋街ではなくて、菓子の製造業者たちがいわゆる駄菓子（一文菓子）の製造を始めていた地域である。種々の菓子が揃うと、そのところに仲卸たちが仕入に集まって来る。製造業者と仲卸たちとがともに繁栄していた頃の1891（明治24）年に「盛立会（せいりつかい）」が誕生した。仲卸とは、抽出し付きの箱車を曳いて各地の小売店を廻る商人⁷を指し、最盛期で約230名を数えた⁸。

盛立会の設立目的と事業は会員相互間での親睦と利益保護であって、会員製造以外の製品取扱については一定の規制があり、部外品の販売については役員会で

⁶ 明治30年に源音次郎、続いて三宅庄七、潮江義助、中川定次郎、三木覺之助、鹽野米吉、蔭山亀吉、木本政治郎、三野鹿松、赤穂常七、松谷角次、熊野又太郎、井上福松の諸氏が問屋を開業した。

⁷ 廣瀬為吉、前掲書、369頁。

⁸ 廣瀬為吉、前掲書、369頁。

の許可を必要とした。それが製造業者の利益擁護に役立っていたが反面で不自由さもあった。こうした窮屈さももともとは親子や主従関係が強固なために、役員
の命令は絶対的で、さながら親分子分の如き関係にあった⁹。内部はよく統制され
ていたが問題は外部との関係にあった。零細商人である仲卸には縄張り争いと
か価格競争等で紛争の絶え間がなかった。これを調停するのが盛立会のほとん
どの仕事で、つまり末端配給の統制ともいえるべき任務を負っていたのである。
そのほか新規営業の許可、問屋業者の無届け部外品販売の調査、仲卸業者の
不払いに対しては会員全部に通知し彼らとの取引を拒絶するなど、また競
争相手との対抗上仲卸への歩戻しを増したり、通行しづらい地点を行商する
仲卸へは車の破損料を見込んで特別歩引を認めるなど、自治的統制と会員相
互扶助という共存共栄の精神が発揮されていた。

このように松屋町筋における「盛立会」が大阪菓子業界の発展に果たした功績には大きなものがある。しかしながら、彼らが雑菓子を商い零細な業者であったこともあり大阪の歴史に記録が残っていない。「盛立会」の歴代会長の事蹟も焼失している¹⁰。

また、1908（明治41）年までの時期には、松屋町筋だけに菓子業者が集積していたのではなく、難波にも菓子街が存在していた。それは1899（明治32）年頃、難波元町5丁目に数軒の雑菓子製造家が開業したことに始まる。この付近には難波市場と木津市場があり、青果、野菜、干物、魚類を仕入にきた八百屋、魚屋が副業として帰りすがらに菓子を仕入れて行き、業者も次第に増えていった。その頃、南海鉄道の今宮駅ができ、南河内、大和、紀州方面の客は松屋町筋に行くよりも難波で仕入れた方が便利になった。徐々に難波にも仲卸業者が集まり始め、明治40年頃には業者数も80軒ほどに増えて松屋町筋の菓子業者へ多大な脅威を与えるようになった。難波菓子街がかくも急速に発展したことは地の利による好条件もあったが、松屋町の閉鎖主義に対してここでは開放的であった事も一つの原因であることが指摘できる。松屋町筋では先述したように、親子兄弟の分家や一定の年季を勤め上げた別家でなければ開業が認められず、取扱商品にも制限を設けて無許可品の販売を禁止していた。したがって松屋町筋で開業を許されない業者が難波で開業するようになり、どのような商品も自由に販売できるようになったのである。

⁹ 廣瀬為吉、前掲書、368頁。

¹⁰ 会長として功労のあった人々の名前を列記すると、中山鶴吉、清水彦次郎、景井正三郎、高味藤七、中野治三郎、池岡又吉、瓦葺甲子郎、大村菊松、岩崎巳之吉、安田豊三郎、上田秀次郎、大西米吉であった。このうち、中山鶴吉は長年の間、同会の会長、相談役として務め会の重鎮であり、大阪菓子同業組合長でもあった。

4 難波の共益組

業者の数が増加するにつれて難波においても組合結成の必要が生じてきた。松屋町筋の盛立会に対して難波には共益組が結成され統制にあたった。開放的であったとはいえ、ある程度の統制と取締は行なわれていた。例えば新規加入者からは入会金 5 円を徴収しており（松屋町盛立会では加入金 20 円）、共益組では下記のような証文を会員業者からとっていた。

証書

- 1、私儀従前ヨリ柿餅卸売営業有之候間今般菓子兼業候ニ付御組合共益組ニ加名仕候就テハ加入金トシテ金五円相納メ申候然ルニ私方販売方従前ヨリ十八個売致シ居リ候ニ付御組合規約トシテ十五個売トノ相違有之候ニ付止ムヲ得ザル儀ニ付御組合退員仕候、就テハ木津難波一円ニ於テ菓子販売致ス間敷候間前条ノ金額御返済被下度候若シ此後ニ至リテ右違約致シタル場合ニ於テハ如何ナル御処置モ相受候共決シテ違儀無之候、依テ約定証書差入如件

明治三十八年十月六日

南区難波東神田町四十四番地 徳田菊蔵

共益組 御中¹¹

これにより、売値の協定が厳しく守られて破約者は退会を迫られ、その地では営業を許されなかったことが窺われる。また 5 円の加入金を取り戻すためにもこうした証文が差し入れられる必要があった。仲卸人が仕入取引を行なうにも下記のような証書を必要とし、組合員以外との取引はできなかった。

申込書

- 1、今般私儀組合製造ノ菓子引売営業ヲ以テ組合へ加入候処確實也、然ル上ハ組合規約可相守ハ勿論ノ事組外ノ代呂物一品タリトモ引売致シ候節ハ組合ヨリ如何様ノ御仕置ヲ相受候共一切異議無之候依テ申込所如件

明治四拾年六月式拾三日

大阪市南区難波東神田町四拾六番 村上齊三

¹¹ 廣瀬為吉、前掲書、373 頁。

共益組 御中¹²

また共益組の公正証書も残されている。共益組維持基金として、1名につき1ヶ月金1円50銭の積立貯金を行なったことが記載されている¹³。

共益組役員は順次交代し、その氏名は不祥ながら前記の資料2によって新地留吉、岸本豊吉、松田作二郎の諸氏が有力者らしい。こうして共益組は90名となり、そのなかでも松田、村上、植田、岸太、笑顔堂等が有力問屋である。そのうち製造業者・問屋混成の共益組では利害の衝突が多く一部融和しないこともあって製造業者だけからなる共愛会が誕生した。共愛会は菓子統制の時代まで続いていく¹⁴。

第2節 不況下の大阪雑菓子業界

1 大大阪菓子新聞の発刊

1925（大正14）年6月、大大阪菓子新聞が稻荷多良助によって発刊された。日本飲食料新聞からの独立である。当時、この分野での業界新聞は既に約20あると言われている¹⁵。大阪雑菓子業界の様子について、この大大阪菓子新聞から見ていこう。大大阪菓子新聞の創刊号では、読者に対して大阪菓子同業組合への加入を呼びかけている。組合あつての業界新聞という基本方針で記事が構成されている。したがって大阪菓子同業組合についての記事がことのほか詳しい。未加入者諸君に謹告と題した、組合側の記事も掲載されている¹⁶。

大阪菓子同業組合は1908（明治41）年5月21日農商務大臣の認可を受けて重要物産組合法という法律の規定による同業組合として成立した。堺市内において菓子の製造あるいは販売もしくは取次を営業としている者たちに加入を呼びかけている。

ところで同業組合は何の為に組織されたのであるか、あるいは如何なる仕事をしているか、組合に加入すればどんな利益があるのか、組合に加入しなければどんな損があるのだろうか。

¹² 廣瀬為吉、前掲書、373頁。

¹³ 本章末資料2を参照のこと。

¹⁴ 廣瀬為吉、前掲書、375頁。

¹⁵ 食料品関係の業界紙が20社あり、そのなかには菓子が含まれる。

¹⁶ 「大大阪菓子新聞」、大正14年6月20日付参照。

2 大阪菓子同業組合の組織

1907(明治 40)年、大阪菓子同業組合は業界を 4 部と堺市の 5 つに分けていた。第 1 部は生菓子、焼菓子、煎餅で約 600 名、第 2 部は餅饅頭約 350 名、第 3 部雑菓子、飴菓子、米菓子、粟おこしで 250 名、第 4 部は掛物・問屋で約 100 名、第 5 部は堺支部約 150 名で合計 1,450 名であった。有権者はしたがって 1,450 名で、役員選出方法については各部から人数割で 1 名の議員候補を推薦する。推薦された議員候補 40 名で選挙が行なわれて、組長、副組長、会計、評議員、代議員議長、副議長などを決定していく。相談役は前・元組長、副組長になる。任期は 2 年であるが、当初 10 年間はずいぶん中途辞任が多かった。

しかしながら、生菓子業者と問屋・仲卸業者とはもともと接点がなく、同業者であっても話題が合わない。問屋と雑菓子製造業者もともに利害が相違する場合がある。生菓子業者と雑菓子業者とも話題が噛み合わない。そこで共通の案件だけを議案として取り上げることになったが、次第に組合としての意味合いが希薄化してくるようになった。

ところで、日本各地には郷土菓子、土産物などが存在する。全国菓子飴大品評会(後に全国菓子飴大博覧会)が 1911(明治 44)年から今日まで 26 回にわたり継続しているのは各地に菓子が存在するからである。しからば同業者組合の上部組織として連合会があつてしかるべきではないか、全国共通に思いは同じであつた。連合会構想は、菓子税問題の 1885(明治 18)年からあつたが、創立に漕ぎ着けたのは 1925(大正 14)年のことである。同年 5 月、東京市に、各地の加入組合中 50 余組合から代表者百数十名が集まって、会長今村太平次(東京)、副会長福島宗助(大阪)、同三輪伊三郎(名古屋)などの推薦理事を決定した。長時間を要し、苦心の末出来上がった連合会であつたが、初代連合会長今村太平次は数年して辞任を訴える。余りにも各地の同業組合が非協力だと嘆いている。しかしながら、この連合会は以後全国菓子飴大品評会を主催するに至る。

3 第 6 回全国菓子飴大品評会の京城開催

1925(大正 14)年 11 月、京城菓子商組合会長本吉清一、理事長藤貞市から、全国の菓子同業組合へ、第 6 回全国菓子飴品評会開設趣意書が送られている。意気軒昂な趣意書であり、この時代における日本人の持っていた心意気が示されている。

朝鮮京城での全国菓子飴大品評会であるから、外地開催の特徴があるだろうとの予想を誰もが持ったに相違ない。しかし、出品要領はほとんど第 5 回までの品

評会と変わらない。朝鮮各地から参加はあったのだが日本人だけの博覧会で朝鮮人の参加、出品は考えられていない。当時の状況なのであろう。

第6回全国菓子飴大品評会の際立った特徴は寄付者の多彩さであった。内地からは当然として、京城、平常らの朝鮮半島はもとより、大連、奉天等中国各地の菓子製造業者から多額の寄付金が集まった。これ等住所の人々は全て日本人あるいは日本名である。どのような菓子を製造し、誰にどのように販売していたのかを知りたいが今となっては調べようもない（第6回全国菓子飴大品評会『京城菓子商組合事務報告書』94～105頁より）。

4 全国菓子共進会の開催

大正から昭和初期にかけては、全国菓子飴大品評会とは別に、地方都市の各地で全国菓子共進会が開催されていた。例えば、1930（昭和5）年4月11日より同月4月20日まで、松江市内の会場で開催された。全国菓子業組合連合会山陰支部設立記念として開催され、主催は松江市菓子商組合であった。出品数では大阪府下企業が圧倒的に1位であった。不況下ではあったが世間は和やかさがあって、大阪菓子同業組合組長の江崎利一（グリコ）は、「全国菓子産業ノ縮図トモ目スベキ本挙擢ハ同業者ヲ裨益シ一般人ニ向カッテ菓子需要喚起ノ好宣伝タルヤ勿論ナリ¹⁷」と祝辞を述べた。しかし、昭和5年当時は経済界が不振で菓子の輸入品が入ってきて、国産でも欧米商標や意匠などの偽物が横行しており、迷惑を受けていたグリコ社長の江崎利一は褒賞式祝辞で、そのことについても言及していた。

5 製販一体の株式会社

大正の頃の株式会社設立については、菓子業界の同業者がお互いに株主として参加していた。発起人や賛成者として相互の間で株を引き受けている。業界新聞に株式会社が設立時に広告を出しその旨を周知徹底させていた。製造家は合資会社が多く、販売量が増加し、機械化、大量生産の機運があった。菓子問屋側は有力な特約店をいかに多く獲得するかを競っていた。資本を投下してでもその商品を手に入れたい。製販一体で株式会社を設立した。しかし、不況下での船出であり、倒産しないという保証はなかった。当時有名だった大糸製菓株式会社が失敗している。また渡月堂製菓株式会社による株式募集広告の存在が知られるが、紙幅の関係上ここでは省略せざるを得ない。

¹⁷ 「大大阪菓子新聞」、昭和5年4月20日付、16頁。

株式会社化を進めていくに際して万一のことが発生すると、業界全体が具体的な不利益に直面せざるを得ないこともある。あえて、株式会社をそのように業界に閉じ込めるがごとき仕組みを目指したのか。大大阪菓子新聞では、著名な製造工場が株式会社組織になっていったことを明らかにしている。しかしながら、戦時の非常時体制が敷かれるや、株式会社化はほとんどなくなっていく。

大阪の場合は全国的に見て業者数は多い。先述のように、全国菓子飴大品評会への出品者数などは圧倒的に多い。しかし、株式会社数は僅少である。大大阪菓子新聞の広告から株式会社を拾うと、以下のようである。

森永製菓関西販売株式会社、大阪三河屋製菓株式会社、大阪中央商事株式会社、大糸製菓株式会社、渡月堂製菓株式会社、ヤマト製菓株式会社、丸三製菓株式会社、大阪のしや製菓化学研究所、株式会社立誠堂、大阪菓子株式会社、乾卵食品株式会社の計 11 社（ただし、1912 年から 1935 年まで、グリコは大阪であるがこの時点では合資会社であった）。合名会社、合資会社が業者数のおよそ 1 割を占めていた。後は「本舗」とか「〇〇製造所」、「〇〇所」という名称がほとんどである。雑菓子業界には当時 2,500 人が在職していたから、この株式会社数はあまりにも少ない。大正時代における大阪の菓子問屋で株式会社は 1 社もなかった。先の渡月堂株式会社の例のように、取締役や発起人には菓子問屋が多く加入していた¹⁸（なお、付言しておくとして 2014 年現在、「本舗」は僅少、「〇〇所」という名称は完全に消滅している）。

菓子業界のなかでは、雑菓子業者の数は 75～80% を占めていた。しかし、量産できた品種はキャンディなどに限られ、煙突組と呼ばれていた。それ以外の菓子類は小規模生産であった。したがって株式会社の設立も少なかったのである。

第 3 節 都市集中と公設市場

1 人口の都市集中と菓子

第 1 次大戦後の好景気時も、その後の不況下においても、雑菓子業界は苦境にあえいでいた。大大阪菓子新聞が創刊された 1925（大正 14）年に大阪市では第二次市域拡張により東成、西成両郡の全域にわたる 44 ヶ町村の合併が実現することになった。この結果により従来の面積 58 平方キロ余が一躍 181 平方キロ余となり、人口も 132 万から 211 万人に増加し、当時国内第 1 位、世界第 6 位の大都市へと

¹⁸ 「大大阪菓子新聞」、大正 15 年 4 月 20 日付、14 頁。

躍進することになった。かくしてこの編入によって新たに西淀川、東淀川、東成、住吉、西成の 5 区が誕生し、旧市の東西南北の各区が分区されて 8 区に改められた。それにより全市は 13 区の行政区に分かれるに至った¹⁹。市域拡張の政策にくわえ、大戦ブームによって大阪市内に煙突が立ち並び、農村の過剰労働力が都市に吸引され、人口は増加していた。人口増を反映して、無秩序に市内、近郊へ中流階層以下の人々が住む住宅が広がり始める。他方で大阪の富裕層は阪神間に移動する²⁰。この人口移動現象が大阪の雑菓子業界を発達させ、上菓子、洋菓子店などの高級店が大阪に少ない原因にもなっている。不況続きでまた菓子業界に人が集まることにもなった。四国に仕事がなく、大阪に来る。現実には直面し菓子屋でもするかと菓子の仲卸になった人がいた。松屋町と菓子小売店を往復するのだが、実際はすでに数店の菓子問屋や仲卸で固められ、隙間がない。自転車で尼崎まで小売店を求めて日参したという話もある²¹。

2 公設市場内の菓子小売店

大阪にもし公設市場がなければ松屋町筋菓子問屋街は存在しなかったし、菓子製造業も仲卸も集積しなかったであろうと思われる。

1889（明治 22）年、大阪市は人口 47 万人で発足した。第 1 次市域拡張ならびにその後の市制発展（人口の都市集中）により市制開始後の 23 年間で人口が約 3 倍になった。大戦後の異常インフレで米騒動が勃発し、人口数が変動した。生活困窮者のために大阪府は大阪市、財界と共に大阪救済事業援護会を発足させた。大阪市内に住む人が入れ替わったようである。中流階層以上の家庭は周辺へ住宅を移す。後に地方から職を求めてやって来るのは生活困窮者予備軍である。そこに雑菓子業界が発展する大きな機会があった。救済事業後援会は集めた資金に市費も加えて廉売を原則とする公設市場その他の社会施設を充実させることになった。大阪市も救済課が社会部となり、大正 7 年 4 月、全国初の公設市場が誕生した。仮設市場から恒久的施設として設置された。境川、天王寺、福島、谷町、翌 8 年には空堀、築港、本庄、西野田、木津の各市場を加え、大正 15 年までに 47 ヶ所、昭和 10 年までには 54 ヶ所を開場、店舗数は 2,037 軒に達した。これら公設市場、あるいは徐々に増加しつつあった私設市場に 1 ヶ所は菓子小売店が存在し、いずれも販売されている菓子類は松屋町筋経由であった。

¹⁹ 川端直正『大阪の行政』毎日放送、1993 年、266 頁。

²⁰ 中村隆英『昭和史 1』東洋経済新報社、1993 年、16 頁。

²¹ 大阪鶴橋商店街の煎餅商後藤氏は中卸の経験があった。

3 公設市場内外での紛争

市場内には砂糖売場と菓子売場が別々になっていて、砂糖店は菓子を扱うことはない。また、菓子屋も砂糖を売ることもない。しかしながらある市場の砂糖専売店が砂糖菓子を売ったのである。菓子店にも砂糖菓子がある。同じものを他店が売るとは何事か、商売妨害であると菓子店が息巻く。とはいえ大正 7、8 年頃は砂糖店の経営が厳しい状況であった。砂糖屋が砂糖で出来た菓子を売って何が悪いと、業界同士の問題に発展した。分野調整の難しい問題を抱えていたのである。しかし、例えば境川公設市場の配置図を見ると、2 階売場 26 ブースの内、菓子店舗が 4 店ある。砂糖店は 1 店である。菓子店舗の圧力が強かったのではないだろうか²²。

また、公設市場内では 2 割程度、既存の小売店より廉価であることが設立趣旨に触れられている。ところが、このような公設市場が出来ることは断然許せないのが既成小売店と私設市場であった。我々の仕事を奪う気かと公設市場排斥論が当初よりあった。

おわりに 大阪菓子商組合から大阪菓子同業組合へ

1896（明治 29）年頃から組合結成に向けての気運が高まり、明治 41 年にはようやく発足した大阪菓子同業組合の設立事情は、業界にとっては画期的であった。明治前期の雑菓子業者と組合設立当時の業者はほとんど入れ替わっていた。そして業者数は明治 41 年 1,450 名、大正 8 年 1,500 名。昭和 16 年 4,700 名と幾倍にも増加していた。（『近世日本菓業史 上』菓子公論社、1955 年、367 頁）。大阪雑菓子業界に製造業者、販売業者が一体となった大阪菓子同業組合が設立されたことによって大阪菓子業界の組合組織化がなされ業界が整ったのである。

当時の大阪菓子同業組合が活躍していた大阪は「煙の都」であった。新しい人たちにとってはこの言葉は公害というより大阪の繁栄を誇るものとして使われていた。行政の対応は大幅に遅れていた。ようやく昭和 7 年になって「煤煙防止規則」（大阪府令）が定められた。大阪市民は逃げ出して当然だった。私鉄が発達し、郊外に住宅が建てられ移動していった。大阪は煙の都で仕事を見つけた人たちの都市となった。

この新しい大阪市内の住民（煙の都民）こそが雑菓子の顧客なのであった。菓

²² 『大阪市公設市場 70 年史』大阪市経済局、1989 年、49 頁。

子業者、職人、仲卸、問屋に働く人の出身地はほとんどが地方出身者であった。菓子の業種と県名に関連があった。菓子で成功した人を頼って同じ町の人がやって来たり、呼び寄せたりしたのである。

大阪菓子商組合の構成員の子孫が大阪菓子同業組合員ではない。大阪菓子同業組合員は煤煙承知の人たちであった。雑菓子の供給者も需要者も大阪生まれではなかった。大阪菓業青年団は当時、得意先マラソン大会等派手な行事を行っていた。彼らは大阪生まれも多くなっているが事業継承は極度に少なかった。それはなぜであろうか。企業合同や、戦災など苛酷な環境変化が事業継承を阻んだのである。しかしながら、大阪には大正時代以来大阪人の菓子業者が元々少なかったことがその根底にあるのではないかと考えられる。

資料 1 大阪菓子同業組合の誕生

第 4 期組長、熊野又太郎談

「明治 40 年、正月には毎年春菓会と言ってその年の勅題の菓子を作り、府、市の方をお招きして見て戴いていました。それが済んで宴会の折り、偶々席上府の方より、菓子の品評会をやったらどうかという話が出ました。松屋町の雑菓子組合、砂糖漬掛物商組合、餅饅頭商組合を勧誘して、本町の博物館でやりました。その時、東京から組合の恩人である梶川温さん（当時農商務省技師）に審査長として来て頂き盛大でした。それが済んで、江戸堀の櫛田（料亭）で大阪府の庶務課長熊野さんもお呼びしたのですが、その席で『これを契機としてまちまちの組合を一つにして同業組合を作ったらどうか』との話があり、それは願ってもない結構な話、梶川、熊野氏に、御指導、ご尽力をお願いし、同年 7 月頃には認可申請の運びとなりました」（「大大阪菓子新聞」菓子公論社、昭和 12 年、第 144 号、31 頁）。

資料 2 共同貯蓄ニ関スル契約証書正文

明治肆拾貳年陸月貳拾壹日大阪区裁判所管内大阪市南区九郎右エ門町貳拾九番地公証人兼松寛役場ニ於テ末記当事者間ノ契約ニ付本職ハ其囑託ヲ受ケ各当事者ノ陳述ヲ聴キ井上恰ノ立会ヲ以テ其契約書証書を作製スル事左ノ如シ

第壹 玉城政七、前田定吉、植村善之助、玉村安治良、大川平吉、奥田市郎、西村幸作、荒居織次、住本友吉、八木勇、山本九一郎、黒川寅吉、上島常次郎、山中伊之助、笹岡新太郎、城野音松、直木清平、島野文三郎、松田卯一郎ハ、菓子類販売営業ノ同業者間ニ於テ従来組織セル共益組維費ノ基本トシテ毎月 1 名ニ付金壹円五拾銭宛共同貯金ヲ為スベキ事ヲ互ニ約諾シ以下ノ契約ヲ締結ス

第貳 前項貯蓄金ハ同業者新地留造ノ名義ヲ以テ大阪貯蓄銀行ヘ預ケ入ヲ為スベキモノトス

第参 組合員拾玖名中毎月交代ニテ壹名ノ集金係ヲ定メ当事者ハ毎月貳拾伍日ヲ期シ各組合員ノ出金ヲ取纏メ銀行預ケ入名義人ニ交付スベキ事

第肆 銀行預金通帳ハ同業者岸本豊吉ニ之レガ保管ヲ託スル事

第伍 此貯金預入レニ限り使用スベキ印章ヲ彫刻シ貯金名義人ニ於テ使用後同業者松田作二郎ニ之レガ保管ヲ託スル事

第陸 此貯金ハ組合ニ於テ非常ノ出費ヲ要スル場合ノ外決シテ引出ヲ為サザルモノトス且其支出ヲ為サントスル時ハ組合員全員ノ決議ヲ以テ実行スルモノトス

第漆 組合員中現営業ヲ転廃シ組合ヲ脱退スル時ハ其壹名分ニ当ル元金及ビ銀行利息ヲ計算シ直チニ払戻シヲ為スベキ事、但シ組合ニ於テ既ニ支出シタル金額ア

リタル時ハ其壺名分ヲ払戻金中ヨリ控除スルモノトス

第捌 組合員ハ如何ナル事情ガアルモ毎月ノ出金ヲ怠ルベカラズ若シ一ケ度タリトモ出金をナサザル時ハ組合員總會ノ決議ヲ以テ是迄出金ノ全部又ハ其幾部ヲ組合全体ノ所得トシテ没収スルカ若シクハ組合ヲ除名シ且同業者間ニ於ケル習慣ニ基ズキ相当ノ制裁ヲ加エルモノトス

第玖 此貯蓄法ハ本組合存続中継続シテ履行スベキモノトス

1、新地留造、岸本豊吉、松田作二郎ハ此契約ニ参加シ銀行預ケ入レ名義人タル事貯金通帳保管ノ件等各之レヲ認諾シ且新地留造ハ事由ノ如何ニ拘ラズ組合ノ決議ニ依ラザル限り貯金ノ引出シヲ為サザル事ヲ若シ之レヲ違背シタル時ハ組合員ノ請求ニヨリ相当損害賠償ノ責ニ任ズル事ヲ諾約ス

関係人ノ表示左ノ如シ

大阪府大阪市南区西円手町八拾五番地

平民菓子商 組合員 玉城政七（以下 22 名住所氏名連記）

[出所]廣瀬為吉『近世日本菓業史 上』菓子公論社、1955 年、373 頁。

第2章 統制経済と戦争直後期における大阪雑菓子業界の動き

はじめに

大阪における菓子業界の戦時統制について、ここでは主に三宅實『思い出の記—お菓子で育った70年—』（週刊製菓時報社、1978年）、そのほか菓業人の手記ならびに昭和15年に発行された『戦時下国策全国菓子品評会』誌等を参考にして述べていく。

1929（昭和4）年、昭和恐慌に直面し、大阪経済もどん底の時期を迎えていた。言語に絶する惨状であったが「人々は必死に生きた¹」と記録されている。

本章の第1節では、戦時統制下での大阪雑菓子業界がこのような政治経済環境のもとにおいて菓子問屋、製造業者ともども、菓子を商う仕事は出来ずに複雑な戦時経済体制に組み込まれていったことを論述する。第2節では、菓子統制がどのようなものであったかを、上記の三宅『思い出の記』²により菓子統制、菓子の配給について具体的に説明する。第3節は、1940（昭和15）年に大阪の菓子同業組合が行なった「戦時下国策菓子全国品評会」がどのようなものであったのかを紹介する³。

第1節 菓子の戦時統制—大阪府菓子統制組合の成立—

昭和6～7年には不況がますます深刻化していった。昭和恐慌下での国家の経済体制への介入は不況対策的な契機によるものから徐々に企業統制の色彩が濃くなっていった。重要産業統制法がこの時期の典型的な法律であり、同時に工業組合法が公布された⁴。これら立法は国家による企業統制強化の端緒となり、やがては半官半民の形態をとる多くの国策会社の設立をもたらした。

1931（昭和6）年の満州事変勃発により、大阪雑菓子業界にも“非常時”の三文字が、恐ろしい迫力を以て押し寄せてきた。業種によっては軍への納入により活況を呈したりもしたが、昭和12年頃には深刻な原料不足を招き、製品不足と需要増加により物価昂騰が日増しに速度を早めた。しかし、価格等統制令が発動されたので高気配の諸物価は一斉に抑制されていく。やがて国防国家体制の樹立と

¹ 江崎グリコ『創意工夫—江崎グリコ70年史—』江崎グリコ株式会社、1990年参照。

² 三宅實『思い出の記—お菓子で育った70年—』週刊製菓時報社、1978年。

³ 大阪菓子同業組合『戦時下国策菓子品評会誌』大阪菓子同業組合、1940年参照。

⁴ 工業組合法1931年4月2日公布。1943年に廃止され、戦時統制経済に吸収される。

なり生産・配給・消費経済の全面にわたって、“企業、営利活動の自由”原則は完全に修正される。“国家目的のため”、“公益優先”へと一気に進み、配給組織もまたその自由を著しく制限された⁵。菓子配給統制が1941（昭和16）年4月に発令され、同年7月より実施された。菓子生産は極度に減少し、製造企業・問屋ともに軍需工場への徴用または応召出征により取扱高が減少した。全国一斉に卸売組合が配給機関となったものの、地方では卸売組合がなく混乱した。大阪では問屋数名でブロック組合を結成し、その実績によって配給業務を行なうことになった。大阪菓子同業組合は解散状態となり、新たに卸商業組合が組織された。

大阪における雑菓子業界は、1937（昭和12）年から1945（昭和20）年に至る8年間について、どのように推移したのであろうか。大阪の地で菓子業者はどのような役割を担ったのであろうか。主に菓子業界の資料からこれらの問題につき説明を試みてみよう。

1938（昭和13）年4月、国家総動員法が施行された。国民生活の自由はなくなり、好むと好まざるにかかわらず国家の統制に服さねばならなくなった。その一端を示せば、昭和14年に米穀配給統制法、国民徴用令、価格等統制令、そして賃金統制令（1940年）の公布などである。

雑菓子業者においても安閑としている訳にはいかず、森永製菓の松崎半三郎、明治製菓の有島健助らが中心となり、全国70余団体に呼びかけ、日本菓子販売統制組合を創立することになった。1940（昭和15）年2月に東京で創立総会が開催され、ライバル同士の両社が手を握り、組合設立に向けての積極的な働きかけを行なっている。同年4月1日には、3円以上の菓子箱1箱につき1割の税金が課せられるようになった。家庭用の小口買には関係なく、進物用の3円から賦課されることになった。3円の箱詰を買う人から30銭の物品税を頂くので、顧客の抵抗があった⁶。4月5日には砂糖の販売価格が指定を受け、分蜜三温糖、台湾赤糖、分蜜2番糖については砂糖消費税を含まず、その他のものについては砂糖消費税込みの価格であるとか、20通り以上の種類にそれぞれの価格が異なる煩雑きわまりない公定価格制となった。さらに菓子については、販売価格が指定され、実に60種類以上の公定価格が決められた⁷。

戦時体制の強化により、すべての業種にわたり企業整備が進行した。菓子業界においても、先述のように菓子の公定価格が発令されたものの、実際の価格設定についてはなかなか話が進まなかった。大阪府は大阪府菓子卸商業組合の有資格者についてはこれを1ヶ月平均の仕入金額3万円以上の者とせよとの指示を与え

⁵ 池田文痴菴『日本洋菓子史』日本洋菓子協会、1960年、1,000頁。

⁶ 三宅、前掲書、174頁。

⁷ 三宅、同上書、174～179頁。

た。そうすると企業規模の点からみて生産者より仕入れる第1次問屋のみの実績を認めることになる。仲卸など第2次店以下の者については実績が認められない。中小業者は激昂したが、当時の理事長正木繁吉の英断で、「全実績を抱擁して卸業者一元⁸となって、一つの船に乗る案」が出され、ようやく落ち着いた（いわゆる大蓮寺事件）。また、卸組合以外にも玩具菓子などを商っている零細業者が約400人いた。これらの人たちをどうするのか。売上金額千円未満は切り捨てる意見もあり、理事会はこの取扱いにも窮した。調整の結果、当時は1ヶ月50円もあれば生活でき千円の売上でも結構商売になったので、零細業者も別の組合（小物玩具組合）にまとめ、配給の対象として認めていくことになった。しばらくして、組合員個別の実績を認めることにもなったが、そうするとその実績を如何に査定するのか、その方法などの具体案となると結論が出なかった。

菓子の配給統制化はさらに困難な事業である。正木はその実績調査についても大阪府の指示を求めた。それについては戦時体制に入った昭和13年1月から昭和15年11月までの35ヶ月間と決められた。そして昭和16年1月に大阪府菓子卸商業組合の創立準備総会を開催することになった。

菓子業界には先述した通り零細業者が多く、大阪府下には生産者が約2,000軒もあって種々雑多な菓子をつくっている。卸業者が約450名、小売業者は約8,000店もあった。これらを1本のルートに流し、家庭への配給をどうするのか。複雑な事情を抱える菓子業界は官僚組織による統制では実現できず、この分野については民治統制として業者の自治に委ねられることになった。

菓子業界はそれまで商工省の所管であったが、原材料が食糧関係であるために、1941（昭和16）年1月より農林省に移管されることになった。全国菓子配給統制について、農林省は日本菓子販売統制組合と折衝を続け、菓子配給統制要綱を決定した。統制の趣旨は、①菓子の生産減と甘味品の需要増で需給バランスが阻害され国民生活に悪影響を与えつつあるので菓子の配給統制を行なう。②菓子の配給統制については菓子問屋が職域奉公の理念で自ら統制して欲しい。③配給統制で扱う菓子は生菓子、洋生菓子、菓子パンとする、などである。要するに、菓子の配給統制を行なうにあたっては組合組織を有効活用したいというのがその趣旨であった⁹。

配給機構を形成するに先立ち卸実績の調査を行い、各組合員に対して菓子配給統制要綱に基づく月別仕入額の申告を求めた。昭和16年6月1日時点で申告され

⁸ 正木案は1次問屋のみならず仲卸の実績も活かし、大阪卸売業者全体の実績として大阪府と交渉しようという苦肉の策であった。

⁹ 三宅、前掲書、180頁。

た仕入額の正否が調査された¹⁰。この実績に基づいて配給ルートを1本化し配給統制機関が整えられた。こうして、各配給所での伝票、報告書、帳簿が統一化され、大阪府内配給機関として整備が完了し、大阪府菓子統制組合が設立され、本部を西区道頓堀2丁目に設置した。こうして1941（昭和16）年9月1日より菓子の配給統制が実施されることになった。菓子生産量は砂糖受給実績を基礎としさらに品種による副材料等を勘案し、菓子の供出額を算定した。中央菓子配給統制協議会において全国の菓子生産額を集計する一方で、各府県については従来消費実績を基準に百分比を定め、この比率を以て全国各府県への割当額を決定する。小売組合は人口比率をもって各管内についての配給額を定めた。

大阪府内の菓子配給量が決定されたが、各家庭に対する配給方法をどうするのかが次の課題である。配給統制協議会において配給方法を具体的に立案することになったが、小売店整備が先決の問題であった。家庭用1人当たり1ヶ月20銭～25銭（菓子配給金額）であるから、4千人に対し1軒の小売店が最低限の経営規模である。これによると、府下でおよそ1,400店が妥当な軒数になる。卸売業と違って実際に小売店の数を5分の1にまで減らすので、これはきわめて大きな問題であった。それほど規模で整理を進めれば、菓子生産が極端に減量するため、地域的に菓子の家庭配給に必要な最少限の店舗数を残すこととし、残りの5分の4は国家が必要とする産業への徴用が意図された。最終的に菓子小売店を1,400～1,500軒残すことにしても、家庭配給に支障のないよう地域的に必要な店舗を選定し、個人的な事情を顧慮せず、経済保安課の指示の下に転廃が強行されたのである。

1942（昭和17）年1月、ついに大阪菓子問屋組合は解散式を行い35年間の歴史を閉じた。そして同年6月大阪菓子同業組合は廃止となった。さらに昭和19年7月、生産、卸、小売の各組合が一体となって大阪府菓子統制組合が設立された。統制組合の役員は大阪府によって指名され、先述のように配給企画、統制業務がその任務とされた¹¹。

第2節 統制経済下での製菓業界と大阪の消費者

1940（昭和15）年10月29日から11月3日まで、大阪菓子同業組合・大阪府

¹⁰ 調査日程を定め、調査日には組合事務所に、各組合員の申告金額の根拠となる仕入帳、納品書あるいは仕切書、領収書の提出を求めた。調査期間について2年では無理であることが判明したので、そのうち1ヶ月を調べてそれが正確であれば100%を認めることにした。

¹¹ ここでは主に大阪菓子同業組合、前掲書を参照した。

菓子工業組合連合会の共催で、心齋橋の大丸百貨店にて戦時下国策菓子全国品評会¹²が開催された。会長の正木繁吉¹³は「非常時局下ニ立テル・・・(中略)・・・我菓業界ハ従来ノ営業機構ニ比シ原料難ニ陥リ・・・菓子ノ全面的ナル公定価格ノ指定ヲ見ルニ至レリ・・・」と式辞で述べた。前述したように、大阪での菓子公定価格は20種類60品目に亘る複雑な体系であった。これでは業者ですら覚えきれない。まして消費者は何が幾らで何が上・中・並か判断できない。一度すべての菓子を並べ展示し大阪市民の消費者に覚えていただく、地域の人たちに見て頂こうという趣旨であった。原料不足が目立ちはじめ、企業整理が進行中であったにもかかわらず、出品菓子は出揃っていたようである。出品人数は約780名、出品点数3,700余点に達した¹⁴。当時は業者数がまだ減少しておらず、菓子づくりも行なわれていた。何よりもこの国策菓子品評会の段階では、組合がまだ健全であった。製造家、問屋が一体となつての協力体制が整えられていた。同業組合の機能が最大に発揮されていたのだが、いくつかの問題も含まれていた。リーダーが問屋に偏りはじめていたこと、また製パン業と製菓業界の分離傾向が見られたのである。その後、昭和16年11月には製パン部門と製菓部門が袂別体制を迎えるに至った。

大阪菓子業界では昭和17年頃から仕事が急速になくなっていった。戦争拡大とともに製菓産業は不要不急の産業と目され、餡や餡を炊くための銅釜までが供出の憂き目にあった。しかし、例外もあった。ビスケット工場が軍用乾パン工場として活用されたことと、第1級の大型製菓企業である森永、明治と渡辺製菓が軍指定工場として活用されたのである。羊羹なども軍用として納入され、多忙を極めたという。残る菓子業者には大阪府動員課から石炭採掘のための北海道の美唄や九州の佐世保炭坑への動員協力の要請がなされた。

第3節 松屋町筋雑菓子産業集積の復活

終戦直後に、松屋町筋における菓子業界は驚くほど早いスピードで復興し始める。菓子統制は依然として継続されているにもかかわらずである。村田正信『菓子問屋の昭和史』(1989年、自費出版センター)によれば、1947(昭和22)年頃までは、戦前戦中に活躍した人々はまだ松屋町には戻っておらず、見知らぬ素人が菓子紛いのものを商っていたという。

¹² 大阪菓子同業組合、同上書。

¹³ 菓子問屋銭屋の社長で昭和15年度の大阪菓子同業組合長でもあった。

¹⁴ 「大阪菓子新聞」、昭和23年2月5日付。

以下では「大阪菓子新聞」（1947年12月発刊された）を用いて、松屋町筋に菓子問屋の集積が戦後再び成立し、菓業人が隆盛と失意の時代を経験しながら、いかにしてこの地に一大産業集積が形作られるに至ったかを探って行きたい。集積再建の地がなぜ松屋町筋でなければならなかったのか。そしてこの集積がその後衰退していく過程について分析する。言わば産業集積のライフサイクルといったものを追って行きたい。そして、戦前戦中に同業組合活動、営業活動に活躍していた人々が戦争末期、戦後にかけてどのように復活していったか、ここでは数名の菓業人の戦中戦後を簡単に記しておきたい。また、戦後経済史における雑菓子業界ならびに同業組合活動についても整理しておきたい。それは業界内外で激烈な「競争」がすでに昭和24年頃には始まっていたことを背景としている。

戦後しばらくの間、鶴橋駅周辺は疎開空地となっていた。ここにできた闇市の当初は素人商人の食べ物ばかり売られていた。荷車で運んできた野菜を並べていた近郊の農民や子供を背負って果物を売っている女性の姿などはいつの間にか消え、入れ替わりにプロの商人たちの集まる場所になっていった。定まったテントの下で仕入品を継続的に売る商法である。戦時中から続いていた統制経済下において食料品と生活用品は配給でしか手に入れることはできなかったため、闇取引が行なわれていたが、昭和21年7月に闇市は閉鎖された。松屋町筋周辺の素人菓子屋は彼ら闇商人の一部であった。菓子組合員（玄人）の工場には砂糖や菓子原料がなかったためである。

農林省や経済安定本部の意を受けた、大阪府食糧課が菓子配給制度を実施に移していった。育児児童向き、労務特配、老人向きなどに規格が分かれており、食糧課長と大阪府菓子工業協同組合の幹部が相談に預かる仕組みができていた。

戦中から戦後にまで引続き多忙を極めていたのは乾パンの製造工場であった。「大阪菓子新聞」（昭和23年2月5日付）の記事によると、「大阪地区 乾パン生産予定 3ヶ月 110万kg 緊急対策、公団、炭坑用に昼夜兼行の7工場割当量」とある。その記事のあらまは次の通りである。日本乾パン工業協同組合全国加盟工場では原料、輸送、燃料等の関係から従来地区的生産を行なっていたが、昭和22年暮から輸入食料の関係により逐次多忙を極め、翌年からは緊急対策、総合配給炭坑労務者用として全国各工場とも昼夜兼行の生産を行なっている。この緊急対策用乾パンは軍政部から入荷する外麦を使用し、主食代替として農林省より配給されるものである。また将来乳児用あるいは農村報奨用として砂糖使用の乾パンが生産される見込みである¹⁵。

また、同紙の昭和23年2月5日付では育児用ビスケット、飴菓子の企画が記さ

¹⁵ ちなみに大阪地区に於ける乾パン生産予定（当時）は小麦（22kg入り）2月12日1,220袋、3月2,100袋、4月1,725袋、但し脱脂大豆20%混合。

れているのでこれも紹介しておく。全国菓子商工業協同組合連合会では農林省と折衝の結果、2才から7才までの児童1,290万人に対し児童菓子を毎月1回ずつ新年度の4月から1ヶ年間配給する計画を進めた¹⁶。飴菓子は主食から差引なしで1人当たり30匁を菓子業者から配給するが、育児菓子の配給方法については検討中であるとされた。当局の見解では最近の育児菓子には粗悪品が多く、このため規格並びに工場設備を重要視し、本計画遂行には地場を固めた製造工場の選定を主とし7大都市から実施される予定となった。

さらに「大阪菓子新聞」の昭和23年2月5日ならびに25日付等の記事によれば、大阪府菓子工業協同組合は生野、西成など各支部のある警察署内で菓子見本展示会を開催した。組合員が配給品や代用品を用いて適切に製造していると菓子の認識を新たにしてもらうためであった。某警察所長は「闇菓子を排除しなくては将来の日本の食糧事情にいかなる支障を来すやも知れない」と挨拶している。なぜ菓子業者があえて警察署内で見本市などを開催し、警察所長が挨拶するといったことが行なわれたのであろうか。配給統制が依然継続中の昭和23年には、一方では闇業者、いわゆる同業組合に入会していないかあるいは入会を認められない業者が暗躍し、警察は取締を一層強化している時期であった。良識ある菓子業者であることを地域に認識してもらう目的があったからだと考えられる。

ところで戦争中、菓業人はどのような暮らしをしていたのであろうか。ここでは山本佐與治、木戸脇栄太郎の話を紹介しておきたい。

山本佐與治（ハリス製菓株式会社創業者）

山本は終戦当時には日満製菓の社長をしていた。同社は奉天市（現・瀋陽市）にあり、その近辺に鐘紡、住友金属等の工場が存在し、その地区には明治、グリコなどの製菓工場も進出していた。昭和20年、敗戦の様相が明らかとなるに及んで、東北行営経済委員会が日系各工場の接收を開始した。同社も接收手続きが進められ、従業員は社長以下、緊張の日々をすごしていた。やがてソ連の軍隊が進入してきたが、このなかにあっても日満製菓においては社長以下、1人の従業員も逃げ出さず、多数の中国人従業員も工場の周囲を固め山本社長を護衛した。ソ連軍は被害のない日満製菓の工場、設備、人員を動員し原料を持ち込んで、黒パンや乾パン等の製造を強制した。社長はソ連軍の食糧工場として操業を始めるにあたり、隣接の鐘紡工場従業員の悲惨な実情を見るに忍びず、彼らを日満製菓の従業員だと偽り包容してその生活を守った。

山本佐與治がようやく内地に引揚げることができたのは、翌昭和21年7月だっ

¹⁶ 配給量は育児菓子1人当たり1ヶ月百匁（375g）で、この分にかぎり配給主食の小麦粉から375g差引き配給される。

た。千円を超える所持金は没収され、いわゆる千円孤児となった。従業員の生命を助けられ恩義を受けた鐘紡は同年 9 月、山本を温かく迎え容れ、大阪都島工場の一部を提供しその使用を申し入れた。山本はこの厚意を受けここにハリス製菓株式会社を創立し、考案した代用チョコレート¹⁷の製造を開始した。当時菓子をくれなかった時代であったので代用チョコレートは非常な売れ行きを示した。また天然ガムの代用として、鐘紡の酢酸ビニール樹脂を主原料としたチューインガムの製造を発案し、このハリスガムは戦後の菓子業界を風靡した¹⁷。

木戸脇栄太郎（トキワヤ製菓株式会社社長）

のちにトキワヤ製菓株式会社を創業することになる木戸脇が、昭和 19 年に奉天郊外の部隊編入されたときにはすでに年齢が 37 才であった。連日の初年兵訓練を受け、各要塞はいつ戦闘の火蓋が切って落とされるか緊張が高まっていた。しかしながら、そのとき関東軍はすでに南方戦線へ移動を完了していた。木戸脇はそのあとに補充されたのだが、戦闘に必要な兵器弾薬等は極度に不足していた。

戦後木戸脇はシベリヤに抑留され、悲惨な体験を受けることになる。あるとき不注意で頭部に怪我をした。病人だという理由で内地に帰還する部隊に入れられ昭和 22 年に帰国を実現した。木戸脇はその後、トキワヤ製菓として再起し、2 年せずして社業は隆盛となり、関西菓子工業会理事長として活躍するに至った¹⁸。

さて、終戦直後の時期に、松屋町周辺に雑菓子の産業集積がいち早く再生していったのはなぜであろうか。ここでは昭和 20 年の後半頃における松屋町周辺の事情からその集積理由についていくつかを指摘してみたい。

(1) ともあれ、松屋町に行けば菓子の仕事が見つかるだろう。戦前の松屋町筋の繁栄が人々の記憶にあった。雑菓子業者ばかりではなく、素人が集まり、我流の菓子づくりを始めてしまう。生きるためには何でもよい、雑菓子類なら素人の自分にでも出来るのではないか。飴玉なら、水飴と若干の砂糖さえ手に入ればできる。松屋町で製造すれば売りに行かなくても客が来てくれるだろう。そこで菓子屋ができた。もちろん粗悪品が多く、統制、衛生の両面からも取締の対象となった¹⁹。摘発等による当局の処置で、悪質業者は昭和 30 年頃には淘汰された。菓子業界への新規参入はそんなに甘いものではなかったようだ。

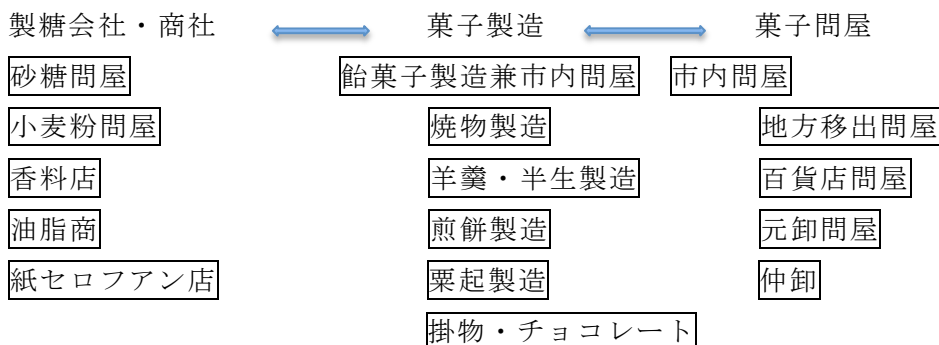
¹⁷ 三宅、前掲書、235 頁。

¹⁸ 「大阪菓子新聞」、昭和 48 年。

¹⁹ 大阪菓子新聞（昭和 23 年 1 月 25 日付）では、大阪府下一円で菓子屋の取締と題し、「府経済防犯課の一斉取締の結果、下記のごとき摘発を見るにいたった。・・・(中略)・・・菓子小売業者約 700 軒、その他生産、卸業者を合して約 1 千貫、25,000 個に上り大部分が生菓子類で・・・。因にこれら違反者の大部分が規格も何も解らぬ新興業者で、組合などもかかる違反者を多数出し・・・積極的にこれら違反者の粛清を期する・・・。」

(2) 菓子生産に必要な原材料が集まりやすい環境にあった。関連業者も同様であった。瓦礫しかなかった松屋町筋だったが、それにもかかわらず終戦の3年後には松屋町筋周辺に雑菓子屋の一定規模での産業集積が形成された。上述のように悪菓を駆逐しながらであるが、昭和24年末頃には下図のような取引構造がおおむね出来上がっていた。

図1 大阪雑菓子の業界構造（昭和24年末頃）



(出所) 筆者作成による。

本図の中央部分は当時における雑菓子の種類を示している。これらを製造するための原材料が左にあり、右はこの菓子を取り扱う菓子問屋である。これだけの事業所が松屋町筋周辺に集積していたのである。この頃には大阪府菓子工業協同組合内に購買組合ができた。菓子関連原材料を有利に購入できる組織であり、350名が同組合に参加していた²⁰。

(3) 大阪府の食糧課や衛生課など、戦前にできた制度が生きていた。そして、経済警察の目も届きやすかった。

(4) 菓業人も戦中戦後は他の職業に従事せざるを得なかったが終戦後2年もすると元の菓子業界に戻ってきた。従業員も帰ってきた。菓子の製造家にしろ、菓子問屋にしろ、松屋町筋に早く戻ってきた人には成功者が多い。闇取引を経験したりで昭和22年頃までは混沌としていたが、それなりにメリットもあった。「大阪菓子新聞」には城崎に疎開したが松屋町筋に早く戻り、仕事がしたいとの投書を寄せた元菓業人がいたことが掲載されている。彼は松屋町筋に復帰するや、以前にも増して熱心に当業界での組合活動に活躍したようである。

松屋町筋は交通の便（立地面）は最良とは言えないものの、製菓業には有利な何かは確かに存在した。繁華街でもなかったが、商売のし易いところと受けとられていたのであろうか。あるいは、ビジネスに必要な好立地というのは交通上での便利さなどではなく、菓子という業界が持つ何か、関係者だけに解り合えるも

²⁰ 「大阪菓子新聞」、昭和23年2月25日付。

のが存在するのであろうか。このことに関しては、戦前、戦中に培った濃密な人間関係が大戦による長い空白があったにも拘らず、連続していたと考えられる。ちなみに「大大阪新聞」1937（昭和12年）の記録²¹によると、戦前、同業者追悼会の会場に並んだ名称入りの弔旗数が45旗あったという。大阪の菓業人が如何に同業組合以外にも別の会を作り、集まっていた証拠になる。例えば同種の雑菓子を作っていた会（煎餅仁風会）、同郷会（近江菓友会・菓業三丹会）、市内天王寺区菓業会、同歳会（亥の子会）、稲荷講などであった。このような会が戦後再び復活し、いずれも会員を増加させていることも松屋町筋での集積復活の背景にあったと思われる。

本稿の最後に、戦中から戦後にかけて目まぐるしく変遷した雑菓子業界の組合組織について、以下に一定の整理をしておこう。

- | | |
|---------------|--------------------------------------|
| 1942（昭和17）年1月 | 創立35年を経て大阪菓子問屋組合が解散。 |
| 1944（昭和19）年7月 | 大阪府菓子統制組合設立。配給企画、統制業務が主な職務。 |
| 1947（昭和22）年 | 大阪府菓子工業協同組合の発足。配給のための組合。 |
| 1948（昭和23）年 | 大阪府菓子工業購買組合設立。基金調達のための組合で、菓子原料が調達可能。 |
| 1949（昭和24）年3月 | 大阪菓子卸組合が設立される。 |
| 1952（昭和27）年3月 | 大阪府菓子工業協同組合が解散。 |
| 1952（昭和27）年4月 | 新菓子組合が設立され新しい協同組合理念がつけられる。 |

（出所）「大阪菓子新聞」昭和25年12月付に基づいて筆者が作成した。

大阪における雑菓子業界は、松屋町筋問屋街を軸とし昭和5年から昭和10年頃に繁栄のピークを迎えた。菓子関連業者が集積しそれぞれの分野を確立していたのである。戦時体制は大阪の菓子業界にきわめて大きな影響を及ぼし、企業整備、金属・機械器具供出、原材料の枯渇、男手不足、公認組合の御用組合化などをもたらしていった。上記組合年表を見ても、昭和17年に戦前の組合が解散、昭和19年には配給統制協力組合が誕生している。ところが役員や幹部は変わっていない。戦中の菓子組合は菓子の配給に従事し、本来の業務がほとんどできていない。戦後も大阪府菓子商業協同組合という名のもとに配給統制を手伝うことで菓子業界が動いた。配給菓子は大工場でかつ衛生的な設備完備のところでは扱えない。

²¹ 「大大阪新聞」、昭和12年5月15日〈大阪菓子同業組合30周年記念号〉付。

菓子公定価格は厳然と生きていた。多数の零細業者、菓子職人はいまだ活躍の場を持ち得なかったのである。菓子問屋は、これら零細の種々雑多な雑菓子業者にとって販売得意先なのだ。昭和 24 年の大阪菓子卸組合設立には松屋町筋菓子問屋の意気込みが伝わってくる。それ以降、戦前から継続していた同業組合組織が一斉に新体制に移行していった。

おわりに ー菓子業界統制撤廃への道ー

昭和 24 年頃には、松屋町筋にはすでに雑菓子が溢れんばかりに取り揃えられていた。「大阪菓子新聞」（昭和 24 年 10 月 15 日付）の記事は、いよいよ菓子統制完全撤廃の近いことを思わせる。10 月 9 日吉田首相（当時）らが名古屋を訪れ、愛知県菓子業界の代表と懇談した。この場において、菓子業界統制撤廃の陳情書が提出された。この陳情以降、雑菓子業界では各都道府県から菓子統制撤廃の声が高まって行く。統制撤廃が完了するのは昭和 27 年であった。しかし、現実には、菓子が溢れ過ぎ、調整しなくては菓子業界が生産過剰で持たない。菓子問屋は大阪でも脱落していくところが多く見られた。過剰生産による雑菓子業界の危機感を反映する陳情でもあった。

本稿では戦時統制下の大阪雑菓子業界の歩みと敗戦にもかかわらず松屋町筋において雑菓子の産業集積がいち早く復活を遂げたプロセスも解明した。当業界にあっては戦時から戦争直後のきわめて厳しい環境変化のもとにあっても松屋町筋が産業集積地としてのイメージと雰囲気を保ち続けるとともに濃密な人間関係が連続して存続しそれらが統制経済下にもかかわらず事業継続や集積再生の基礎にあったと考えられる。

第3章 大阪府菓子工業組合の設立事情

はじめに

「大阪菓子新聞」の創刊号は1947（昭和22）年12月25日付である。この創刊号に掲載されている記事には、闇菓子根絶や焼菓子、煎餅の規格などが論じられている。これらは、当時、菓子業者にとって切実な関心事であった。組合員とは行政から製造販売を認可されたものたちであり、まず業界からアウトサイダーを除去したい。そうでなければ激増するにわか業者によって本業を守り切れないという焦燥感にかられていたことが読み取れる。菓子の規格がなぜ問題になっているのかと言うと、統制経済下にあつては主原料である砂糖の配給配分に影響するからであった。組合員であることによって、少しでも多くの砂糖を獲得しなければならない。会合を開いては砂糖配分を多く得るために、わが業種組合（飴、焼菓子など乱立）に理事を何名送り込むかで混乱する。砂糖獲得のための組合となっていることに、「大阪菓子新聞」は義憤を感じている。組合設立の理念は砂糖獲得にあらず、零細業者が大企業に対抗するためではなかったのか¹。

本章は戦後10～20年間における大阪府下での製造業者の同業組合設立事情を論じている。松屋町筋を中心とする大阪雑菓子業界は、菓子問屋、製造業、仲卸、小売店で成り立っており、組合となると複雑な構成であった。それぞれ利害が異なるからである。本博士論文では「雑菓子」との表現を用いているのだが、この用語では一部の業種（ビスケット、米菓等）が対象から抜け落ちる。また和洋生菓子は組合に参加・不参加などで業界内部での対応が分かれた。大阪菓子業界の組合を論じるにあたり、ここでは菓子製造・販売の組合として取り扱いたい。昭和28年から昭和43年頃、大阪の菓子製造業者たちは、協同組合連合会から工業会へ移行しようとした。大阪府菓子工業組合の成り立ちを研究し、問題点を抽出させていきたい。なお、昭和28年当時の大阪菓子製造業界の組合は、次のようであった。戦前にあつた大阪菓子同業組合の後継としての大阪府菓子商工協同組合連合会（上田綱治郎理事長、略称・大菓商工連）そして製造業者の大阪府菓子工業協同組合連合会（北本兵次理事長、大菓工連）、そしてこの大菓工連傘下に単一工業協同組合の13組合があつた。

以下本章の第1節では、昭和32年の中小企業団体組織法成立までに至る大阪菓子業界の様子から、彼らがなぜ工業組合への移行を望んだのかを見ていく。第2節は、中小企業団体組織法とは何であつたのか、協同組合との違いはどこにあつたのか。そして第3節は工業組合の創立準備とそれが創立後頓挫した原因を探りたい。第4

¹ 「大阪菓子新聞」、昭和33年6月5日付。

節は 2 年半という組合認可までの空白期間を埋めるのにどのような策が弄されたかを知りたい。さらに、第 5 節では、工業組合が認可されたが彼らはいったいどのような内容の事業を行なうつもりであったのか。最後に、大阪菓子業界の組合とは何かを論じまとめとしたい。

第 1 節 昭和 28 年から昭和 32 年頃における大阪菓子業界組合

中小企業組織については昭和 24 年に中小企業等協同組合法が成立し、それに基づいて事業協同組合、連合会を設置するという仕組みができていた。そして、各事業協同組合が共同仕入、販売の仕事を通じて積極的に協同組合の経営合理化を図るという方策が中小企業対策の中心であった。ところが、昭和 24～25 年頃に中小企業の不況が深刻になってくるとそれまでの協同組合制度だけでは事態に対応しきれず、もう少し強力な組織で手直しをしなければいけないのではないかという意見が噴出した。とりわけ競争の激しい特定工場部門 48 業種については、1953（昭和 28）年中小企業安定法を制定させ、それに基づく調整組合制度を適用した。そして、その調整組合が中小企業活動を自主的に調整することによって経営安定を図ることとし、それが 1957（昭和 32）年まで継続された。

全国菓子協同組合連合会専務理事の若原譲（当時）は「菓子業者は製造者だけでも全国に約 7 万 8 千軒ある。同業者が多すぎムダな競争が行なわれている。・・・菓子界の不況対策はどの業種よりも先に必要である」と言う。これを受けて大阪府菓子商工協同組合連合会（以下、大菓商工連）の北本理事長は「大阪菓子業界に山積みとなっている諸問題解決のためには・・・商工組合を作るべきである。営業の許可制なども織込んで調整事業を行い、菓子業の交通整理をして組織化したい²」と述べている。若原や北本は、中小零細企業と大企業の企業間格差が激しく、また企業数の過剰問題があり整理が出来かねる状況にあるので、業界をまとめるためには工業組合を都道府県ごとに一つ作り、その下に単一の業種別協同組合をおきたい。政策徹底の縦線を引きたかったのである。また、協同組合事業活動の行き詰まり傾向も指摘できる。砂糖の配当制度がなくなってしまうと事業計画がたちまち立てられない目標喪失の状態に陥り、大勢の理事候補によるポスト争奪戦のみに情熱を燃やすことになりかねないからであった。

² 「大阪菓子新聞」、昭和 34 年 1 月 15 日付。

第2節 中小企業団体組織法の成立と菓子業界

中小企業組織団体が昭和32年11月に成立したが、その施行は昭和33年4月からである。同法施行について最も関心が払われたのは商工組合の認可基準をどこにもって行くかであるが、この基準は4月の同法施行と同時に発足する中小企業安定審議会で正式に決めることになっていた。中小企業庁としては認可基準をできるだけ幅のあるものとし、商工組合（工業組合）³を作りやすいようにしようと考えていた。中小企業安定審議会は工業組合の認可基準を審議する機関で、委員は中小企業者、学識経験者、労働組合の代表、消費者、大企業者、中立（商工会議所）、官庁というような中小企業団体組織法に関して直接利害関係をもつ人々から選ばれることになっていて、委員数は総勢35名とされた⁴。

経済の二重構造是正が大きな問題となっていた時期でもあり、菓子業界では大企業、中堅企業に育成の重点が据えられた。零細企業は小企業、家族企業が数多く、低生産性、低所得からの脱却を目指すべきであり、まずは利益の確保、倒産、在庫などの問題への対策が緊急の課題であった。中小企業安定審議会は基本的な方向を決めるが、中小企業庁としてはできるだけ幅の広い線で決めたいとしていたようである。例えば一般の工業組合の設立を認める場合は「不公正な方法による過当競争が行なわれている」ことを認可の条件とするという調子であった。また急激な売上げ減少も基準に含まれるようであった。この認可基準になるとかなり多くの商工組合の認可が予想される。中小企業団体組織法は工業組合を認める場合について効果的な調整事業の有無を中心に中小企業庁は見ていた。商工組合の組織については全国一本の原則を立てることになり、地方の実状をうまく反映できるように弾力性をもたせることにしたいと考えていた⁵。

中小企業安定審議会は昭和33年5月に商工組合の設立認可基準を決定した。中小企業団体法第9条を次のように解釈し、これらの条件を満たした場合に組合の設立を認めることとされたのである⁶。

³ 中小企業団体組織法では、商工組合のうち製造業は工業組合として進めることができるとあり、本章では以下工業組合と称する。

⁴ 「大阪菓子新聞」、昭和33年3月5日付。

⁵ 同上。

⁶ 第9条の「一定の地域において一定の種類の事業を営む中小企業者の競争が正常の程度をこえて行なわれていること」とは次のような事態をいう。

- ・企業の健全な経営を難しくするほど低い価格（加工賃を含む）で商品を販売またはサービスを提供し、または高い価格によって原材料を買うこと。
- ・輸出貿易の健全な発展を阻害するおそれがあるほど低い価格で販売し、もしくは輸出数量を急にふやし、または不公正な輸出取引を行なうこと。
- ・商品の販売もしくは引き渡しまたはサービスの提供において正常な商習慣に照らして不当と認められる取引方法を使用すること。
- ・需給の長期的不均衡をもたらすなどである。

なぜ第 9 条に記されたような要件が必要となったかについては、中小企業の不況が特定業種だけに限らず慢性化しており、中小企業全体の経営安定を図るため、中小企業振興審議会を内閣の下において種々の強化策を審議する必要があったからである。従来協同組合がやっていた協同事業と、そして調整組合が実施する調整事業という双方の機能を行なうことのできる工業組合を政府が国会に提案するに至ったのである。

中小企業団体組織法は中小企業組織の基本法であることをその前段でうたっているわけであるが、実質的にその内容は商工組合（工業組合）、連合会という新しい組合制度を設けるための法律の制定ということになってしまった。同法は臨時国会で中小企業団体の組織に関する法律として成立した。工業組合は中小企業が不況を切り抜けて経営の安定を図るために互いの事業活動を自主的に規制することによって過度の競争を排除しようとするのが狙いである。また、協同組合法に基づく協同組合制度は従来通りに法律も制度も残してあり、政策の基本としては中小企業組合によって経営を積極的に合理化して行くのが第一の眼目になっている。そして、止むを得ず事業活動を規制する必要がある業界は、同法に基づく工業組合、連合会を作って臨時的に不況対策を講ずるという方法が中小企業団体組織法のなかに盛り込まれた。

そして工業組合、連合会の設立要件、事業内容、その他工業組合が事業活動を実施していくためには、第 1 要件として当該の業種が不況にあること。第 2 要件としては工業組合が事業活動を自主的に調整することとし、あくまでも自主的な事業調整が主眼とされた。また、工業組合の地域については、地区の重複が禁止された。特に菓子業の場合にもっとも問題になるのはこの地区の重複についてである。第 3 は資格要件である。資格のある者は原則として中小企業者、工業関係では従業員 300 名以下、商業者は 30 人以下となっている。さらに、第 4 は、仮に一部大企業が参加しても組合運営が大企業のための調整をやるという結果にならないようにとの条件がつけられた。

以上の不況、地区、資格、構成の四要件が揃っている業界についてさらに設立認可申請があった場合に資格事業を行うのに適当であるか、あるいは組合の地区が調整事業を行うのに適当であるかどうかについて、あくまで調整事業を中心にして判断される。ところが一口に菓子製造業といっても、菓子製造業の資格事業にした場合には調整事業が曖昧になる。細分化された特定の菓子品種に制限すると組合の数が多くなる。いくつもの組合に菓子業者は参加せねばならないという不便さが出てくる。また地区の選定についても、全国一本の単位組合とすると業者数が何万にもなる。それでは総会運営等が困難をきたす。そうすれば県単位で組合を作ってその上に連合会を設けるといような方法が良いのではないかと考えられた。

中小企業はおしなべて不況にあるのだという前提に基づいて同法が立案されたという政治的な環境等を考慮すると、組合の設立認可にあたり不況要件をことさら強くは求められないだろう。とはいえ、不況要件の判定基準は従来の中企業安定法の調整組合に要求したものよりかなり緩やかなものと成らざるを得ないと考えられた。

次に問題となる点は、昭和 33 年に業界の過半数が参加する任意団体、または協同組合を工業組合化するためには調整事業が必要となることだ。調整事業とは事業活動を中小企業者が自主的に規制するための事業であり、操業短縮とか価格協定がその内容になる。生産種類の制限、生産販売するものの数量制限、生産や販売等の方法制限、設備制限などもある。売上げ、利益の大幅な減少、倒産の続出、在庫の急増なども認可基準に含まれよう。このような認可基準によると、かなり多くの工業組合が認可されることが予想される。ただ、価格協定以外は友好的調整事業をもっていない商業関係は組合を作り難くなる。

中小企業団体では、中小企業団体会法が実際の運用面において不況要件や調整事業の必要など厳しすぎる面が多く、実情に合わないとの理由から同法の改正を要求した。旧中小企業団体会法の下ではアウトサイダーの規制や価格協定はむろん、工業組合の設立についても、不況要件が揃っていなければならないという条件がついており、このため現在までの商工組合を含めて全国で 700 件しか成立しておらず、中小企業界からその改正が熱望されてきた。しかし、その改正によって工業組合は、単に不況を切り抜けるためのみでなく、業界の安定と合理化のために、かなり広い分野にわたって事業ができるようになった。改正内容についてみると、設立に際しては不況要件がいらなくなった。事業内容は不況カルテルに加えて合理化カルテル、教育、指導、情報活動までが含められ輸出品の価格制限も生産数量設備制限を経なくてもはじめから実施できるようになった。工業組合の地区は原則として都道府県単位にまで広げられ、違反者に対しては業務停止もできるように改められた。しかし、工業組合の事業が拡大された結果、協同組合との違いがあいまいになってきたことは問題点として残った。協同組合は限られた範囲の業者たちの共同経済事業に重点を置き、工業組合はかなり広い範囲にわたって業界全体の合理化事業を中心にする一応の説明はされているが、工業組合も経済事業はできる。団体会法改正に伴って予想される動きとしては、任意団体から工業組合への切り替えと、協同組合から工業組合への移行がある。協組からの移行は広い地域にわたって協組事業を実施してきたところを中心になるとみられている。こうなると影の薄くなった協同組合のあり方が問題となる。大阪菓子業界の場合では大阪府菓子協同組合連合会にあたる。中小企業庁としては狭い地域内での共同経済事業には協組組織が適当だと考えていた。協組の共同経済事業を国が金融や税制の面から側面的に援助するという方

法よりも、協組自体が自主的な共同経済事業のための組織として伸びやすいように協組の内容を変えていく方法がとられるべきだと考えられたのである⁷。

第3節 大阪府菓子工業組合の創立から頓挫まで

大阪府菓子工業協同組合連合会（北本兵次理事長、大菓工連）は、大阪府菓子工業組合結成の創立総会を昭和38年1月20日過ぎと決定した⁸。実際に大阪府菓子工業組合（略称・大菓工）が昭和38年1月28日に組合員955名で創立された。そして、2月6日に総代会を開き、正式に工業組合認可申請をする段取りとなった。大阪府菓子工業組合の総代は141名に決まった。従来の大菓工連傘下の各単一工組別の内訳は焼菓子部27名（170名、括弧内は組合員数）、飴菓子部7名（46名）、栗起し部6名（44名）、半生菓子部6名（43名）、油菓子部5名（26名）、玩具部2名（20名）、菓子種引密部5名（41名）、和掛物豆菓子部2名（19名）、華菓子部2名（16名）、掛物菓子部2名（13）、洋生部4名（27名）、和生菓子部6（44名）、碎米菓子部1名（3名）、大菓組合部2名（19名）である⁹。

先に述べた通り、大菓工連では、昭和38年1月に創立総会を行なったが、その後の手続き上の問題などもあり、不参加を表明する組合があった。そこで、改めて5月13日発起人会を開き、加入申込書を検討した結果、加入申込書をいったん各理事長に返すことになり、当初のねらいとした大阪菓子界1本の工業組合はご破算になった。

大阪府菓子工業組合では、焼菓工協組、生菓子協組、油菓などの15の単工組（955名）により1月28日に創立総会を行い、役員選出後に組合の設立登記を行い設立完了の段取りになっていた。ところが、4月11日に焼菓工協組など10組合連名による申込書返還要求が北本発起人代表の手許まで提出された。そして5月13日に再び発起人会を開いて、加入申込書を各理事長まで返還することになった。各単一工組理事長の間では「この際白紙に戻すべきだ」「結成希望者だけで作るべきだ」などの意見が続出し、一応白紙に戻すこととなったのである。これにより大菓工連を主体とする一本化した工業組合の設立は不可能と見られるに至った¹⁰。北本理事長は戦前より大阪菓子業界を知り尽くし業者から信頼を集めている人物であり、氏に理事長の重責を負わせる留任決議が昭和38年5月になされた。

では、なぜ彼らは理事長の意図とは異なるような行為にでたのであろうか。それ

⁷ 「大阪菓子新聞」、昭和37年5月15日付。

⁸ 「大阪菓子新聞」、昭和37年12月15日付。

⁹ 「大阪菓子新聞」、昭和38年2月5日付。

¹⁰ 「大阪菓子新聞」、昭和38年4月15日付。

も 10 名の中には信頼していた単組の理事長も同席していたにもかかわらず、直接行動に出るのは焼菓工協組であった。一つは政府→官庁→全国菓子協同組合連合会若原専務理事→大菓工連理事長という中央から地方への縦線の間関係が強すぎるためである。この縦関係の間脈の下では統制・配給時代の考えが今なお継続している様に思え、戦後派にとっては支配力行使に映る。二つ目は乾菓子と和生菓子との業界相互間の確執である。和生菓子業者の人数が多数を占め、理事数が多いのである。三つ目は、中小企業団体組織法の内容が難しいことに原因があった。工業組合には調整法が関わり制限、方法等の法律用語と組合員の意識との差が大きかったと思う。

大阪府焼菓子協同組合（加藤金之助理事長）では総会を行い、大阪府菓子工業組合への不参加について 120 名の会員に経過報告を行なった¹¹。昭和 38 年 2 月 6 日の大阪府菓子工業組合の総代会に焼菓子組合より 25 名が出席したが、役員の発言に異議があって問題が起った。工業組合が焼工協組にとって果して有益か否かの疑義が生じ、焼工協組としては態度を保留したのである。3 月 16 日に理事会・総代会を開き 1 本になるのはかえって不利で、商工組合を作るならばむしろ京都や神戸などと手を結んだ方が効果的だとし、当日の出席者 25 名中 24 名が不参加を決定した。

大阪府焼菓子協同組合の加藤理事長は次のように会員に説明した。「協同組合は経済行為を主とし、一方の工業組合は『法人』として合理化、不況カルテル行為を主とするものである。しかし生産設備の制限等は菓子企業があまりに零細なために実際は不可能である。価格協定にしても、大阪で決めても京都や神戸で安売りされた場合は、全く無意味である。また値上げにしても、たとえば飴菓子が不況でもチョコレートが好況である場合も恐らく不可能である。政府は価格面での協定はむしろ監視する傾向で、公取委も取締を強化している。では、組合員に加入を勧誘しておきながら何故工業組合に不参加を表明したか、焼菓工協組としては、菓子業者としてではなく、焼なら焼と解釈する。大阪の菓子ということと一緒にする必要はない。」

大阪府菓子工業協同組合連合会（大菓工連）では昭和 39 年 10 月 22 日に理事会を開き、全国菓業会館建設の出資金、煎餅工業組合の加入、大菓工連の運営の 3 テーマについて討議を行なった。基本的な問題についてはさらに討議を継続することとし、そのなかで大阪煎餅協会が焼菓子部門から脱退した 44 名で結成され、大菓工連に加入申し込みがあった件についても協議された¹²。大菓工連では 2 月 8 日、業界紙 5 社を招き、大菓工連側から 6 名が出席して基本的な考え方並びに今後の方針や現状について説明した。その際に、組合内部の紛争事件について、①煎餅協会加入の問題。②全菓連会館への出資金問題。③工業組合設立問題の 3 点に絞り、次の通り報告した。

¹¹ 「大阪菓子新聞」、昭和 38 年 6 月 5 日付。

¹² 「大阪菓子新聞」、昭和 39 年 10 月 25 日付。

①煎餅組合の加入問題

昭和 39 年 2 月 18 日に煎餅組合の加入申込を受けたが、焼菓工協組から強い反対が出たため、焼菓子の内部問題なら大菓工連としては両者間で話し合っしてほしいとの態度に出た。しかし、解決の兆しはなく、その間、再三にわたり煎餅協会から加入申込を受けた。一方、焼菓工協組では、事前の相談もなく「煎餅組合加入問題」が理事会の議案に出たことを不満とした。10月の理事会では「煎餅組合の加入問題」は焼工協組内部の事情もあるだろうとの観点から、一応様子を見ることに決めた。しかし、月日が経過しても解決されないので、11月18日には煎餅組合の加入を承認した¹³。

②全菓連ビルの出資金問題 ここでは省略。

③工業組合の問題

中小企業基本法の制定ののち、農林省は煩雑な菓子業界の窓口を一本化するため、米菓、チョコレート、ビスケット、キャラメルなど五業種を除き、他の菓子業種は府県単位で工業組合をつくるとの行政指導に乗り出した。そこで菓子業界としては全菓連も結成されていることでもあり、この団体を工業組合へ移行したいというのが、全菓連若原理事長の考え方であった。ところが、あらゆる業種の菓子業を包含するところに無理もあって、焼菓工協組は「焼菓子の特異性を認めよ」と主張したのである。

大菓工連では第 11 回定期総会を開催し、北本理事長のあとを受けて、昭和 40 年 6 月 10 日より森本正司が新理事長に就任していた¹⁴。大菓工連の「工業組合」結成問題は、さらに、昨年 39 年末に焼菓工協組、甘納豆両組合の大菓工連脱退などがあって成り行きが注目された。そして、大菓工連では、昭和 40 年 7 月 16 日に大阪府菓子工業組合の総代会を開き、総代人数を傘下組合の 89 人と決め、選考委員 7 名による互選の結果、初代理事長には井上幹三氏（生菓子協組理事長）を選出した。こうして、2 年 6 ヶ月振りに「大阪府菓子工業組合」が日の目を見ることになった。なおこの「大阪府菓子工業組合」には焼菓子工業協同組合（単独で結成するため）、甘納豆協同組合（大阪工連を脱退しているため）、飴菓子工業協同組合（全国団体結成の動きがあるため）の三組合は加入しなかった。

こうして菓子業界注目の的になっていた「工業組合認可問題」は大阪府菓子工業協同組合（加藤金之助理事長組合員 180 名）が昭和 40 年 6 月 15 日、そして大阪府菓子工業協同組合連合会（森本正司理事長会員 775 名）が同 8 月 2 日に、それぞれ大阪府へ設置申請を行なった。焼菓子工業協同組合（焼工）は 6 月 1 日に総会を開き、「協同組合」を「工業組合」へ移行することを決め、「工業組合認可」の申請を

¹³ 「大阪菓子新聞」、昭和 40 年 2 月 15 日付。

¹⁴ 「大阪菓子新聞」、昭和 40 年 6 月 5 日付。

行なった。一方の大菓連も焼工に遅れはしたが昭和 40 年 7 月 16 日総代会を開き、13 工組をもって大阪府菓子工業組合を結成することを決め、「工業組合認可」の申請を行なった。このようにして大阪菓子業界では焼工、大菓連からそれぞれ工業組合の認可申請が大阪府へ提出された。

大阪府庁では、同業種から二つの工業組合認可申請が出されることに対して、全国にも例がないことでもあり、認可をめぐる慎重な態度で対処した。つまり全国の菓子業界は米菓、ドロップ、キャラメル、ビスケット、チョコレート、チューインガムを除く業種に関しては、各府道県別に一つの「工業組合」を結成することが望ましいという立場をとり、認可以前に大阪菓子業界内部の話合いを期待する動きがあった。一方、焼菓工協組では、大阪の菓子業界のように業種業態が複雑で、販売地域、販売方法、使用原材料に至るまで条件がそれぞれ大きく異なっている場合、カルテル結成を目的とする工業組合の主旨にも添わないので、焼菓子の特殊性を認めて単独の工業組合をつくるべきであるとの主張を行なった。しかし、大菓工連のメンバーのなかに焼物（焼菓工協組とは別）や、煎餅製造組合が含まれている。端的に言えば、「大菓工連の工業組合を認めれば焼菓工協組の工業組合を認められず、焼菓工協組を認めるとすれば大菓工連から焼物と煎餅部門を除かねばならない¹⁵。」大阪菓子業界では、工業組合設立が焼菓工協組と生菓子の衝突で暗礁に乗り上げ、さらに焼菓工協組の分裂と煎餅の内部対立などが表面化し、そのシコリをもったまま事態が推移した。しかし、菓子業界の現状からみれば、工業組合の結成は業者の待ち望むところであり、大菓工連の内部で「この際大乘の見地から焼物、煎餅に遠慮して貰い、他の工組で工業組合を作るべきだ」とする意見が出され、問題解決に一步近づいた。大阪府としても大菓工連と焼菓工協組との話合いが出来れば、通産局、農林局などと打ち合わせし、早急に両組合の認可に踏み切るものとみられた。

第 4 節 注目の「工業組合」認可問題

大阪府焼菓子工業協同組合（焼菓子協組 組合員 180 名）では、ついに昭和 40 年 6 月 15 日に「工業組合」へ移行するための認可申請書を大阪府へ提出した。単業種（米菓、ドロップ、キャラメル、ビスケット、チューインガムを除く）が「工業組合」を結成するとあって、全国の業界から成り行きが注目されたが、9 月 30 日には正式に大阪府から「認可」を受けた。大阪焼菓子業界の特殊事情を認めて単業種の大阪府焼菓子工業組合が認可されたということは他都市に及ぼす影響が大なるものがあり、府県別一本の「工業組合」結成を推進している全菓連の指導方針と

¹⁵ 「大阪菓子新聞」、昭和 40 年 9 月 15 日付。

は全く逆の方向を進むこととなった¹⁶。

こうして大阪府焼菓子工業組合が昭和40年9月30日付けで認可された。そして、10月6日に大阪府焼菓子工業組合理事長加藤金之助は以下のような声明を発表した。「このたび我々は『大阪府焼菓子工業協同組合』員として、・・・認可が昭和40年9月30日付けに発せられ、10月6日設立登記を完了いたしました。・・・その間幾多の悪質なる妨害や中傷にもめげず隠忍自重し今日の成果を見ましたることは、我々の努力と信念の結果が認められたものと存じます¹⁷」。

他方、大菓工連（森本正司理事長）では、8月2日に大阪府へ大阪府菓子工業組合（井上幹三理事長）の認可申請書を提出し成り行きが注目されていたものの、参加組合員が決定数に満たないという理由にて9月30日付けで不認可となった。大菓工連幹部は不認可に至った理由について次のように説明した。

大阪府より、最終的には本組合（大阪府菓子工業組合）の組合員（申請数894名）が決定数（約1,500名）に及ばなかったからとの説明を受けた。しかし、焼菓工協組、甘納豆の組合を含めて大阪府菓子工業組合の設立総会を開いた時は組合員数950名であった。しかしながら、焼菓工協組、大菓工連がそれぞれ「工業組合」の認可申請書を提出し、この問題が最終段階に入った9月2日に府庁で大菓工連代表が会談した際、大阪府としては大阪菓子業界の実情からして二本立て（二つの工業会を認めること）で許可するとの説明があった。それにもかかわらず、焼菓工協組は認めるが、他方で大菓工連は不許可というのはまったく理解に苦しむ。以上の事情について大阪府商工部の小山係長は大菓工連の工業組合不許可について次のように述べたという。焼菓工連は工業組合の組織変更の認可申請書に法的不備がなかったため9月30日付けで認可したが、大菓工連の工業組合認可申請書には不備があったため不許可とした。申請書に法的不備さえなければ府庁としては大菓工連の工業組合をいつでも認可したい¹⁸。

大阪府焼菓子工業組合は、単一協組からの組織変更を認可された全国初のケースとして注目された。そして、11月25日総会を開き、理事長に加藤金之助を選出した¹⁹。

一方の大菓工連は昭和41年1月7日の新年会で森本理事長が懸案の工業組合について次のように挨拶した。「・・・府の商工部に再び認可するよう申し入れ、あらましの了解を得た。府下菓子業者の実態調査を終ったが、焼菓子、生菓子、パン、（大、中）製菓会社支店などを除いてあと僅かで資格事業所の二分の一を獲得できる見込

¹⁶ 「大阪菓子新聞」、昭和40年10月5日付。

¹⁷ 「大阪菓子新聞」、昭和40年10月15日付。

¹⁸ 「大阪菓子新聞」、昭和40年10月15日付。

¹⁹ 「大阪菓子新聞」、昭和40年12月5日付。

みである。焼菓子工業組合や生菓子協同組合との経緯は過去のものである²⁰。」大阪洋菓子協同組合理事長だった川村秀が「わたしも一団体の長として昨年(昭和40年)を振り返り、大変時間の浪費のあったことを痛感している。・・・すべて物事は時期が到来しないと成就しないのが常識だが、その意味では大阪の工業組合結成は時期尚早であった。」と言っている²¹。

1月21日に、油菓子協同組合理事長が組合員に述べたところでは、「大菓工連では懸案の工業組合を新たに結成するが、乾菓子と生菓子の二部門に分けることになった。乾菓子は9工組からなる」とされた²²。

水面下においては、森本正司大菓工連理事長をリーダーとするラインとは別に、9単一工組に呼びかけその代表に加藤金之助を頼み、大阪府庁に工業組合結成の申請書を提出するという段取りができていたようである。かくて、大菓工組からではない大阪府菓子工業組合が結成されることになった。

大阪菓子製造者の長年の懸案であった「大阪府菓子工業組合」の創立総会が行なわれることにより、ここに掛物、栗起、油菓、飴菓子、鳳瑞華菓子、豆菓子、玩菓、甘納豆、焼菓子、半生菓子の各単一工組が結集することになった。問題になって以来5年ぶりに誕生の日を見ることになった。

昭和42年2月27日の創立総会には設立同意者452名のうち124名が出席した。昭和37年以来、「菓子工業組合結成」問題は、多方面で協議されてきた、そして、その議論は大阪全体で一本化すべき、あるいは業態に沿って乾菓子と生菓子系統の2本化で行くべきだとの両論に意見対立を生じ、その後一時的にこの問題が立ち消えとなっていた。とはいえ、大阪製造者団体の統一は絶対に必要であるとの見地から、昭和41年頃には再び工組結成気運が流れはじめた。しかし、一部組合の一本化主張者の意思は固く、止むなく乾菓子業者だけの結成を決意した。その後焼工、半生菓子に呼びかけ10工組で2月27日の創立総会に臨むことになったのである。

大阪の焼菓子業界では、真の組合活動は単一業種で行なう方がより効果的であるとし単一工組による工業組合設立を運動した。大阪府よりは40年9月にその設立が認可されたが、昭和41年末から42年1月にかけて大阪府菓子工業組合の設立が新たに論議されるに及び2月に大阪府焼菓子工業組合を解散させた。その後、同組合は任意組合として暫定的に運営していたが、役員会決議により「焼菓子業者の親睦と利益の向上を図るには、公的な協同組合にする方が有利である」との結論に達し、再び大阪府焼菓子工業協同組合を設立することとなった。なお創立総会は昭和42年

²⁰ 「大阪菓子新聞」、昭和40年12月5日付。

²¹ 「大阪菓子新聞」、昭和41年1月15日付。

²² 「大阪菓子新聞」、昭和42年1月25日付。

5月7日に行なわれた²³。

大阪の製菓業各単一工組（焼菓子、甘納豆を除く）で組織している大菓工協連（森本正司理事長）では、昭和42年5月30日定時総会を開いたが役員改選の議案が消化できず流会となった。その間の事情について大阪菓子新聞は次のように説明する。

前述の通り、昭和40年9月に大阪府焼菓子工業組合が認可となり、大菓工連の申請は却下された。大菓工連内部では、再び工業組合設立申請運動を始めた。理事長自身は全国米菓工業組合理事長でありながらも衆望によって生菓子も含めた線で工業組合設立に努力してきた。しかし、各工組代表らの感情や、また生菓子と乾菓子の流通経路の違いなどもあって、昭和41年末には、飴菓子、栗起、鳳瑞などの乾菓子各工組が「生菓子業者と共に工業組合を結成しても活動できない」などの理由で不参加の意志を表明した。そのときすでに大阪府庁へ準備作業を進めていた森本理事長の立場が浮き上がり、森本氏は理事長辞任を申し出た。他方、40年9月に単一工組による工業組合を認可された大阪府焼菓子工業組合は、昭和42年2月に解散し、のち協同組合組織に逆戻りするとともに、大菓工連に属している乾菓子9工組と合流して「大阪府菓子工業組合」設立申請を出し、昭和42年4月25日付で認可された。ここに至り、大菓連自体は9工組の他に生菓子、洋菓子、種菓子密引、焼菓子製造組合、大菓工業会などの工業組合未結成の各工組が同居することになり、“呉越同舟”のまま総会の時期がやってくる。9工組がこのまま大菓工連の構成員として存続するのか、生菓子など他の組合で維持するのか、あるいはこれを機に分散してしまうのか、工業組合へ全員参加するのか、方向すらも互いに見当がつかなかった。このような雰囲気の中で総会が開かれた直後、焼菓子組合の利益擁護のためと称して2年前に脱会していた筈の加藤金之助が青山良三と乗り込んできた。座は加藤の同席をめぐって紛糾し、大菓工連の今後の姿がいかにかに在るべきかという根本問題で対立し流会になってしまった。

第5節 大阪府菓子工業組合の誕生

正式に認可された大阪府菓子工業組合の初総会が昭和42年6月13日に開催された。加藤理事長は今後の大阪府菓子工業組合の基本的な運営方針について、①正常な販売に努力する、②工業組合と協同組合の利点を積極的に活用する、③金融面の道を開くことを指導するなどの3点を明らかにした。大阪府菓子工業組合は今後この3点を中心に前向きの姿勢で組合の発展、業界全体の地位向上に努力することになった。

²³ 「大阪菓子新聞」、昭和42年4月25日付。

昭和41年6月頃には乾菓子の工業組合をつくる方向で各単一工組が集まって設立準備を進め、昭和42年2月1日には発起人会の開催、同月27日には工業組合の創立総会を開く予定を決めた。そして5月15日には第1回の理事会を開き、専門委員会の設置を決定した。これら委員会を通じて、①流通対策、②金融面の研究、③輸送面の合理化などについて研究することにした。

今後の組合運営方針として加藤理事長は、①菓子業界の対応（メーカーと問屋の関係、大メーカーの中小メーカー分野への進出）、②政府の中小企業施策に対する考え方などについて説明し、「菓子業界を取りまいてる周囲の環境は楽観を許されない・・・今後の組合の進路には確立された指導理念が必要である」と述べた。

大阪府菓子工業組合では、流通対策もまとめることになった。倒産の原因には第一に販売不振、第二に放漫経営、第三に連鎖倒産があげられる。さらに販売不振に至った原因についてみると、①大企業の中小分野への進出、②過大な販売競争による値引き、安売り販売による利潤の低減、③消費者の嗜好にマッチした商品の開発不足、④人手不足による人件費の高騰で諸経費の捻出ができない、などである。

以上のあと、各委員から当面している問題についての意見を聞いた。それによれば、①値引き、歩引き、特売、見本市のあり方など是正する必要、②週40時間労働で採算のとれる企業経営をする必要、③中小メーカーは大メーカーの作れない魅力ある良品の製造をしてほしい、④業者の実態調査を行なったらどうか、⑤業者の要望を聞く相談室を設けたらどうか、⑥販売の正常化を推進せよ、などの声が出た。このうちとりあえず④から⑥を組合事業として実施に移すことが決定された²⁴。

おわりに

大阪府菓子工業組合は昭和33年3月5日の呼びかけから昭和42年8月まで9年5ヶ月もの月日を費やしてようやく動き始めた。他方、大阪府菓子工業協同組合連合会は忘れ去られるように、参加も極端に少ない状況下で静かに幕を降ろした。組合の最後としては、戦前、戦後を通じて最も寂しい終りかたであった。当然大阪府菓子工業協同組合連合会が工業会を作り、後輩にその座を譲る形を取りたかったであろうが、そうではなく、脱退した大阪府焼菓子工業組合の指導によって出来上がった組合であった。反旗を翻した側が大阪府菓子工業組合をつくり理事長におさまるという図式である。だが果して何を始めようとしていたのか。そう奇想天外な案がでるわけもなく、いずれこれさえマンネリになりそうな予感もちながら、とりあえず出発したのである。

²⁴ 「大阪菓子新聞」、昭和42年8月15日付。

第4章 高度成長期における流通近代化への対応

はじめに

大阪雑菓子業界における1960（昭和35）年から1970（昭和45）年までの10年間は第2次世界大戦後での繁栄のピークを迎えていた時期である。とはいえ本章では、全国的にみて特異な発展を遂げた雑菓子問屋の集積地である松屋町筋菓子問屋街を中心に、その成熟期に業界がどのような問題を抱えていたのかを探ってみたい。表1の全国菓子出荷額統計では、日本経済の高度成長期の成長率と比較して菓子業界の成長率は低いことが示される。問題点はどこにあったのであろうか。

松屋町筋菓子問屋街はこの期以後、衰退への道程を辿る。しかし、関連業者すべてが衰退傾向であったわけではなく、格差拡大が進行し、企業数では減少しながらも低成長を継続していった。以下の第1節では、依然活動的にも見える松屋町筋菓子問屋街のなかでも衰退の兆候が垣間みえてくることを指摘する。そして第2節から第6節までにおいては、問題点を5つに纏めた。なお、本稿の執筆に際しては、主に「大阪菓子新聞」の昭和35年～45年までの各号記事を参考にした。

表1 全国菓子生産数量及び金額の推移（昭和35年～45年）

年度	生産数量 (トン)	指数	生産金額 (金額)	指数	小売金額 (億円)	指数
昭和35年	1,007,000	100.0	2,337	100.0	3,082	100.0
昭和36年	1,032,000	102.5	2,444	104.6	3,227	104.7
昭和37年	1,089,000	108.1	2,650	113.4	3,497	113.5
昭和38年	1,157,000	114.9	3,059	130.9	4,057	131.6
昭和39年	1,202,000	119.4	3,328	142.4	4,416	143.3
昭和40年	1,253,000	124.4	3,471	148.5	4,583	148.7
昭和41年	1,353,000	134.4	3,813	163.2	5,122	166.2
昭和42年	1,465,000	145.5	4,258	182.2	5,769	187.2
昭和43年	1,527,000	151.6	4,615	197.5	6,235	202.3
昭和44年	1,591,000	158.0	5,021	214.8	6,761	219.4
昭和45年	1,633,000	162.2	5,583	238.9	7,529	244.3

（出所）全国菓子協会調べ。

第1節 雑菓子業界は高度成長を実現できたか

戦前における松屋町筋菓子問屋街の繁栄ぶりが、松屋町筋住人の前田重兵衛翁によるエッセイに記されている。当時の様子を示す貴重な証言であるからここに引用しておこう。

『今から（昭和41年）から30年も昔のことであった。松屋町筋が今よりもっと狭い道路で、向かいもお隣りも菓子屋菓子屋で、南区松屋町より瓦屋町三番丁までの間に約120軒の菓子屋が軒を並べ、末吉橋で電車を降りると菓子屋特有の匂いがプーンと鼻にきたものだ。煎餅屋、飴菓子屋、生菓子屋、金花糖屋、オランダ屋（黒砂糖カリント等製造販売所）、栗おこし屋、菓子問屋などおよそ全種類の菓子メーカーが軒を並べていた・・・¹。』昭和10年以前の松屋町筋菓子問屋街の第一成熟期の様子である。

戦後の第二成熟期は昭和34年から38年の4年間であり、昭和45年頃以降衰退期に入る。松屋町筋問屋街には、昭和40年時点で、菓子問屋59、玩具卸問屋54、菓子原料卸問屋14、落花生卸問屋11、紙・セロファン卸問屋30の業種別構成を示した²。この時期には、表通りを菓子問屋等が占め、市内売りと地方移出問屋が混在していた。菓子製造業者は、裏通り、あるいは周辺の自転車で配達できる距離に工場を持ち毎日の生産全量をいずれかの菓子問屋に届けていた。ダイハツ軽トラックで配達する夢は比較的容易に叶い、機械化、量産化に成功した業者は、中堅企業として、松屋町筋だけでなく名古屋西区新道などへの全国発送を行っていた。一方で機械化に遅れた零細業者は松屋町筋への配達に追われていた³。

松屋町筋菓子問屋街に菓子問屋、あるいは菓子製造問屋（製造と問屋業とが未分化）が集積し始めた昭和23年頃はまだ広い道路で向いが遠くに見えていた。しかし、昭和35年になると困った現象が起こってくる。「・・・商売にはまことに好都合にできてはいるが、・・・凄まじい交通地獄が現出している。時速40km以上でぶっ飛ばす大小様々な車の流れは、引っ切りなし、向かい側に渡るには三途の川を越して5分程かかることはざらである。問屋が1軒当たり、1、2台の車を駐車すれば、それだけ道は狭くなり、混雑に輪をかける。・・・配達も命がけである・・・」⁴。自転車は歩道に置けぬなら、道路に置くしかない。警察の指導により道路の手前板石1枚以内に自転車を置くようになった。

商品の荷姿は1斗缶が主で、2、3回目の御用を努めるブリキ缶罐である。道路に

¹ 「大阪菓子新聞」、昭和41年4月5日付。

² “松屋町筋の経営実態”「大阪菓子新聞」、昭和31年6月5日付。大阪府商工第二課の調査結果に基づいたもの。

³ 筆者の実体験に基づく。昭和40年当時、筆者の経営する中島大祥堂は大阪市天王寺区に製菓工場があった。

⁴ 「大阪菓子新聞」、昭和35年6月5日付、“松屋町もいのちがけ”の記事。

はみ出ているのはこの類であった。ダンボールに変わっていく時で、バラものと称する主に零細業者の商品はいまだ缶罐で店では番重で売られていた。フィルム袋入りになったキャンディ等はダンボール入りとなっていた。ダンボールのサイズがまちまちで問屋の倉庫は雑然として管理に困難を来していた。

昭和 35 年当時、大阪の菓子問屋街は松屋街筋だけでなく、天王寺や鶴橋等にもあった。鶴橋の場合は東成区と生野区にまたがり、交通至便で戦後はヤミ市が繁昌していた。ヤミ市の広さは約 1 万坪で食料品、衣服雑貨、医薬品商など約 900 軒あり、1 軒の使用坪数は 5 坪程度である。この中に菓子問屋は約 50 軒あった。雑然としており、それだけに息遣いが聞こえる。天王寺界限にも菓子問屋が約 40 軒程あって阪和菓子問屋街と呼ばれていた。いずれも客は国鉄（当時）、近鉄線を利用する仲卸、小売店主である。その中に、すずめ部隊がいる。割烹着姿の女性達で、菓子を仕入れて、転売したり、自身の商いにもなっていたのであろう。彼女たちをすずめ部隊と呼んでいた。下町の小さな商人達、菓子問屋街での大切なお客であった。どの菓子問屋街にもそれぞれすずめ部隊がいた。ここで、彼女たちに人気の菓子問屋 D 商店の内部を覗いて見よう。この店は「松屋町筋菓子問屋街の中心、末吉橋角に居を構え、現金問屋として自他共に認めるトップクラスの店である。売り場面積 200 坪、倉庫その他を入れて 500 坪の敷地、在庫量の豊富さと、地の利を得てこの店を訪れる小売店は四季を通じてあとを絶たない。松屋町の間屋筋は、最近とくにお客の集まりが思わしくなく、対抗策として機動力を利用して外売りをする店がほとんどであるが、D 商店だけは、名声と老舗にものを言わせて外売りは一切なく、言わば薬価店のように、集まってくるお得意先を持ち、商品の選択も全く自由である。そのためか、1 日約 800 人、1 人が 4、5 千円の買物をして帰る・・・⁵⁾

昭和 27 年頃には松屋町筋菓子問屋のうち、D 商店ほか数店の大型店舗以外の問屋は一斉に外売りをはじめていた。特売期間を設け、取引メーカーから歩引協賛を要求し、大口の得意先を温泉旅行に、小口は観劇などに招待した。先ずメーカー、次に小売店、大企業はその範囲を一般消費者にまで広げて数千人を大劇場などに招待した。大阪雑菓子業界の菓子販売促進法として珍しいことではなかった。過当競争が次第に熾烈の度を加え、収益性の低下が昭和 39 年には始まっていく。同時に大阪経済全般の地盤沈下も囁かれ始めた。

あまりの過密と騒音、交通渋滞対策に大阪市は市内主要道路の一方通行を 1970（昭和 45）年より行うことにした。しかしながら、問屋街の大多数の業者はなすすべがなく、道路の一方通行案に反対することに専念していた。一方通行が施行されると、北から南方向への一方通行は渋滞を無くし、不法駐車を取り締られ、車線は元に戻る。しかし、松屋町筋菓子問屋街から人は去っていく。人々はもはや松屋町

⁵⁾ “大阪の菓子”（「大阪菓子新聞」、昭和 35 年 7 月 25 日付）。

を敬遠し始めた。菓子問屋の廃業移転が徐々に始まり、玩具問屋も同様に、なぜか人形店が目立ってきた。

大阪雑菓子業界はおしなべて高度成長期に他産業に大差をつけられ、低成長を余儀なくされた。高度成長は実現できなかったのである。温泉旅行に招待され、見込み買いに走り、押し込み販売に抗しきれず、いたずらに返品を助長し、その防止はできなかった。利益のでない体質に陥っていた。また、他産業の高度成長が深刻な人手不足を菓子業界にもたらした。

次節では当業界で一般化していた返品制度を検討する。そして、第 3 節において貿易の自由化や資本の自由化が大阪も雑菓子業界にどのような影響をもたらしたのかを明らかにしよう。さらに第 5 節では雑菓子流通の近代化を論ずる。

第 2 節 雑菓子業界での不当返品問題

大阪菓子問屋組合長で地方移出問屋である橘高株式会社の橘高庸は、こと業界の返品問題への対応では執念を燃やした。返品問題は長年にわたる菓子業界の宿痾とさえ言えた。以下は当時の「大阪菓子新聞」に掲載された橘高による昭和 37 年年頭所感の一部である。大阪の雑菓子業界で幾ら叫んでも誰も動こうとしない。そこで全国菓子問屋協会に出かけ呼びかけたのである。

「昭和 36 年 4 月 9 日に全国菓子問屋協会の総会決議として、全国菓子返品防止委員会を設立するために設立準備委員会を組織し、・・・正当でない返品防止を実行に移す段階となった。今回の全国菓子返品防止委員会の目的は、単なる返品防止運動だけでなく、また防止宣伝だけでもなく、全国菓子返品処理基準を制定して、返品防止と返品処理上の紛争を避け、全菓業者がこの基準を実施し、商取引を正常化することにある。・・・返品が国家資源を損耗し、業界に大きな損害を与え、業界の健全な発展を阻害しているから・・・今こそ全菓業界が立ち上がり、共同の責任において全菓業者が一斉に改善できる機会を作り、正当でない返品に終止符を打たねばならない⁶⁾

橘高は自身の執念にもかかわらず、運動が成果を上げていないことに切齒扼腕するのだが、同時に短気を起こして投げ出す性質のものではないことを承知していた。組合が、それも全国の組合がその気にならないと不可能であることを知っていたからである。

大阪菓子問屋組合では、不当返品問題が業界の発展を阻害しているとし、その打開のためにまず大阪の業者から具体的な対策に協力してもらうため「返品防止対策

⁶⁾ 「大阪菓子新聞」、昭和 37 年 1 月 5 日付。

懇談会」を開催した。生産者側でも各製品毎に品質保証の検査済の証紙貼付を実施してほしいと呼びかけた。製販両業者 60 名が参集し、橘高が議長を務めた。今までの返品防止運動はあまり効果が薄かったので今回は強力な内容になっている。生産者も注文の品が速やかに配達され、品質保証、容器、内容の点検などにも留意し、傘下の地方問屋も小売業者にも趣旨の徹底と啓蒙に向かって努力したいとした。橘高が熱心に訴えれば訴える程参加者は冷静になり、批判めいた発言が出てくる。返品根絶は誰のためなのか、常人なら反発したり、投げ出したりするだろうに、橘高の態度は終始一貫して、返品防止に生涯をかける気概に満ちていた。

雑菓子業界での昭和 39 年、40 年は混乱の時期であった。労働力不足、賃金高騰、物価上昇などがあり、菓子業界に影響を与えていた。菓子の消費嗜好の変化から食品業界からの進出もあり、菓子の売上げが停滞し始め、これに加えて流通構造の変化が進み出して大規模企業への集約化が進んだ。さらに従業員の質の低下から、中規模企業の経営が困難になってきた。このような時に処するためには各企業は自ら持てる特色を発揮し潜在能力のすべてを結集し企業の生産性向上に努めなければならないはずであった⁷。

返品問題についても、各社の経営姿勢によって、これに対する考え方の違いが表面化してきた。松屋町筋菓子問屋のどちらかといえば規模の小さいところなどは、返品しないで社内で処理するから、歩引きするようにとメーカーに迫る。メーカーが完全な商品を供給しなくなる恐れからである。他方で、大企業は市場占有率拡大のためには、返品も辞さずである。

大阪雑菓子業界での当時（昭和 43 年）における返品の実態を「大阪菓子新聞」に掲載されたアンケート集計結果でみると⁸、菓子問屋 32 軒での有効回答の平均は年 3.2%で、最高は 6%、最低は 2%であった。地方移出問屋、市内問屋の別により販売内容が相違するのでこの検討には注意がいるだろう。返品の多い月は梅雨時である。返品の原因としては、①販売の見込み違い 50%、②新販路開拓時での押し込み 20%、③得意先倉庫の管理不足 10%、④容器、包装、梱包の不備 5%、⑤重複発送、

⁷ 「大阪菓子新聞」、昭和 41 年 1 月 5 日付の社説より。

⁸ 全国菓子防止細則によると、返品とは以下の場合とされている（「大阪菓子新聞」、昭和 48 年 1 月 1 日付）。

第 1 条 正当な返品理由となる場合

- 1 注文外の送品（注文数量を超過した場合も含む）
- 2 見本と現品と相違したとき
- 3 納品期間甚だしく遅延し、販売時期を失したとき
- 4 売主の不注意に起因して破損、品痛みを生じたとき

第 2 条 返品理由とならない場合

- 1 前条正当な理由があっても放置して交渉期間を経過したとき
- 2 容器を開けた売れ残り品、半端もの
- 3 買主の不注意に起因して破損品傷みを生じたもの
- 4 見込み違いの品及び管理不良に基づく売れ残り品

間違い発送 3%、⑥その他原因不明のもの 12%となっている。一方、メーカーでは有効回答 93 のうち平均 2.5%となっている。最高は年 5%最低は年 0.5%であった。

業界ではあらゆる機会を利用して返品防止のために種々の策を練りつつも、その効果はいっこうに上がらなかった。なにしろ菓子が変質し易く、かつ破損し易いものだけに、返品の原因となるような要素を完全に除去する訳には行かない。悪質な返品に対しては、メーカーはもちろん、問屋も受け取らないと申し合せているが、実際面において果してどの返品が悪質であり、どの返品が悪質でないかは判別しにくい場合も多い。

返品の根絶を期することは不可能であろう。“仮に根絶出来なくても我々のこの運動によって少しでもその弊害を少なくすることが出来れば幸いだ”と結んだ問屋組合側の言葉は正しい。哲学の目的は真理そのものではなく、真理へ到達せんとする過程にある。返品防止運動もその通りである。返品根絶を目指す運動を続けることに真の意義がある。返品は根絶しない、しかし克服すべく、返品根絶運動を根気よく続けてゆくことが大事である⁹。

第 3 節 貿易・資本自由化の影響

昭和 35 年、全国菓子協会は菓子貿易自由化対策の一環に日本チョコレート・ココア協会、全国ビスケット協会など 8 団体の要望として下記の陳情書を政府関係当局へ提出した。

菓子貿易自由化に関する陳情書

貿易自由化は国際情勢の強い要請により、政府の重要政策として推進されているが、製菓業は砂糖その他原料を中心として国内生産条件が対外競争に極めて不利な状態に制約されている。かかる状態のまま菓子輸入自由化が行われるなら、製菓業が蒙る打撃は誠に甚大である。製菓業は 8 万に及ぶ事業所と、50 万に達する従業員を有し製菓業に直接生計の基盤を置く者は、家族合わせて凡そ 150 万人を擁している。しかもその大部分は中小企業であり、自由化の影響はこれら中小企業の存立に深刻な脅威を与えることは必然である。・・・かかる重大な影響を招く菓子輸入自由化に関し、・・・製菓業界は政府が・・・改善措置を行なうまで菓子輸入自由化の実施を見合わせるよう要望する¹⁰。

以後、菓子業界にあっても自由化の話題が沸騰する。しかし、そのなかにあつて

⁹ 「大阪菓子新聞」、昭和 33 年 12 月 15 日付の社説より。

¹⁰ 「大阪菓子新聞」、昭和 35 年 4 月 15 日付。

も、関連企業の企業体質改善、技術革新があればこの問題を凌げるのではないかと
いう業界人も多数いたことも事実である。

大阪の菓子業界は昭和 35 年 6 月に菓子貿易自由化対策大阪業者大会を開き、菓子の自由化は止むを得ないが、その前に砂糖などの諸原料の輸入を自由化せよと決議した。対策委員長は明治製菓社長の浦島亀太郎（当時）であった。彼は“菓子貿易自由化の波は世界の態勢であるが、これが日本に押し寄せる前に、菓子業者として体制を終えておかねばならぬ”と挨拶している。大企業は自由化問題への対応をある程度は折り込み済みであったことが窺える¹¹。一方、中堅企業始め小企業者はそうではない。

欧米など国際経済との連帯性を強化する意味から、国際通貨基金（IMF）や関税及び貿易に関する一般協定（GATT）などに対して、日本も早く貿易の自由化を進めるべきだと呼びかけていた。日本政府は昭和 35 年から 36 年にかけて貿易自由化大綱、為替自由化促進計画を決め、昭和 35 年 4 月には当時 40%だった自由化率を昭和 38 年 8 月に 92%にまで上げた。ところが、菓子は政府の保護政策で自由化されておらず外国から菓子を輸入しようとしても、高い関税率をかけ国産菓子より高くなるように仕向けられてきた。しかし、菓子の主原料である砂糖のうち粗糖が昭和 34 年 8 月に自由化され、欲しいだけ自由に外国から買えるようになっていた。このため、そう遠くない間に菓子の輸入も自由化される見込みとなっていたのである¹²。

昭和 45 年 1 月、雑菓子業界ではいまだ貿易自由化対策が焦点になっているが、その後は資本の自由化問題が大きな話題となっていく。

貿易自由化は菓子業界にとっては外国菓子の輸入量が増加することを意味し、他方資本の自由化は巨大外国資本が日本へ進出してくることを意味している。輸入菓子が増加するだけであれば、日本の菓子業界の力をもってすれば、わが国市場の特有性、嗜好などの面から考えてさほど恐れることもない。また毎年輸入枠が拡大されている当時の傾向から見れば、すでに実態としては貿易の自由化が実施されているのと同じで、それによる国内菓子業界への影響もあまり大きなものとは予想されない。

しかし、資本の自由化になるとそうはいかない。例えば世界一のビスケットメーカーといわれる米国ナショナル・ビスケット（ナビスコ）の年間売上高は 1967 年度において 2,749 億 824 万円を計上し、日本の菓子総売上高の半分以上の数字を記録していた。もっとも、企業間の規模格差という問題については、当初から業界指導者の間で論じられていた。しかし、実質的に業界にアピールしたのは昭和 43 年の暮れになってからである。山崎製パン・日綿実業・ナビスコの 3 社が合弁会社設立申

¹¹ 「大阪菓子新聞」、昭和 35 年 6 月 15 日付。

¹² 「大阪菓子新聞」、昭和 39 年 1 月 15 日付での解説記事より。

請書を提出したことによる。これに対し各団体とも業界一本化で対処する熱意は強く、再三連絡会議が開かれたものの菓子業界の機構そのものが複雑なために対応策がまとまらなかった。しかし、経済の国際化進展に伴い、小さな業界の内部事情だけにこだわっていたのでは当面する難問題に対処することは難しく、このため昭和44年末にいたって曲がりなりにも一本化のかたちをとって、資本自由化に対する反対運動を展開するに至った。その内容は、「自由化を受け入れる体制が整うまで延期、さらには原材料価格を世界水準並みにしてから実施してほしい」といったものである¹³。

また、資本、貿易の自由化を目前にして、菓子の輸出を目指そうではないかとの発想を持った人物に木戸脇栄太郎がいる。以前からも全日本菓子輸出工業協同組合連合会は日本の菓子を輸出しようとして努力していたが、戻り税制度など懸案があり、活発に動けない事情があった。大阪では関西輸出菓子工業協同組合（理事長木戸脇栄太郎）が、昭和35年5月に全国菓子保税工場¹⁴14社がまとまって日本菓子の海外輸出拡大を目指す日本輸出菓子保税工場協会の創立総会を行った。同年4月から政府は貿易自由化に踏切り、外国菓子の逐次多量輸入を見ることは決定的となっていた。現状では如何に保税工場を以て生産しても砂糖並びに諸原料の輸入に幾多の問題があり、それがため製品が割高となり、常に不振の原因となっているとの認識であった。このまま事態が推移するようでは輸出振興の目的を達成することは不可能な状態にあり、全国保税工場の一歩化を企図し、主原料砂糖の国際価格購入、海外市場の開拓等々、これが木戸脇の考えるところであった¹⁵。

日本輸出菓子保税工場協会は昭和41年1月、その名称を「日本輸出菓子保税工場協同組合」に変更し、菓子を輸出する特殊組合である旨を強調した¹⁶。同組合では、昭和42年にソ連（ハバロフスク）見本市、そして昭和42年には香港見本市に参加し26億円を売り上げるなどしたがその他に見るべき成果を上げることはできなかった。

今だから言えるのかも知れないが、貿易・資本の自由化によっても、日本の菓子業界は崩壊することはなかった。しかし企業の倒産、廃業は数知れずあった。上位クラスの菓子業者は、そのときでも売上げを伸ばし、成長した。数十年後、当時の業界指導者は、いたずらに外国大企業に一種の恐れを感じており、巨大資本に日本の企業はおそらく負けるだろうと信じてしまっていた。敗戦の後遺症もあり、物量と資本の力には勝てないと潜在的に信じてしまったようである。まだ日本の菓子業界大手といっても体質が弱く、アメリカ巨大企業の売上高と日本企業の大手の売上

¹³ 「大阪菓子新聞」、昭和45年1月25日付。

¹⁴ 輸出用の菓子を製造するための砂糖には関税の賦課が保留される認可をうけた工場のことを指す。

¹⁵ 「大阪菓子新聞」、昭和35年5月15日付。

¹⁶ 「大阪菓子新聞」、昭和41年2月5日付。

額を比較してみれば違いがある。近代化の遅れる日本は見るも無惨に蹂躪されるだろうと。しかしながら、蓋を開けて見るとわが国の中堅メーカーでさえヨーロッパの有名メーカーと合弁会社をつくった。近いうちにヨーロッパの菓子が味わえるのか、業者の苦しみよりも味覚に期待をした消費者もあつたはずである。発売された商品はどれも安くもなく、国産品と味にも大差がなかった。テイストも気に入らなかったのではないか。実のところ輸入菓子は売れなかったのである。利益がでない外国勢はさっさと帰ってしまう。輸入品のビスケットも安かったのだが売れなかった。菓子業界の指導者たちは、原料価格の格差しか眼中になく、消費者がどう考えるかを検討しなかった。菓子はファッションのブランド品とは異なり、嗜好品で味覚は保守的であった。そして、貿易・資本の自由化に直面し、流通近代化、技術革新、経営合理化、システム化、省力化等を経営に早急に取り入れる必要性に目覚め実行した問屋、メーカーが結局は生き残ったのであった。

先述したように、橘高庸は戦後大阪で問屋として成功した人物だが、返品防止に後半生を捧げた、彼の息子の橘高康人は流通の大家と自他共に認めた人物である。経営環境の変化と題する彼の小文には教えられるところが多い。「現在の日本においては、・・・環境の変化があまりにも急速なために、混迷・不安焦慮する企業と、急速成長する企業の二極分化が行われる。年率 15%を越える異常な経済成長（昭和 43 年頃）と、商業構造の変化の急速なテンポ・・・、いずれの一つを取り上げても、過去企業が経験したことのない激しい変化である。・・・企業が生き残るには、まず経営環境の変化を知ること、第二に自分の能力を客観的に分析すること、第三に、経営組織の本格的な改革と、経営戦略の再編成をすることが必要である・・・¹⁷。

貿易・資本の自由化への対応で雑菓子業界は二極に分化した。経営環境の変化に対応したグループとできなかったグループとの二極化である。

第 4 節 雑菓子流通の近代化

これまで述べてきたように、松屋町筋菓子問屋街は戦時中には街がなくなり、人影もなくなっていた。にもかかわらず戦後菓子問屋街はみごとに復活した。しばらくは貧しく、安価で粗悪な黒色の飴玉をつくり暮らしを繋いでいた時期があった。そして昔ながらの因習を持ち込んでいた街でもあった。しかし、店主の心構えで、納入業者も客層も変化する。隣人に玩具問屋があつたが、彼らは上手に商いしていた。その結果は儲けの差をもたらした。結局のところ、菓子問屋の近代化が遅れていたのであった。さらに、昭和 45 年で南行き一方通行の実施は客数の決定的な減

¹⁷ 「大阪菓子新聞」、昭和 44 年 10 月 15 日付。

少をもたらし、客は阪和菓子問屋街（天王寺）や鶴橋等に分散していった。このような状況に加えて菓子業界の貿易・資本の自由化問題も話題に挙がったが、聞き流していたのが当時の現状であった。松屋街筋にあった菓子問屋はなすすべがなかったのである。

1968（昭和 43）年 8 月に政府の産業構造審議会は「流通近代化の展望と課題」との中間答申を行った。①資本の自由化、②流通の生産性向上に対する方策が中心で流通近代化の政府施策の基本となるものであった。

その背景には、第 1 に昭和 30 年代に入ってから、消費財メーカーを中心とする生産者の流通活動への関与が活発になってきた。マーケティング技術の導入とも無関係ではないが、基本的には量産体制の進行に対して既存の流通機構があまりにも立ち遅れていた。第 2 には、低マージン、高回転で、対面サービスの節減等を特徴とするスーパーマーケットやディスカウントストア等が急速に進出しはじめた。小売業の大型化と近代化に拍車がかかり、従来からの百貨店以外にみるべきものなかった小売業界、さらには流通活動全般に大きな衝撃を与えはじめた。第 3 に、これら二つの動きに所得水準の上昇、都市化現象、産業構造の変化等の要素が加わって流通業各分野に現状脱却への気運が醸成されつつあったことによる。

このような構造変化の動きのなかで、消費者物価の上昇抑制、資本取引自由化の推進など、そのときどきの国民経済上の要請から流通の合理化・近代化を求める声が一層高まってきた、これを一段と加速するという見地からも、中小企業の協業化、ボランタリーチェーンの推進、卸総合センターの建設、一貫バレーゼーション（荷役効率化のため、荷物を同一の荷台に乗せたまま輸送、保管する）の普及等の新しいパターンの流通政策が打ち出されてきたのである¹⁸。

なかでもボランタリーチェーン結成の究極の目的は、卸問屋と小売店が一体となり、自らの流通コストを徹底的に引下げ、併せてメーカーの生産コストの引下げを助け、大量生産と大量消費をつなぐ太いパイプを形成すること。そして、流通能率の向上をはかり、結果として小売販売の価格切り下げと旺盛なマーチャンダイジングの実践によりその存在価値を国民経済的に大きく引き上げようとするものである。

ボランタリーチェーン結成には業界の体質改善が必要とされる。従来における卸問屋に求められる主なる機能は、販売、金融、倉庫、配送の四機能である、これら四つの機能を備えるだけで卸問屋は成り立っていた。ところが、卸問屋の機能向上には戦略的コストに結びつくことへの考慮が払われていなければならない。すなわち、上記四つの機能とは、①大量生産に見合う大量販売の機能、②危険排除措置並びに適正金利を伴う金融機能、③適時適量の在庫保有機能（需給変動調節を含む）、

¹⁸ 「大阪菓子新聞」、昭和 44 年 2 月 15 日付。

- ④有効適切なる配送機能というように、それぞれ高度の合理化を配慮されたものでなければならない。そのうえでさらに追加しなければならない重要な機能がある。
- ⑤販売仕入ともに計画的な大量取扱の機能、⑥商品の開発促進並び紹介宣伝の機能、⑦市場調査並びに情報提供の機能、⑧取引先を組織する機能、⑨取引先の経営全般に関する適確強力な指導の機能、⑩商品格付けの機能である。

大量生産・大量消費体制が確立し、さらには大量流通が大企業資本によって行われている事実を直視し、卸問屋が失われつつある既存の地盤を回復するためには団結してこれら必要とされる機能の充実に努めなければならない。中小企業の小売店およびメーカーの育成はもちろんのこと、大企業による製品も十分に消化できる太いパイプを保持するのが、卸問屋の使命であると考えられた¹⁹。

ところで、政府は中小企業が環境変化に適応し、零細過多性から脱皮し体質改善を強化する以外に道はないとして、協業組合制度を昭和 42 年 9 月から施行した。もともと中小企業の力が微弱である点を補うために事業協同組合制度があったが、経済社会環境の悪化とともに協同組合による「相互扶助」の方法では間に合わなくなったので、事業者が事業を集約し、「協同経営」を目指す点にまで進めたのが協業化である。したがって協業化のためには、事業体そのものの質的変化が求められる。具体的には何名かの事業主が資本や設備を出し合って新しい会社（協業組合）を設立しなければならない。したがって協業化の最初の前提として、事業主は独自経営をやめて共同事業に投入し、自身の手腕、才能、経験、信用、労働などを提供したうえで共同の利益を追求することが必要となる。

こうした協同体による事業経営が数々のメリットを持っていることが明らかではあっても、従来の経営者が経営者でなくなる点に何らかの抵抗が感じられる筈である。中小零細企業自身の危機意識がお山の大将であることを上回った時にのみ、協業化のメリットを掴む機会が与えられる。

このようななかで、注目されるのが大阪雑菓子業界における K マートチェーンの存在である。当時の「大阪菓子新聞」には、二つのボランティアチェーンに関する記事が多い。橘高の K マート、山星屋のスターチェーンである。K マートの記事が多い理由は、その誕生前から、橘高の当時専務取締役であった橘高康人が「大阪菓子新聞」に積極的に投稿していたからである²⁰。本節では K マートについて以下論じていく。K マートの K は橘高の K である。その後、アメリカにも K マートチェーンの存在を知るがここの関係はない。

昭和 33 年頃、ビスケット、キャンディには欧米に優れた製造機械メーカーが存在

¹⁹ 「大阪菓子新聞」、昭和 39 年 2 月 25 日付。

²⁰ 「大阪菓子新聞」、昭和 38、39 年に記事が集中している。「ボランティア結成のしおり」等。

し、大規模に宣伝を始め、日本の大手企業や中堅企業までも展示会に大挙参加した。彼らは競って最新鋭の機械を導入した。一方、大手の流通業者は昭和 35 年頃には、米国の流通事情の調査に続々と出掛けチェーンストアの実際を知った。すでに食料品売上げの 70%をスーパーマーケットが占めていること、この背景にはメーカーが合理化をはかり、コストを引き下げるべく大量生産、大量宣伝、大量販売という新しい経営スタイルが要請されていたのである。大量販売を受け持つべく出現したのがスーパー形態の店舗である。その特色は、言うまでもなく、セルフサービスによる販売で、低マージン・高回転を狙うところから、その販売は食料品、菓子関係が中心であった。渡米した橘高父子は早晩大阪にもこの波が押し寄せることを予測し、組合員に詳細に報告しながらも専務自身は卸問屋としていかにあるべきかの研究に没頭した。大阪の公的調査研究機関も当時熱心に啓蒙を行なっていた²¹。

この頃、大阪小売連合会の幹部約 40 名は布施菓子組合より菓子の不当乱売店があつて困っているとの苦情を受け、対策を練るべく布施商店街の菓子乱売店を見学することになった。布施の菓子乱売店とは万代油脂並びに大和百貨店であった。見学後に一同が菓子会館に集まり、「不当乱売対策」について意見の交換を行った。万代油脂は昭和 33 年頃開店し、布施市（当時）のみでなく、東成、平野などにも店舗があり、石鹸、化粧品、缶詰などを扱い、昭和 34 年暮れからは菓子を販売するようになった。ほとんど一流品で仕入原価よりも安く売り、これを見ごせば菓子小売業の死活問題となる。経営方針（消費者のための廉価多量販売）が基本的に異なり、話合いが決裂したので、止むを得ず大阪小売連合会に相談に及んだ。彼らは「大阪で一番安い店」と表示しており、販売価格も市価よりは 2 割安であった²²。

一方、松屋町菓子問屋街では、昭和 38 年から 39 年末にいたるスーパーマーケット躍進の情報をどのように受け取っていたのであろうか。大阪府菓子商工協同組合連合会会長の上田²³はスーパーと菓子問屋について次のように述べていた。スーパーマーケットは店舗をセルフサービスにして人件費を節約し、併せて商品を大量仕入れによって消費者に安く提供するところにあるが、この基本原則が果して守られ続けられるか疑問である。目玉商品とかオトリ販売とか採算を度外視し乱立する店舗での競争激化により資本力の弱いところから倒産し始めるだろう。小売店の方が堅実である。小売店は間口が狭くても奥行きが深く、伝統の根強さもある。スーパーが本当に日本人に歓迎されるようになるには時間が必要である。スーパーマーケットが発達すると既存の小売店が斜陽化するとみる人がいる。わたしはそうは思わない。小売店もスーパーに刺激され合理化を進め、好成績を挙げているところも相当

²¹ 「大阪菓子新聞」、昭和 36 年 3 月 26 日付。例えば大阪府立産業能率研究所は「スーパーマーケット問題研究講座」を開設し、スーパーマーケットはこれからどうなるかを伝えていた。

²² 「大阪菓子新聞」、昭和 39 年 8 月 5 日付。

²³ 株式会社大松社長上田綱治郎。当時における松屋町筋菓子問屋街の指導者だった。

数ある。何も流通革命の恩恵はスーパーマーケットだけが享受するものではない。商品の流通過程の問題には不合理さもあるが、これらの解決にはメーカーの指導性もほしい、市場健全化はメーカーのバックアップと問屋の公德心が相まってできるのである。この点日本の問屋はまだまだ話し合うことができるというのが上田の結論であった。

指導的立場にある上田とは別に、若い問屋の経営者達は「卸問屋滅亡論」を聞かされ、大きな変革の波が押し寄せていることは日常の商い上で実感していた。しかし、問屋無用論は果してそうであろうか。山星屋は米国へいち早く視察にでかけ、米国ではチェーン化された小売業界にあってもホールセラーが大活躍している現状をみて菓子問屋もやりようではますます行けると確信し帰国している。次々に問屋の若手は米国を訪問し、チェーン化は進むだろうが問屋は滅亡しないという確信を持ち帰っていた²⁴。橘高（康）の説明によると、小売機構の上にあぐらをかいた卸問屋の姿勢は大きな変革を経験するだろう。理由は産業資本が長期的な投資活動に力を注いでいたのに対し、商業資本は短期的な投機活動に終始していたからである。問屋資本が長期的視野を持つとしなかったことが商業資本凋落の最大の要因のひとつである。その果たす役割、すなわち機能についての商業革新を遂行しなければならない。なお橘高は問屋として取扱商品の多角化が必要だろうと説く。小売店が取扱い品目を多角化することの必要性を感じているのだから当然であろう。小売店を今後チェーン結成の方向へ指導しようとするならば、なおさらである。

種々雑多な業種がスーパーマーケットを出店させ、その数は激増した。彼らは申し合わせたように菓子食品をオトリ商品に使い、廉売から乱売傾向を示すように変わってきた。このために菓子専門小売店の打撃は甚大で、業界にとって迷惑至極なものとなってきた。菓子問屋は菓子専門小売店の繁栄なくして成立しない。このような時代にこそ菓子問屋は菓子専門業者とともに生きる道を拓くべきである。そのような基本理念から健全な営業、繁栄のためには、小さい業者が数多く協力し、それぞれが分を守って大企業なみの力を発揮して共栄するべく、共同活動団体行動を行なうべきであると確信してボランティアチェーンに踏み切った。これは橘高庸の『私の半生』の概要である²⁵。

Kマートチェーン方式²⁶は、わが国菓子業界においては流通革新に対処する初めての方向であるために、批判もあり、反対意見もあり得た。そのため橘高は独善的、姑息的な行動は厳に排し、約1年間にわたってその考え方を公開し、彼の見方は業界紙、日刊紙にも詳しく報道された。

²⁴ 昭和35年頃に菓子問屋目連商会、エスケー商会などの専務たちが渡米した。

²⁵ 「大阪菓子新聞」、昭和39年10月5日付。

²⁶ Kマートチェーン方式、当時大阪で146店が加盟、菓子食品総合商社主宰でフランチャイズによるチェーン店。

Kマートチェーンは昭和38年2月17日、菓子食品総合商社橘高の主宰のもとで、大阪の菓子小売店72店をもって本格的ボランティアチェーンとして誕生した。以来徐々に発展していく。発足後の10ヶ月間で146店の加盟をみた。チェーン商品の月間取扱高は当初の2倍半に達し、チェーン本部の予想を遥かに超えた。Kマート発足は成功を収めたと橘高は自負した。ボランティアチェーンという卸・小売協業化は、流通対策の一環としてとり上げられた輸入思想である。スーパーマーケットのような外観上の派手さが無いものの、生産一卸一小売の流通垂直面での密着的連結と、小売段階での水平的連合を併合させた主体的な組織体である。したがって、これが店舗大型化とともに組織の大規模化を可能とし、やがて大資本による小売業制覇の脅威から中小企業者を守るに十分な威力を発揮するものと考えられた。しかし、小売店が以上を理論的に理解しても、実際に自己の営業に取り入れるには商習慣や従来の経営経験からみて抵抗があることも止むを得ない。

Kマート本部は加盟小売店の繁栄第一主義で種々の協同活動を指導実践し、異例ともいふべき加盟店の売上高の伸長と利益の増加をみた。Kマートの一応の成功の原因と考えられるものを列挙すると、およそ次のことが考えられる。①加盟店はすべて選抜された精鋭店で、旺盛な団体意識で結束している。②チェーン商品は全国の“よく売れる”菓子の集約である。③チェーンの仕入価格は絶対に安い。④受注、配送、集金の合理化方式が徹底している。⑤共同特売と共同広告を43週間継続したこと。⑥テレビによる企業宣伝が効き共同標識がものをいっていること。ボランティア「Kマートチェーン」は、設立以来、ますます拡大基調に推移し、さらに活動成果を拡大すべく参加店数の増大と店舗の拡張を目ざし、53店を組合員とする大阪Kマートチェーン小売協同組合設立の申請に乗り出した。チェーン本部ではまず神戸地区に50店のチェーン店を設立する計画であり、これが成功すればさらに京都、名古屋方面にも拡大する方針である。これが進むと扱い高は現在の平均月商約5千万円からさらに大幅な伸長をみるものと予想された。加盟店の店舗大型化にも商工中金などからの融資を仰ぎ設備資金を獲得するため、協同組合の申請を図った。その他従業員対策としての共同宿舍建設の計画など進めた。その後、Kマートは順調な発達を遂げ、1年にして180店に伸長した。

おわりに

高度成長期における大阪雑菓子業界は副題にもあるように流通近代化へどのように対応するかが課題であった。松屋町筋という地の利を得て永年継続し繁栄してきた大阪菓子業界は伝統に固執し、変化に適応できていなかった。

昭和 43 年「流通近代化の展望と課題」の中間答申から、主に資本の自由化、流通の生産性向上の課題が与えられ、菓子業界は激動の時代を迎える。衰退する松屋町をあとにして、物流の適地を求めて分散し、集積の利点を放棄した。流通の近代化は菓子業界に大量生産、大量販売を強いた。業界は大手、中堅企業と小規模零細企業に二分された。

大阪雑菓子業界は昭和 35 年から 45 年の高度成長期にどのような成長を遂げたのが本章の主題であった。日本経済の高度成長に恩恵も受けたはずの当時においても、業界紙の紙面では零細の菓子製造業者が業界内外に発生する諸問題に難渋し、小規模問屋は事業の困難さを切実に訴えている。昭和 40 年度の中小企業白書にも「金融がゆるんでも根底に構造要因があるので、中小企業の経営不振問題は基本的に解決されない」と指摘している。昭和 40 年代の「構造要因」なるものはどのようなことであったのだろうか。雑菓子業者も単なる景気循環による回復は期待できなくなったことには気付いていた。市場条件の悪化（大企業の進出・自由化の影響）、労働市場の変化（人手不足と賃金コスト上昇）など、企業の全般的な課題としてあげられるもののほか、とくに複雑でその構造変化が注目されたのが流通分野におけるものであった。自由化の波への準備として、菓子製造段階における量産体制の確立（キャンディ、ビスケット類）は、流通部門に大型化を要請することになった。一方、企業間の激しい競争の狭間で、企業格差が広がっていった。

第5章 本博士論文の意義と課題

第1節 本博士論文で明らかにしたこと

これまでの論述を通じて、私は大阪における雑菓子産業集積の誕生、発展、衰退とも言える一連の経済過程を分析の対象とし、それについて地場産業再興への希望を底流に据えつつも歴史的な視点から詳しくかつ客観的に論じてきた。

本論文で明らかにしたことは、松屋町筋の菓子問屋街がおよそ100年の間に得た7つの経験である。

- ① 松屋町筋菓子問屋街が存在したことは如何に評価出来るか。
- ② 大阪の雑菓子産業集積がどのような発展過程を辿り、それがどのように衰退していったのか。
- ③ 菓子業界の統制経済とは何をどうしたのか。
- ④ 菓子の産業集積は戦後復興をなし得たのか。
- ⑤ 大阪雑菓子業界における同業組合の変遷は如何なるものであったのか。
- ⑥ 貿易・資本の自由化への対応で日本の雑菓子業界はどう動いたのか。
- ⑦ 菓子業界の近代化に菓子業者はどのように対応しようとしたのか。

1 松屋町筋菓子問屋街が存在したことは如何に評価できるか

松屋町筋には明治初期から雑菓子製造業者の集積が始まっていた。狭い道路の両側に表は店屋、裏には長屋が連なり、砂糖の香りが漂う街が形成されていた。必ずしも良い立地ではなかったが、西側に東横堀川があり砂糖が運び込まれる有利さがあった。そこでは金花糖、金平糖、飴玉等の砂糖菓子の類が製造されていた。これらは雑菓子と呼ばれ、庶民の菓子でもあった。明治初期では問屋と製造は未分化であり、そして販売方法は行商するか、仲卸に依頼する方法しかなかった。そこに明治18年に菓子税が彼らに課せられた。取締りが厳しく業者は悲鳴を上げ、廃業に追い込まれるものが続出した。ところが大阪ではすでに菓子商組合が存在しており、菓子税撤廃運動で活躍した。明治中期には菓子問屋もその数を増し、菓子製造業者や小売店などと合同した大阪菓子同業組合が創立され、各地の菓子同業組合とともに全国組織へと発展した。

昭和6～8年の道路拡幅工事、戦時下の統制時代、戦争直後における統制期のなかでの再生、繁栄の時期と、松屋町筋の菓子問屋は幾つかの盛衰を経ていった。ところが、昭和45年頃には数社を残すのみで小さな産業集積の松屋町筋菓子問屋街は衰退していった。ただ雑菓子業界がなくなったかというところではそうではない。

松屋町筋菓子問屋街があったからこそ、現在でも、大阪の菓子業界は全国的にも第2位の地位にある。20世紀の菓子業界発展過程を述べるに際し、大阪における松屋町筋菓子問屋街の盛衰は研究のうえで欠かすことができない。

2 大阪雑菓子業界の発展過程

大阪市は第1次市域拡張ならびにその後の人口の都市集中により市制開始後の23年間で人口規模が約3倍になった。生活困窮者のための救済事業が始まり、中流階層以上の家庭は周辺地域へと住宅を移動させた。後に地方からこの地へ職を求めてやってきたのは生活困窮者予備軍である。このため、高級品ではなく、庶民のための雑菓子を商う松屋町筋菓子問屋の活躍が期待されるにいたる。松屋町筋の雑菓子は庶民の街に立地する公設市場にこそ適した商品であった。私設市場も増加していった。いずれの市場にも菓子小売店は1ヶ所以上存在していた。販売されている菓子類は松屋町筋問屋街経由であった。1925（昭和元）年の大阪市第2次市域拡張により人口は132万から211万に増加した。市内の工業化が進み、農村地域の過剰労働力が都市に吸引された。市内はもとより、都市近郊へ低所得層の住宅が広がりはじめ、大阪の富裕層、中流層は主に阪神間に移動した。しかし、この度重なる人口移動は、大阪における上菓子業の発展を阻害し、雑菓子業界が中小の菓子問屋とともに発展した。その後、私鉄が発達し、郊外にも住宅が増えると菓子小売店ができる。大阪は煙の都で仕事を見つけた人たちの都市となっていった。この新しい大阪市内の都市住民こそが雑菓子の顧客であった。菓子職人、仲卸、問屋で働く人の出身地はほとんどが地方出身者であった。雑菓子の供給者も消費者も大阪出身者が少なくなっていたのである。

ただ、これら雑菓子業者の経営者も事業承継は必ずしも円滑に進まなかった。事業合同、倒産、廃業、戦災、環境の激変など数えきれない過酷な環境変化が零細業者にのしかかってきていた。

3 統制経済と大阪雑菓子業界

1931（昭和6）年の満州事変以降、大阪雑菓子業界にも戦時協力の要請が強化されていく。菓子配給統制が1941（昭和16）年7月より実施された。全国一斉に卸売組合が配給機関となったものの、地方では卸売組合がなく混乱した。大阪では問屋数名でブロック組合を結成し、その実績によって配給業務を行なうことになった。菓子の販売価格も指定され60種類以上の公定価格が決められた。公定価格が発令されたものの実際の価格設定は困難であった。具体案となると結論がでなかった。菓

子の配給統制化はさらに困難な事業であった。大阪府下には生産者が約 2,000 軒もあって各種の雑多な菓子をつくっていた。また卸業者が約 450 名、小売業者は約 8,000 店あった。

複雑な事情を抱える菓子業者を官僚組織による統制では実現できず、この分野については民治統制として業者の自治に委ねることになった。

大阪府内の菓子配給量が決定されたが、各家庭に対する配給方法をどうするのかも課題であった。配給統制協議会において配給方法を具体的に立案することになったが、小売店整備が先決の問題であった。府下でおよそ 1,400 店が妥当な軒数と算定され、小売店数を大幅に減らし、残りを国家が必要とする産業への徴用が意図された。

4 松屋町筋雑菓子産業集積の復活

敗戦により大阪は焦土となっていたが、松屋町筋における雑菓子業界は驚くほど早いスピードで復興した。菓子統制が終戦直後も続けられていたにもかかわらず戦後になって菓子問屋の集積が再び成立したのである。1948（昭和 23）年、大阪府食糧課が菓子配給制度を実施に移した。育児児童向き、労務特配、老人向きなどの規格に応じて食糧課長と大阪府菓子工業協同組合が相談して生産を決めるシステムが構築されていた。行政主導で行なった生産品を配給しても粗悪品で売れなかったことを踏まえ、やはり菓子専門業者を組入れなければ良品ができないことを認識したのである。ただ、非組合員が暗躍し、警察が取締を強化していた時期でもある。1949（昭和 24）年頃の松屋町筋には精糖会社、製粉会社、油脂、香料など原料関係、各種雑菓子製造業者、各種菓子問屋（百貨店向き、地方向き、市内向き）が混在する街になっていた。

松屋町筋は交通の便が最良の地とは言えなかったが、雑菓子業者の集積が復活したのはなぜか。そこには戦前戦中に培った濃密な人間関係が生きていたのであると考えられる。大阪における雑菓子業界は、松屋町筋菓子問屋街を軸とし 1953（昭和 28）年から 1960（昭和 35）年に繁栄のピークを迎えていた。核になった人たちと新しい人たちによってなされたことなのであったとはいえ、激しい競争が始まり、淘汰が生じていく。

5 大阪菓子組合の変遷

松屋町筋に菓子問屋集積ができはじめる以前に、和菓子業界には株仲間が存在し、自分たちの権利を守る堅固な組織をもっていた。新店開き、分家、別家などは行司

と呼ぶ審査係をつくってみだりに仲間を増やさない工夫があった。しかし、明治 5 年での株仲間の解散まもなく、同業組合の創立が目立ってくる。明治 7 年には雑菓子商組合などが発足し、大阪における菓子商組合設立の年として記録される。

明治 40 年に雑菓子組合、餅饅頭商、砂糖漬物商組合の 64 名が発起人となって大阪菓子同業組合の設立準備に入る。1908(明治 41)年その設立が許可されたものの、1937(昭和 12)年に日中戦争が勃発したのち大阪菓子同業組合は統制組合に移行した。戦後になると、昭和 24 年成立の中小企業等協同組合法に基づいて事業協同組合、連合会を設置するという仕組みができあがった。各事業協同組合が共同仕入、共同販売の仕事を通じて積極的に協同組合の経営合理化をはかるという中小企業対策が中心であった。大阪菓子協同組合連合会は政策の積極性もなく合理化もできずに解散し、大阪菓子工業会に移行すべく準備した。工業組合の方が広い範囲にわたって協同組合事業の合理化につながる。かくして大阪菓子工業組合が誕生したが、理想にはほど遠く、業界の発展、合理化には寄与できなかった。

6 貿易・資本の自由化に対して、菓子業界はどう動いたか

1960(昭和 35)年当時、貿易の自由化が政府の重要政策として推進されていた。製菓業は砂糖その他原料を中心に国内生産条件が対外競争にきわめて不利な状態にあったので、菓子類の輸入自由化が行なわれたならば国内の菓子製造関係者が蒙る打撃は甚大であると考えられた。わが国の菓子業者のほとんどは中小企業で、菓子の輸入自由化により重大な脅威を受けることが容易に想像されたのである。

業界では菓子の輸入自由化に反対意見が沸騰するなかで、企業自らが体質改善、技術革新、経営合理化策を進めればこの危機を凌げることができるのではないかという業界人もいた。他方で、中堅、中小企業ではそれまでの高い関税率で菓子の輸入品が高い値段になるようにされていたので、油断し安住していたきらいがあった。実際には政府と大企業の対応策で事無きを得たのであるが、中小菓子問屋も輸入品をことさら手がけることもなかったようである。

さらに、1970(昭和 45)年、資本の自由化問題が大きな話題となる。巨大な外国資本が日本へ進出することが恐れられた。

欧米の菓子企業と日本の菓子企業とでは規模格差が圧倒的である、日本の菓子大企業はいずれも欧米の菓子巨大企業と提携作戦をとった。ただ、外国系の商品の一部を除き、売上げの伸長はなかった。嗜好品である味覚は保守的であったのだ。そして、わが国の大企業は流通の近代化、技術革新、経営合理化、システム化、省力化を経営に吸収していった。これによって日本の大企業と恩恵に預かった中堅企業は生き残り躍進することができた。しかし、この間において、多くの企業倒産、廃

業も数知れずあった。

7 菓子流通の近代化

貿易・資本の自由化は、一方で日本の菓子大企業、中堅企業を目覚めさせ、技術、経営の合理化が進展した。大量生産、大量販売が可能となったが既存の流通機構が余りにも前近代的で立ち遅れていた。そこにスーパーマーケット、ディスカウントストア等が急速に進出し始めた。従来からの百貨店以外に見るべき販路のなかった在阪雑菓子小売店は、スーパーマーケットは安売り店だとし、菓子小売協同組合を動かし進出反対運動を繰り広げたこともあった。このような時代にあって、流通機構の近代化を目指す有力菓子問屋では橋高が“Kマート”チェーンを開始した。Kマートは一時、生鮮三品を扱う先進的な運営で急速に店舗数を増加させた。これに対して、山星屋はスターチェーンを立ち上げ対抗した。いずれもリゾート、ゴルフ場など経営を多角化させた挙げ句に失速する。他方で、ダイエーは当時伸び盛りであった、大阪の中堅メーカーや、小企業までもが菓子問屋と同行し、ダイエーなどのスーパーマーケットに群がった。量販店が流通界を席卷し始めると、松屋町筋菓子問屋やその周辺の雑菓子製造業者に経営格差が広がり、倒産、廃業が続いた。地方の製造業者が量産体制を確立し大阪市場に流入し、安価な商品により在阪業者を圧迫した。松屋町筋に立地していた中堅、小企業者の一定部分は松屋町筋を離れ、郊外に工場を移転し、機械化、量産型の工場を建設して次の時代に備えていく。

以上の論述を通じて、私は大阪の雑菓子産業の繁栄から盛衰の経済過程を研究対象としてきた。ここでは、雑菓子という独特とも言える商品の定義を改めて示しておきたい。

本博士論文において、雑菓子とは後述の流通菓子も含め、菓子問屋が扱う菓子の総称であると考え。誕生過程においては無店舗で、製造品の販売を菓子問屋に依頼する製造業者の製品群をいう。これに対し、和洋生菓子とは概ね店舗を有し、消費者に直接販売する業者の商品を指す。

さらに、1970年代には菓子の貿易・資本自由化の影響で雑菓子から次第に分離していったのがビスケット、チョコレート、キャンディ等であり、近代的な量産化の可能な商品群である。一方、この時期には流通革命の中で大手スーパーなど大型小売店の全国展開が始まり、全国的に流通可能な商品群を流通菓子と称するようになった。

雑菓子とは何か、商品として流通するには3つの条件がある。甘さがあること。包装形態が素朴で腐敗、かびの発生が遅く日持ちがするもの。嵩があって安価なこ

と。すなわち、高度な技術、機械生産を必要としない手造り商品の煎餅、焼物、一口羊羹、豆菓子、かりんとう、飴菓子等々が代表的な商品である。先述の通り、雑菓子製造者は店舗を持たず、問屋に販売を全て依存した。小売店の側でも菓子問屋以外から仕入れることはできなかった。当時、雑菓子はまさしく庶民の文化として位置付けられていたのである。

なお、全国各地に駄菓子という菓子のジャンルが存在する。関東以北の駄菓子は現在でも素朴な郷土菓子としてそれなりの矜持を保持している存在である。しかしながら、関西以西においては、駄菓子はどちらかと言えば幼い子供向けの安価な菓子として雑菓子とは別扱いとなっていた。松屋町筋菓子問屋街には雑菓子屋と駄菓子屋とが混在しており、駄菓子問屋なるものがあった。菓子小売店も別であり、公設市場には駄菓子店はなかった。

さらに、ここでは上記の1～7の論述から得られた理論的インプリケーションについても簡単に触れておきたい。

第一に、雑菓子業が少額資本で経営可能となり、地方出身者においても短期間で技術を習得できることから開業が比較的容易であった。したがっていったん廃業しても再び立ち上がることが容易であるという資本特性をもつ。さらに、雑菓子の種類の多さは、製菓技術の深化よりも消費者の目先の変化を追うのみであった。すなわち、大阪雑菓子業の再生・衰退という産業集積の変遷には、同産業での資本特性が色濃く反映していたと考えられる。また、輸入の自由化に対抗するためにも国内菓子産業の近代化が要請され、行政はこれらを支援するに際し、大量生産によって機械化、合理化の可能な製品群として、チョコレート、キャンディ、ビスケットを選択した。その他は手工業製品群としたのである。このような近代化促進過程のなかから大企業、中堅企業、零細企業の規模格差が生まれた。さらには雑菓子業界の近代化の遅れをもたらした。

第二に、産業集積の点からの評価として、松屋町筋菓子問屋街を初期的産業集積と見做すことができる。雑菓子という同業種企業が集中立地している状態は「産業の地理的集中」であるが、このような現象的側面に加え、集中した企業間に縦横の取引関係、ネットワーク関係が観察され、一方で競争と協調が同時に成立している状態を現出していた。もうひとつは、地域原理に基づいた起業家精神の旺盛な地域産業風土の存在が指摘できる。松屋町筋菓子問屋街においては行き過ぎた競争心も垣間みられたが、地域の人々や企業経営者相互間での協同精神、企業と住民の地域産業を共通軸とする価値共有、経営者同士の信頼関係、経営者と従業員の信頼関係などが存在したゆえに100年間集積を維持してきたと言える。松屋町筋菓子問屋街は無形の社会資産である。大阪地域の産業風土が松屋町筋問屋街の形成にも影響

を与えていることが明白であり、このような固有の地域産業風土が地域経済社会の発展をもたらしたのである。

第2節 残された研究課題

松屋町筋菓子問屋街における約100年間における産業集積のライフサイクルを詳細に記述してきたが、残された研究課題についても以下の3点について略述しておきたい。

第一に、本博士論文では時間的制約もありまとめることのできなかつた高度成長期以後での大阪雑菓子業界の変遷についても今後具体的にまとめてみたいと考える。

先述したように、松屋町筋に問屋街を形成していた市内問屋はほとんど廃業した。市内及び地方移出問屋は広域問屋の発展過程で格差が増大し、競争により退出した問屋が多数に上った。地方にも大型小売店が大量出店するに及び、菓子小売店、地方菓子問屋、大阪の地方菓子移出問屋の順に衰退していった。広域菓子問屋も競争激化、競争により経営上の効率化を成し遂げた終えたところのみが生き残っていった。また、業態多様化により成立した菓子問屋も存在した。広域菓子問屋、雑菓子の高級品を老舗菓子専門店へ卸す専門問屋、小売店主宰の菓子問屋等々である。同時にスーパーマーケット、コンビニエンスストアの多店舗出店は量産型の菓子大メーカー、中堅メーカーに希望を与えた。

第二は、松屋町筋菓子問屋街における「集積の利益」をどのように考えるかである。

明治、大正の時代において、ある程度産業集積が形成され始めると、その集積の言わば自己増殖的優位により集積の存在自体が立地空間に「正の効果」を持つに至る。このロックイン効果により、新たな企業や関連する技能をもつ業者が引き寄せられ、ますます強い集積力をもつことになる。すなわち、藤田らの言う産業集積のロックイン効果分析の視点から、松屋町筋に集積していた大阪雑菓子業界を整理・論述してみたい。(石倉・藤田・前田・金井・山崎・江草『日本の産業クラスター戦略』の第6章)

そして、第三としては、同業組合、協同組合、工業組合設立の意義についてである。本論文で明らかにしたように、大阪の雑菓子業界では各種の同業組合が離合集散を繰り返してきた。昭和後半の時期にいたって大阪府菓子工業組合が難産の末に結成された。積極的に何もしないことが継続の要点ともなった。集まるだけで充分有意義であるとされた。政策と実運営との間に乖離があった。ただ組合は不要であったかというところについてはそうではない。同業組合発足をどのように考えるべきか。

あとがき

私がこの博士論文をまとめるにあたっては、家業である株式会社中島大祥堂の経営を社長として 29 年間務めたことがきわめて大きな影響を与えている。

中島大祥堂は京都にて享和 2 (1802) 年にその前身の干菓子製造所を創業ののち、大阪市都島区に転居し 1912 (大正) 2 年「中島大祥堂」を開業した。初代より一貫して干菓子製造に携わり、昭和初期には半生菓子、そして戦後の昭和 23 年には (先代) 社長の中島秀夫が天王寺区で再起を遂げ、焼菓子類に業種変更し、半生菓子の要素を取り入れ発展した。昭和 31 年には株式会社化を実現し、東大阪市の中央環状線沿いに焼菓子工場を建設した。本論文の筆者である中島孝夫が中島大祥堂に入社したのは 1965 (昭和 40) 年のことである。大阪万博 (1970 年) を期に社業を拡張させ、ダンケというブランドにてデザート菓子に参入した。丹波工場と新本社を建設し、創業 100 周年 (2008 年) を期に、取締役会長に退いた (現在の社長は九代目となる中島慎介)。新社長のもとで丹波本店開業 (2015 年)、東京進出により社業は飛躍的に発展している。

このように、中島大祥堂の歩みは大阪の雑菓子業界の歩みそのものであり、まさしく私は経営者として大阪雑菓子産業の誕生・発展・衰退のプロセスを体験してきた。この間、私は全国半生菓子協会会長 (2012 年より 4 年間)、大阪半生菓子協同組合理事長 (2010 年より 4 年間)、そして大阪厚生年金基金理事長 (2009 年より現在) 等々の役職も務めることにより、大阪雑菓子業界の歩みを記録として後世に伝えることの重要性に思いを馳せるに至った。

ところで、私は昭和 40 年代に、経営学を学ぶあるサークルでシュンペーターの「創造的破壊」との考え方に出会い、それに深い影響を受けた。実際の経営でも「創造的破壊」を繰り返し、今から思えばそれがプロダクト・イノベーションの実行であった。しかしながら、60 歳後半に成人性白血病と診断され、余命 10 年との宣言を受けた。残された 10 年を如何に過ごすか、思案のなかで再度大学に入学してシュンペーターを研究しようと思いつく。そのようななかで、友人に誘われ大阪商業大学のセミナーに出席した。そこで社会人枠のあることを知った。同大学院の地域政策学研究科経営革新専攻に入学ののち、中島大祥堂 100 年史を修士論文として提出した。途中で、いっそうのことなら博士を目指そうという意欲が湧いてきた。ところが経営革新専攻には博士課程がない。そこで、博士課程のある地域経済政策専攻の修士課程から出直すことにした。後悔はなかったが。病状はますます悪化していた。大学で授業の椅子にさえまともに座れない状態だった。刻々と迫る余命に縋り付いていた。地域経済政策研究科の大学院生としては、これからの中小企業の生きる道

は社会貢献が必須であることや、社会的企業としてのみ社会生存が肯定される。今後、社会に意味のない企業は淘汰の対象になるだろうということ等を学んだ。消滅寸前の松屋町筋菓子問屋街についての諸点を論じることで、それが菓子業界の集積再生につながる糸口となるだろう。これは研究するべきだと決心し、大学院博士後期課程を前田啓一先生の下で履修することになった。不思議なことに病気はこの頃から回復しはじめた。今日は杖どころかジョギングも可能となった。

本博士論文を執筆するに際して、貴重な資料が多々入手できたことは幸運であった。戦前の菓子新聞（大大阪菓子新聞）、さらには昭和23年から平成17年までの菓子業界新聞（大阪菓子新聞）の寄贈を受けることができた。この資料がなければ論文はでき得なかった。感謝しきれない。資料提供を頂いた元「大阪菓子新聞社」、現在の業界新聞社である菓業食品新聞社、ならびに週刊製菓時報社には資料を拝借し、また長期に亘り、ご支援賜った。

大阪商業大学大学院修士課程では小川正博先生のご指導を得た。そして、大学院博士課程前期では初谷 勇先生のもとで「松屋町筋菓子問屋街の発展」（2013年）を修士論文とした。さらに、博士後期課程で前田啓一先生には、この「近現代大阪における雑菓子業界についての研究」論文作成のため一方ならぬご指導ご鞭撻を賜った。これらの各先生方のご恩も忘れ難い。

さらに、末筆ではあるが家族、会社の人たちは、至らぬ老学生の雑用を迅速に処理してくれた、同労の士として感謝したい。

主要参考文献

- 「大大阪菓子新聞」大大阪新聞社〈大阪菓子同業組合 30 周年記念号〉、1937 年。
大阪菓子同業組合『戦時下国策菓子品評会誌』大阪菓子同業組合、1940 年。
池田文痴菴『日本洋菓子史』日本洋菓子協会、1960 年。
廣瀬為吉『近世日本菓業史 上』菓子公論社、1955 年。
大阪菓子新聞『菓人随想』大阪菓子新聞社、1973 年。
三宅實『思い出の記—お菓子で育った 70 年—』週刊製菓時報社、1978 年。
大阪市公設市場 70 年史編纂委員会『大阪市公設市場 70 年史』1989 年。
野中郁次郎『失敗の本質』ダイヤモンド社、1989 年。
村田正信『菓子問屋の昭和史』自費出版センター、1989 年。
江崎グリコ『創意工夫—江崎グリコ 70 年史—』江崎グリコ株式会社、1990 年。
大阪都市協会『大阪市政百年の歩み』大阪市総務局、1991 年。
藤田貞一郎『近代日本同業組合史論』清文堂出版、1995 年。
芝村篤樹『日本近代都市の成立』松籟社、1998 年。
石井寛治『日本流通史』有斐閣、2003 年。
石倉洋子・藤田昌久・前田昇・金井一頼・山崎朗・江草忠敬『日本の産業クラスター戦略』有斐閣、2003 年。
橘川武郎『地域からの経済再生』有斐閣、2005 年。
西川太一郎『産業クラスター政策の展開』八千代出版、2008 年。
藤本昌代『産業集積地の継続と革新』文眞堂、2010 年。
株式会社中島大祥堂『中島大祥堂 100 年史』同文館、2011 年。
鈴木博毅『「超」入門失敗の本質』ダイヤモンド社、2012 年。
前田啓一・町田光弘・井田憲計編『大都市型集積と生産ネットワーク』世界思想社、2012 年。
沢井実『近代大阪の産業発展』有斐閣、2013 年など。
- その他、「大大阪菓子新聞」菓子公論社、1925（大正 14）年創刊号～1937（昭和 12）年分ならびに、「大阪菓子新聞」大阪菓子新聞社、1947（昭和 22）年創刊号～1980（昭和 55）年分を参考にした。

大阪雑菓子業界関連年表

1858 (安政5)年	8月	大阪菓子仲間組合設立
1872 (明治5)年		大阪菓子仲間組合解散
1874 (明治7)年	3月	大阪菓子商組合設立
1885 (明治18)年		菓子税始まる
1907 (明治40)年	5月	大阪菓子同業組合設立総会
1908 (明治41)年	5月	菓子税廃止
1911 (明治44)年	4月	第1回帝国菓子飴品評会開催(東京)
1912 (大正元)年	2月	粗糖の買い占めが起こる
	4月	第2回帝国菓子飴品評会(金沢)
1917 (大正6)年	4月	第3回帝国菓子飴品評会(大阪)
	4月	第4回帝国菓子飴品評会(広島)
1918 (大正7)年	4月	大阪製菓協会主催、第1回菓子展開催
	5月	第5回帝国菓子飴品評会(福岡)
	10月	全国菓子業組合連合会設立
1919 (大正8)年	4月	砂糖相場下落、精糖会社は苦境に
	5月	全国菓業組合連合会設立
1920 (大正9)年	11月	第6回全国菓子飴品評会(京城)
1921 (大正10)年	3月	大阪菓子同業組合、存続、廃止論で紛糾
	4月	大阪、浪速製菓合資会社が見本市開始
1922 (大正11)年	4月	砂糖供給組合の人為的糖価吊上げに非難集中。「砂糖関税」「砂糖消費税」「共販組合の打破」を叫んで、全国業者大会が大阪で発足
	5月	日本米菓協会設立
1923 (大正12)年	2月	糖価引下げ全国期成同盟会発足(会長・江崎利一)
	5月	第9回全国菓子飴品評会(新潟)
1924 (大正13)年	4月	第10回全国菓子大博覧会(仙台)
1925 (大正14)年	4月	大阪同業組合で積極的な菓子輸出と菓子容器の回収決議
1926 (大正15)年		第11回全国菓子大博覧会が支那事変臨時改名全国菓子大品評会として開催された(大分)
	4月	物資統制のため、組合をさらに業種別協同組合へと細分化、全国及び府県レベルでは工業組合に組織化
1927 (昭和2)年	3月	六大都市にて家庭用砂糖切符制実施
	6月	全国の販売70団体が参加し日本菓子販売統制組合設立
	9月	澱粉類輸出統制令発令
	11月	砂糖配給統制規則公布
1928 (昭和3)年	1月	各地で配給統制協力会が発足
	5月	大阪府卸商業組合が「菓子統制配給所」となる
	7月	商工省管轄だった菓子が、農林省に移管
1929 (昭和4)年	2月	日本菓子工業連合会が臨時総会を開き、転廃業交付金問題を議論
	3月	菓子配給統制要綱、各製品基準表などを農林省が公表
	4月	水飴配給統制要綱が農林省より発表
	11月	第1回中央菓子統制配給協議会が開催
	12月	菓子改正公定価格発令、全国一律価格に
1930 (昭和5)年	4月	菓子小売店の整理統合が全国的に広まる
	4月	開業が不許可となり、許可は例外となる
1931 (昭和6)年	2月	全国各都市で菓子配給切符制実施
	2月	農林省で食糧確保完遂のため、中央食糧協会設立(日菓工連など17団体で組織)
	5月	戦争のため、組合活動自粛
1932 (昭和7)年	1月	協同組合法成立。統制組合は全面的解散、新組合へ漸次移行
	5月	全国菓子統制組合評議員会開催、菓子協同組合設立を検討

- 10月 前年の協同組合法成立に伴い、各地に協同組合続々誕生
- 1933 (昭和8)年 1月 全国チョコレート工業協同組合発足
3月 全国菓子組合連合会発足
9月 全国菓子協会発足
- 1934 (昭和9)年 6月 全国飴菓子協会創立
- 1936 (昭和11)年 1月 ビスケット業界では、本格的配給に備え、乾パン協会を全国ビスケット協会と改称
- 1939 (昭和14)年 大阪府菓子工業組合連合会、8組合で結成
- 1940 (昭和15)年 日本菓子組合連合会結成
- 1941 (昭和16)年 8月 大阪府菓子配給統制協議会設立(議長・正木繁吉)
9月 菓子統制、企業整備令発令
12月 太平洋戦争に突入、19年まで菓子生産は企業合同にて継続
- 1945 (昭和20)年 8月 太平洋戦争終結。大阪菓子工業聯合会存続、活動は停止
- 1946 (昭和21)年 大阪府菓子同業組合再編準備始まる
- 1947 (昭和22)年 7月 大阪府菓子工業組合設立(昭和42年の組合とは別)(組合長・原宗吉)
7月 全国菓子小売組合連合会発足
8月 大阪製菓連合協議会、関西菓子工業協同組合、大阪府菓子同業組合、大阪府菓子小売協同組合創立
- 1948 (昭和23)年 1月 日本チューインガム協会連合会結成
2月 浪速菓業会、70名結成(会長・原宗吉)
2月 第14回全国菓子大博覧会(長崎)
5月 大阪府菓子卸商業協同組合(理事長・山口俊治)
12月 菓子公定価格通達(菓子の委託加工賃)を決定
12月 大阪菓子移出協会創立(会長・片山真二)
- 1949 (昭和24)年 1月 大阪菓子移出協会結成(在阪の地方出荷問屋9名)
1月 業種別協同組合設立気運が高まる
4月 大阪府菓子商工組合連合会設立(昭和29年に大阪府菓子商工協同組合連合会に)
4月 関西輸出菓子工業協同組合創立(理事長・木戸協栄太郎)
4月 全日本菓子輸出工業協同組合連合会創立
9月 菓子統制撤廃期成同盟大阪大会開催
11月 大阪府餅加工工業協同組合創立
11月 水飴・澱粉の統制撤廃
- 1950 (昭和25)年 1月 大阪府菓子工業協同組合連合会創立(理事長・北本兵次)
2月 大阪松屋町菓子協同組合創立(組合長・堀内善三郎)
2月 第15回全国菓子大博覧会(名古屋)
3月 練乳・粉乳の統制撤廃
5月 大阪府粟起工業協同組合創立
7月 菓子用砂糖割当協議会開催
7月 生菓子協同組合、煎豆落花生協同組合、油菓子協同組合、豆が子協同組合、飴菓子協同組合など24組織を網羅した「大阪菓子協会」を創立(会長・北本兵次)
8月 全国米菓工業組合が発足
8月 大阪府甘納豆協同組合創立総会
8月 菓子類の価格統制撤廃
- 1951 (昭和26)年 1月 大阪菓子協会初会
2月 全国鳳瑞協会設立(会長・堀江尊一)
2月 大阪菓子卸組合を発展的解消し、大阪菓子問屋組合を結成
2月 大阪半生菓子協会の創立(菓仲会より改称し再開)
3月 大阪府菓子協会主催の菓子展示品評会開催
9月 大阪府菓子工業協同組合連合会設立(理事長・北本兵次)

- 11月 大阪府菓子工業協同組合連合会設立は白紙に戻る
- 1952 (昭和27)年 1月 チョコレート原料対策協会をチョコレート協会に改称
4月 砂糖の統制撤廃
4月 関西菓子工業会設立
4月 大阪砂糖取引所開業
5月 第12回全国菓子大博覧会(横浜)
- 1953 (昭和28)年 4月 関西菓子工業会役員改選(会長・森秋廣)
- 1954 (昭和29)年 4月 第13回全国菓子大博覧会(京都)
5月 大阪菓業青年クラブ創立(64名、会長・小島勝治)
5月 ビスケット業界協同組合が創立
6月 大阪製菓連合協議会発足
7月 全日本菓子工業協同組合連合会結成
7月 全国飴菓子協会発足
10月 大阪府菓子同業組合の発足
10月 全日本菓子工業組合連合会結成さる
- 1955 (昭和30)年 5月 大阪府菓子商工組合連合会の創立
5月 松菓同志会発足
7月 日本チョコレート協会を「日本チョコレート・ココア協会」改称
- 1956 (昭和31)年 3月 大阪菓業青年クラブ、製造者、問屋両クラブの合併(121人)
11月 第14回全国菓子大博覧会(長崎)
- 1957 (昭和32)年 5月 大阪半生菓子研究クラブ発足
6月 大阪菓業青年クラブ「第11回菓業大運動会」
10月 全国落花生豆菓子協同組合連合会設立
- 1958 (昭和33)年 1月 大阪クッキー協会創立総会
1月 日本煎豆落花生協同組合連合会結成
4月 大阪菓子移出協会改選(会長・橋高庸)
4月 大阪米菓協会(会長・森本正司)
5月 大阪菓子小売連合会が創立総会
6月 松屋町菓子問屋組合 週休制実現
6月 全国ビスケット協会、市場調査結果報告
7月 全国米菓協同組合連合会発足
8月 大阪府菓子問屋組合創立総会(組合長・上田綱治郎)
8月 大阪府菓子小売組合連合会結成(理事長・上田理)
10月 関西輸出菓子工業協同組合結成(理事長・木戸協栄太郎)
- 1959 (昭和34)年 4月 大阪の焼菓子4工業組合が合併し、大阪府焼菓子工業協同組合を創立
4月 大阪菓子移出協会を解消し、大阪菓子問屋組合に合流
4月 全国菓子協同組合連合会(理事長・若原譲就任)
5月 大阪松屋町菓子問屋組合改選(組合長・上田綱治郎)
9月 大阪府菓子商工協同組合連合会、集団求人受付
11月 日本チューインガム協会創立総会(会長・山本佐与治)
11月 大阪府油菓協同組合と奉天組合が合併し、大阪府油菓奉天協同組合を創立
- 1960 (昭和35)年 9月 第15回全国菓子大博覧会(愛知)
- 1961 (昭和36)年 9月 全国米菓工業組合総会
11月 大阪府生菓子青年クラブ創立
11月 日本製パン製菓機械工業協同組合創立総会
- 1962 (昭和37)年 2月 大阪府菓子工業協同組合連合会、工業組合結成を決定
5月 松屋町菓子問屋組合総会(組合長・豊下義夫)
7月 大阪米菓業界の内紛により、大阪府米菓協同組合と浪速米菓とに分裂
9月 菓子の自由化一時延期決定

- 10月 大阪中堅問屋7社が合併し、「近畿菓子食品株式会社」を設立
- 1963 (昭和38)年 1月 大阪府菓子工業組合創立総会開催
 4月 「大阪府菓子工業組合」創立。しかし不参加表明多数にのぼり創立できず
 4月 全日本ボーロ菓子クラブ設立(代表・山本藤太郎)
 7月 日本菓子保税工場協同組合設立
 8月 粗糖自由化決定
- 1964 (昭和39)年 1月 大阪糖価抑制促進協議会、国会へ糖価抑制を陳情
 1月 大阪府菓子工業協同組合連合会、工業組合結成の方針を確認
 8月 チョコレート公正取引協議会発足
 10月 大阪菓子業者による海外視察が急増
- 1965 (昭和40)年 1月 大阪府菓子工業組合が創立総会(理事長・加藤金之助)
 3月 全国米菓工業組合、中小企業近代化資金助成法による業種指定受ける
 4月 第16回全国菓子大博覧会(秋田)
 4月 近畿地区菓子問屋組合連合会結成(会長・上田綱治郎)
 5月 大阪府菓子工業協同組合連合会(理事長・森本正司)
 5月 全国飴菓子工業会結成(会長・木戸協栄太郎)
 8月 近畿菓子問屋組合連合会、リベート即時返還要求を出す
 8月 チョコレートの公正競争規約施行
 8月 糖価安定事業団発足
 11月 全国飴菓子工業会、近畿地区部会創立
- 1966 (昭和41)年 1月 日本ボランタリーチェーン協会設立
 1月 全国油菓工業協同組合連合会設立
 1月 日本輸出菓子保税工場協同組合がソ連への輸出を検討
 2月 大阪菓子輸出保税工場協会発足
 3月 大阪府米菓協同組合、外米事情につきタイへ視察
 4月 関西菓子協同組合11名韓国視察
 8月 全国米菓工業協同組合、近代化促進法に基づく基本計画を決定
- 1967 (昭和42)年 2月 第17回全国菓子大博覧会(札幌)
 2月 大阪府菓子工業組合設立(理事長・加藤金之助)
 3月 大阪菓子健康保険組合、大阪菓子厚生年金基金設立案
 4月 大阪府菓子工業組合設立認可
 4月 大阪煎餅仁風会と大阪煎餅製造組合が一本化され、大阪煎餅協会を設立
 5月 大阪菓子問屋協同組合(理事長・正木集治)
 5月 大阪府焼菓子工業協同組合発足(理事長・西川文人)
 11月 全国問屋組合連合会、三都会議開催
- 1968 (昭和43)年 2月 全日本菓子連合会総会で特恵問題等が話題となる
 3月 大阪府菓子工業協同組合連合会が解散総会を開く
 4月 大阪菓子厚生年金発足(理事長・上田綱治郎)
 6月 第17回全国大博覧会開幕(札幌)
 6月 大阪菓子小売連合会総会 10周年記念
 7月 日本チューインガム協会、公正競争規約制定を決める
 8月 大阪菓子商工連合会(理事長・加藤金之助就任)
 9月 全国ビスケット協会、公正競争規約で表示内容統一を図る
 11月 全国飴菓子工業会懇談会、第2次資本自由化、不当表示問題等を議論
 12月 全国問屋組合連合会を大阪にて開催、スーパー対策や、リベート返還を議論
- 1969 (昭和44)年 1月 松屋町菓子問屋組合、一方通行反対運動を開始
 1月 日本フード工業を再建、井村屋製菓(井村二郎)
 2月 全国飴菓子工業会が輸入阻止運動展開する

- 2月 カネボウハリス、「チューイングボン」が売れ行き好調
- 3月 総合問屋橋高が得意先対象にマーチャンダイジングセミナー開催
- 3月 大阪米菓総会で、韓国あられ、自主流通米、原料事情を検討
- 3月 全国米菓業者大会で韓国あられ輸入禁止を要望
- 5月 大阪府菓子問屋組合(理事長・豊下義夫)
- 5月 大阪菓子問屋協同組合(組合長・正木集治)
- 5月 菓子業界1本化、日本菓士商工連合会復活を決める
- 5月 全国菓子問屋組合連合会(理事長・上田綱治郎)
- 7月 中小企業庁、小規模零細菓子業者の経営実態を調査
- 7月 全国輸出菓子保税工場協同組合、関東地区で保税工場普及運動
- 11月 松屋町筋一方通行決定、地下鉄設置促進へ運動転換
- 12月 日本万国博に菓子業界から施設参加、協賛、小売の出店相次ぐ
- 1970 (昭和45)年
 - 2月 チョコレート類に関する公正取引規約が公示
 - 3月 大阪万国博覧会始まる
 - 3月 日本輸出菓子保税協同組合創立
 - 5月 マーチャンダイズマートで6日間輸出商品見本市開催
 - 6月 菓子業界1本化を期し、全国菓子産業連盟結成(会長・森永太平)
 - 6月 第23回全国菓子業者大会(伊勢市)
 - 8月 ナビスコ・ヤマザキ・ニチメン合弁会社
- 1971 (昭和46)年
 - 2月 菓子製造業、100%資本自由化
 - 3月 全国飴菓子工業会、協同組合に移行する
 - 5月 日本菓子BB協会発足
 - 5月 大阪菓子取引改善委員会製販懇談会開く
 - 7月 菓子貿易自由化対策本部発足
 - 7月 ビスケット類公正競争規約で説明会開く
 - 9月 日本輸出菓子保税協同組合、ドルショック対策で緊急理事会
 - 10月 キャンディ、キャラメルチョコレートビスケット等全面輸入自由化
 - 11月 第18回全国菓子大博覧会(鹿児島)
 - 11月 大阪菓子小売連合会、製造者と問屋との懇談会を開催
 - 12月 菓子貿易自由化対策本部が国産原料価格の引下げへ署名運動展開
- 1972 (昭和47)年
 - 1月 中小企業庁コンビニエンスストアー育成指導等に着手
 - 8月 全国飴菓子工業協同組合設立の動き
 - 8月 全国飴菓子協同組合近畿地区部会総会の開催(委員長・米田市太郎)
 - 10月 山星屋、日本一の規模を誇る鳥飼物流センター完成
 - 11月 日本輸出菓子保税協同組合、輸出目標30億円を超える
- 1973 (昭和48)年
 - 2月 第18回全国菓子大博覧会(鹿児島)
 - 9月 菓子類の総生産、年間一兆円超える
 - 11月 大阪府菓子工業組合、ヤマザキパン進出に関して抗議
- 1974 (昭和49)年
 - 3月 大阪府菓子種密引協同組合総会が開催(理事長・小林多喜三)
 - 4月 全国せんべい協会創立(会長・林松太郎)
 - 5月 大阪府洋菓子工業協同組合改選(理事長・中山貞雄)
 - 6月 全国米菓工業組合総代会(理事長・杉原国雄)
 - 9月 大阪菓子健康保険総会(理事長・山本藤太郎)
- 1975 (昭和50)年
 - 6月 大阪府煎豆落花生協同組合創立(理事長・田村寿朗)

[出所]「大大阪菓子新聞」「大阪菓子新聞」の各号を参照し、筆者が作成した。